



モバイル市場の競争環境に関する研究会 最終報告書骨子(案) 参考資料

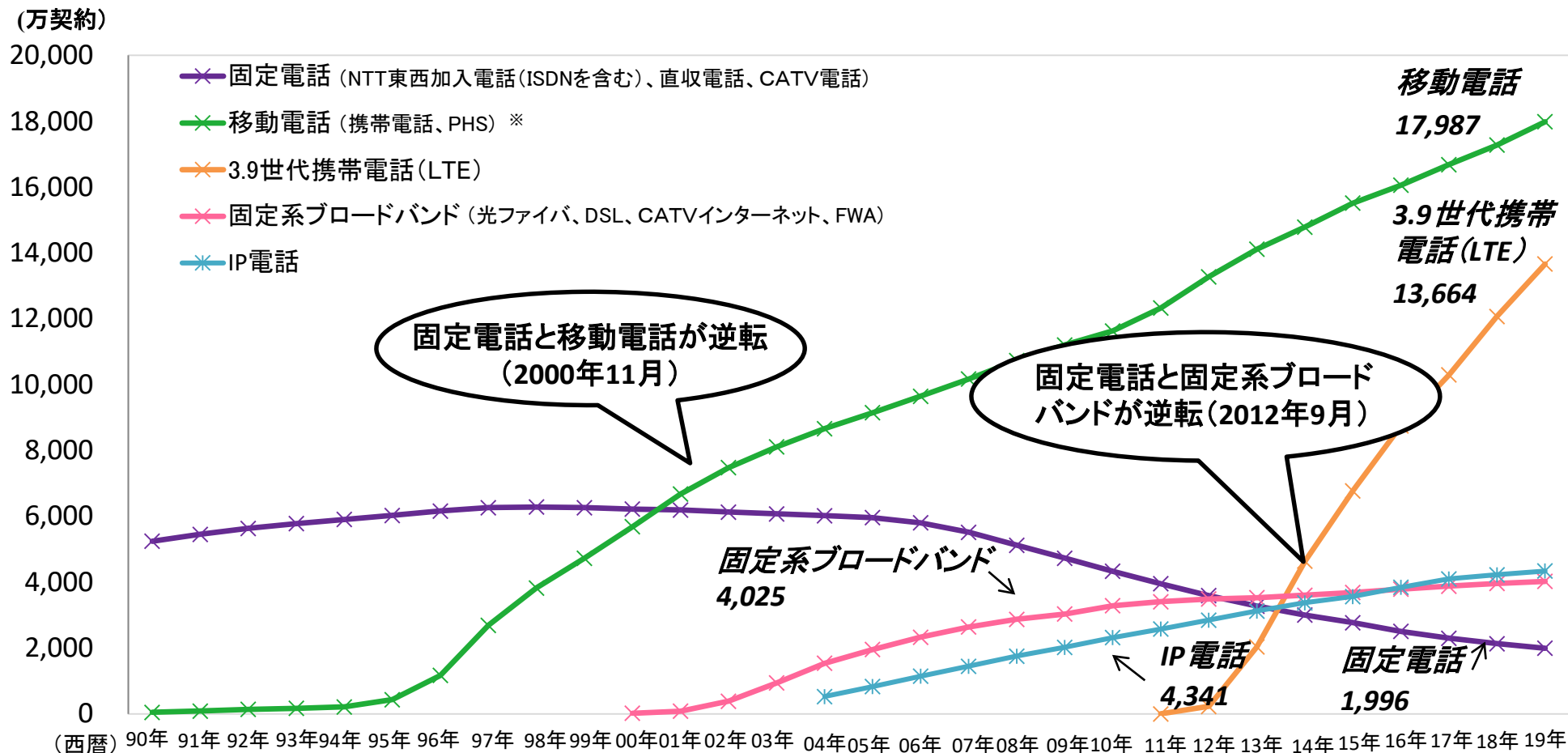
令和元年12月17日
事 務 局

全体概要

電気通信サービスの契約数の推移

(2019年3月31日時点)

移動電話の契約件数は、2000年11月に固定電話契約数を抜き、15年間で約3倍に増加(17,987万件)。



※ 平成25年度第2四半期以降は、グループ内取引調整後の契約数。

ただし平成27年度第1四半期以降においては、携帯電話サービス同士の事業者間のグループ内取引がなくなり、携帯電話の契約数については単純合算とグループ内取引調整後の数値は同数となっている。

注1: 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計や、図表内の数値から計算される増減率と表示されている増減率等については一致しない場合もある。以下同じ。

注2: 携帯電話及び移動系通信の契約数については、特段の記載がない限り、グループ内取引調整後の数値。

出典: 電気通信事業報告規則に基づく報告

(2019年6月30日時点)

- 現在のモバイル市場は、実質的に大手携帯電話事業者(MNO)3グループに収められている。MNOから設備を借りてサービスを提供する事業者(MVNO)のシェアは、12.2%。
- 楽天モバイル株式会社が今後、MNOとしてサービス提供開始予定。

NTTドコモ

(シェア37.7%)

KDDI グループ

(シェア27.6%)

UQコミュニケーションズ

ソフトバンク グループ

(シェア22.5%)

Wireless City Planning

楽天モバイルネットワーク

ネットワークの
貸出し

接続料の
支払い



52万円~61万円
(10Mbps当たり・月額)

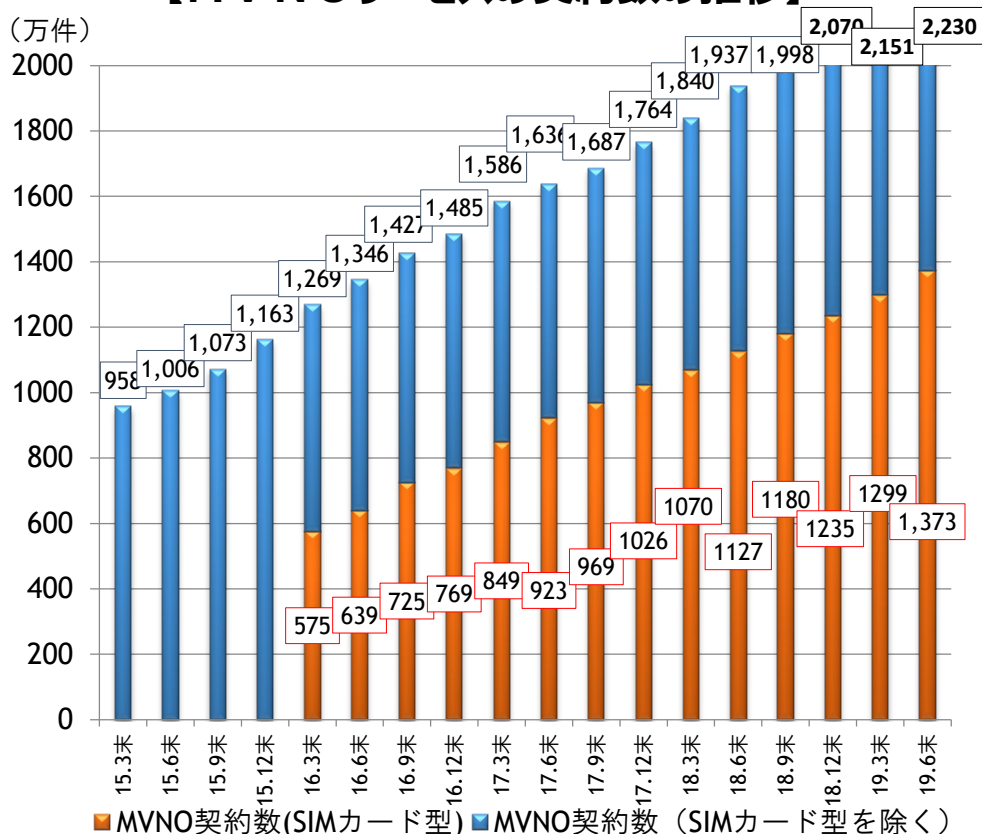
M
V
N
O

(シェア
12.2
%)

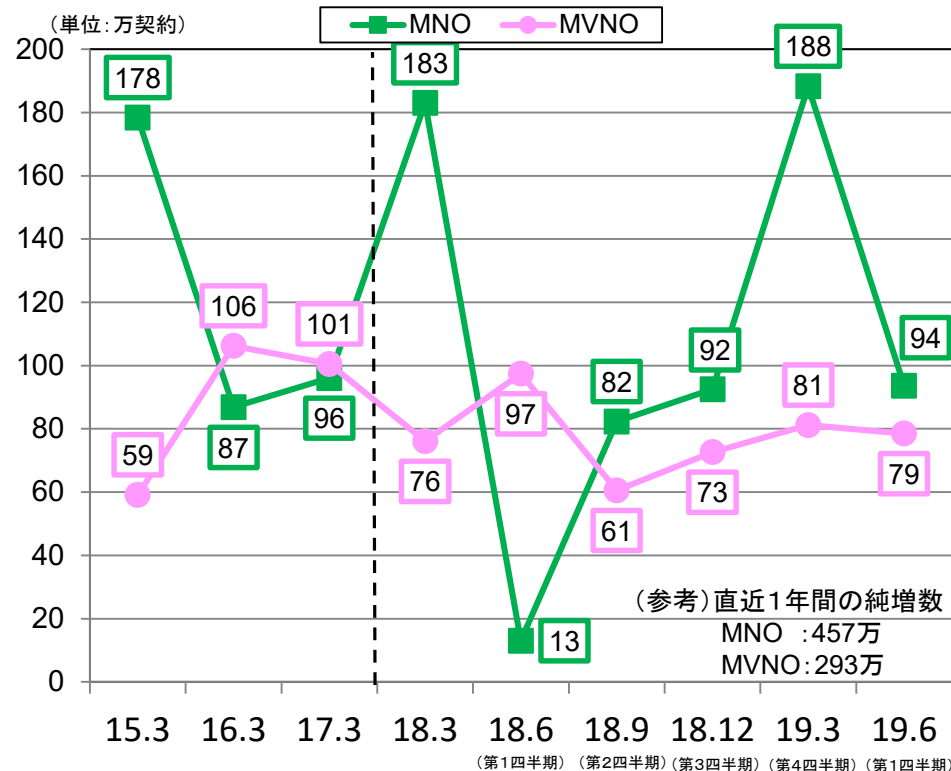
(2019年6月30日時点)

- MVNOサービスの契約数は、全体で2,151万（前期比+3.9%、前年同期比+16.9%）、SIMカード型で1,299万（前期比+4.9%、前年同期比+20.6%）とともに増加傾向。
- 直近1年間の純増数は、MNO(434万)がMVNO(355万)を上回っている。

【MVNOサービスの契約数の推移】



【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】

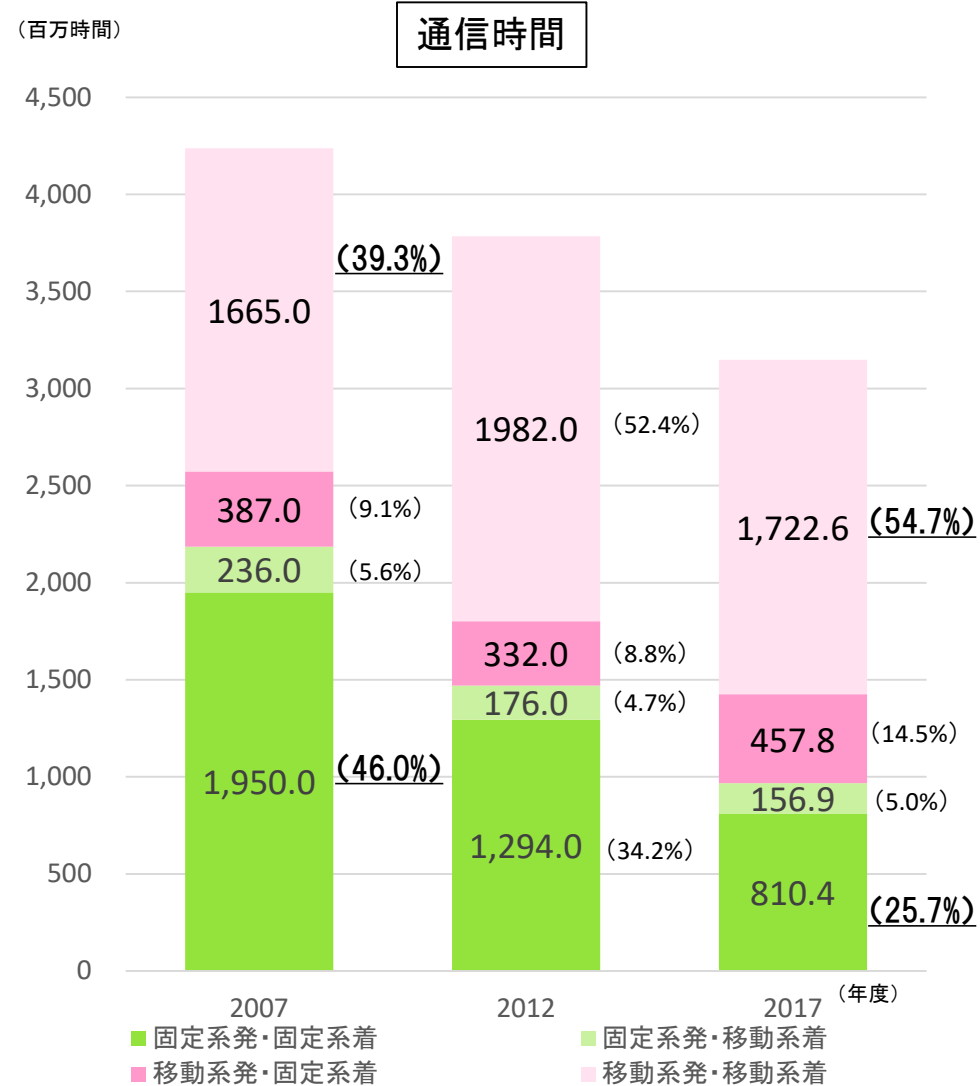
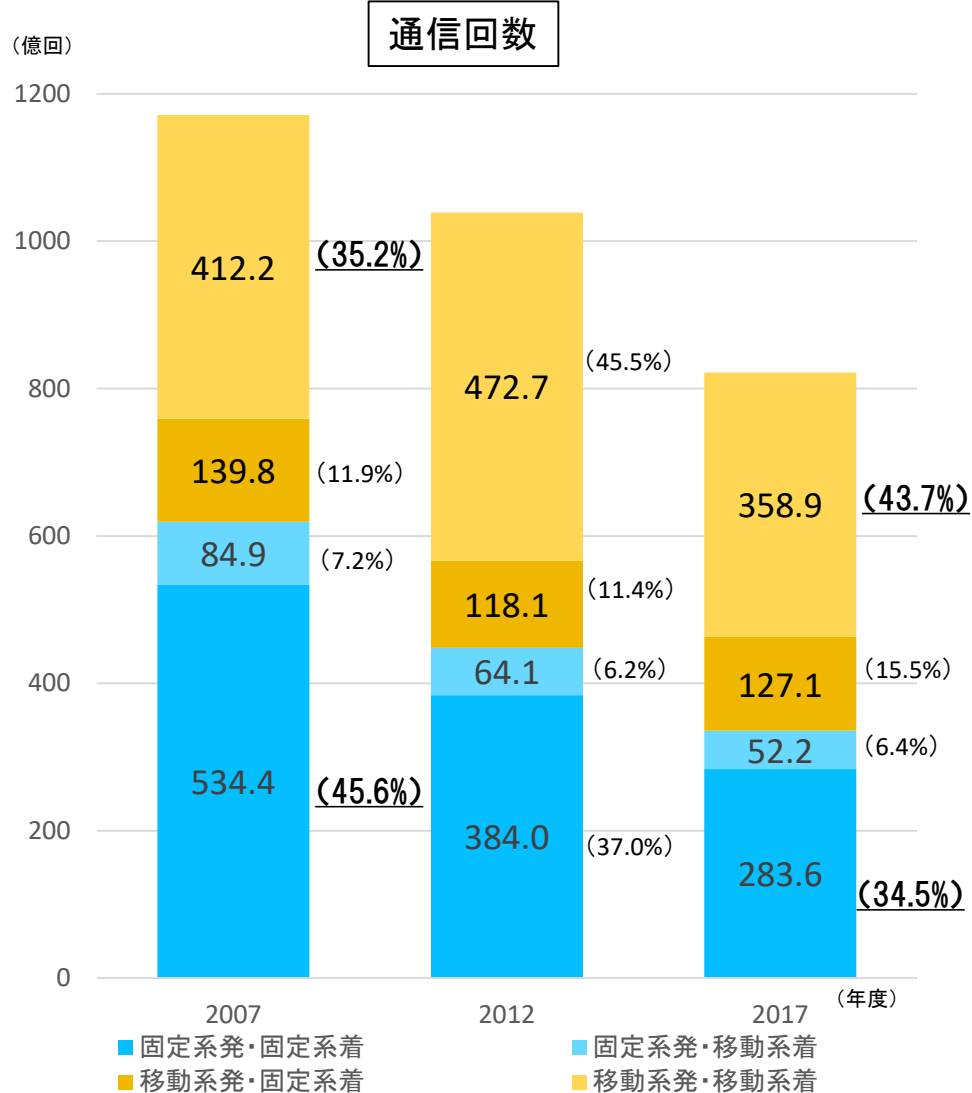


※1 SIMカード型の契約数は、MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態のものを集計。契約数が3万以下のMVNOサービスは含まない。

※2 2015年12月末以前は青色グラフがMVNO契約数全体を示す。

音声通信トラフィックの推移

- 音声通信トラフィック全体としては、2007年から2017年までの10年間で減少傾向にある。
- 通信回数・通信時間とも固定系間通信が減少傾向・移動系間通信が増加傾向にある。

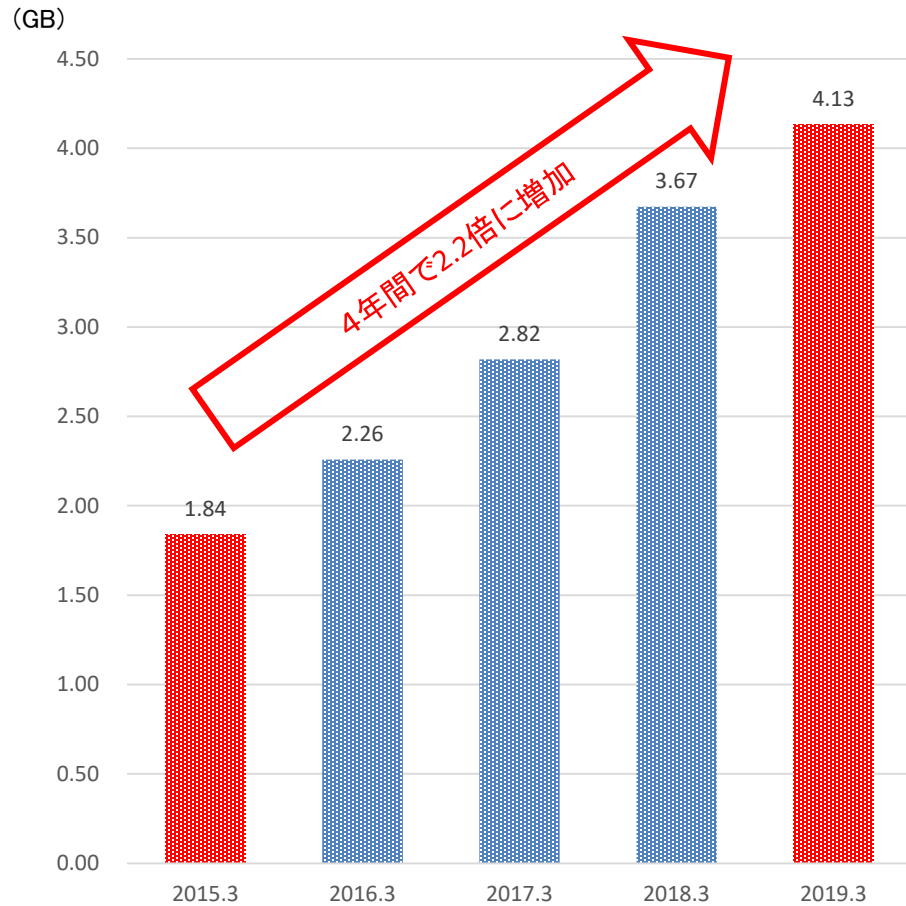


※1 固定系:加入電話・公衆電話・ISDN・IP電話/移動系:携帯電話・PHS
 ※2 グラフ右()内の数値は相互通信合計に対するシェア(四捨五入の関係上、各年度の合計が100%にならない場合がある)

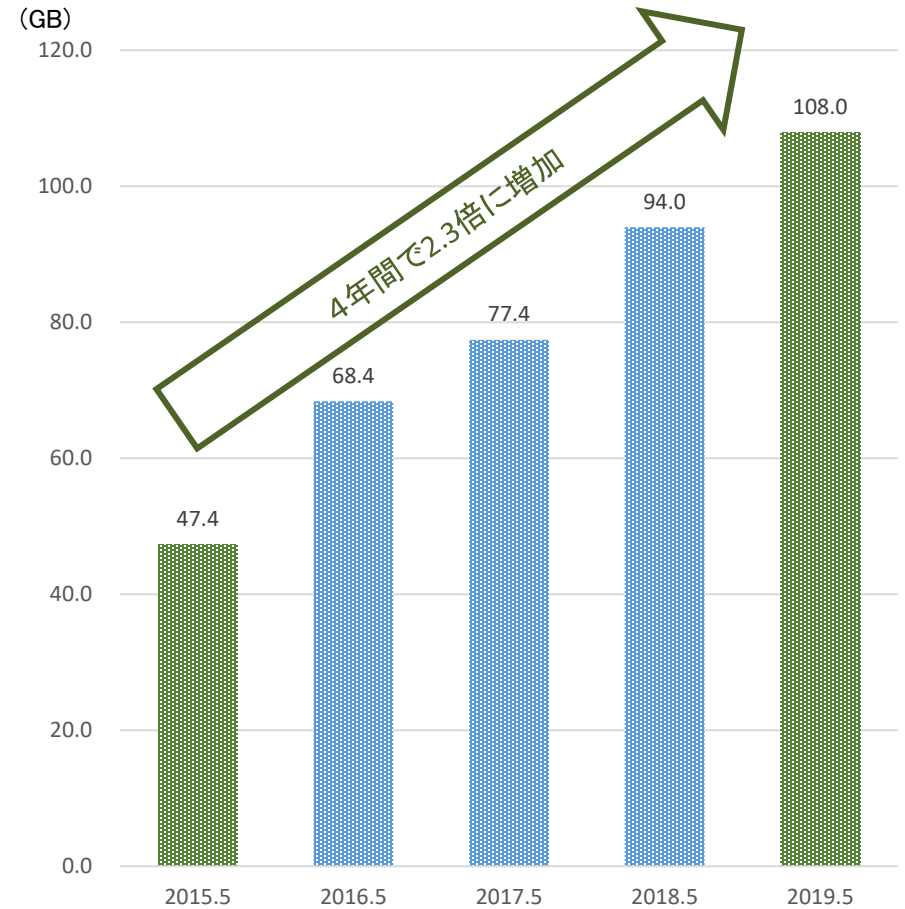
データ通信トラフィックの推移

データ通信トラフィックについては、移动通信・固定ブロードバンドともに近年急速に増加している。

移动通信契約1件あたり



固定ブロードバンド※1契約1件あたり



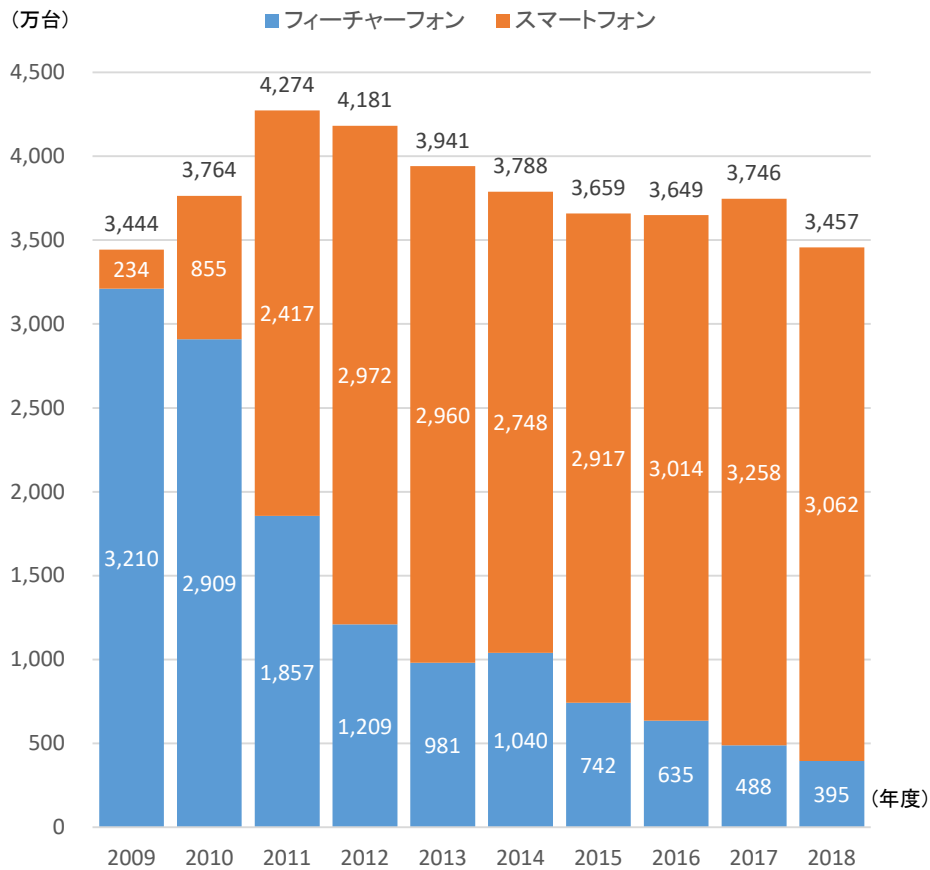
(出典) 総務省「我が国の移动通信トラフィックの現状(令和元年6月分)」より作成。
(各年3月に移动通信事業者5者が計測したトラフィック量から移动通信契約1件あたりの月間トラフィック量を推計。)

(出典) 総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」より作成。
(各年5月に協力ISP5社のブロードバンド契約者のトラフィックと、協力ISP5社の契約者数のシェアから、我が国のブロードバンド契約1件あたりの月間トラフィック量を推計(※2)。)

※1 FTTH、DSL、CATV、FWA

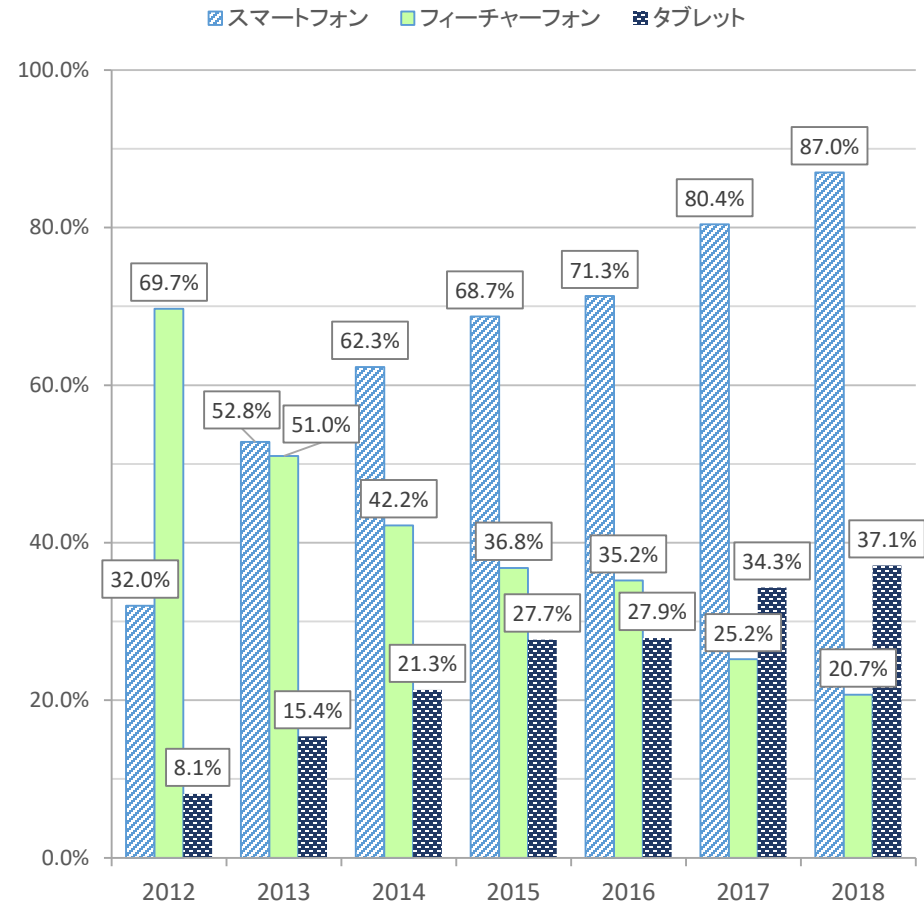
※2 2017年5月分から協力ISP9社の契約者トラフィックと契約者のシェアからの推計を掲載。

携帯電話(スマートフォン)出荷台数の推移



(出典) 株式会社MM総研「国内携帯電話端末出荷概況」
(各年度通期の総出荷台数等からグラフを作成)

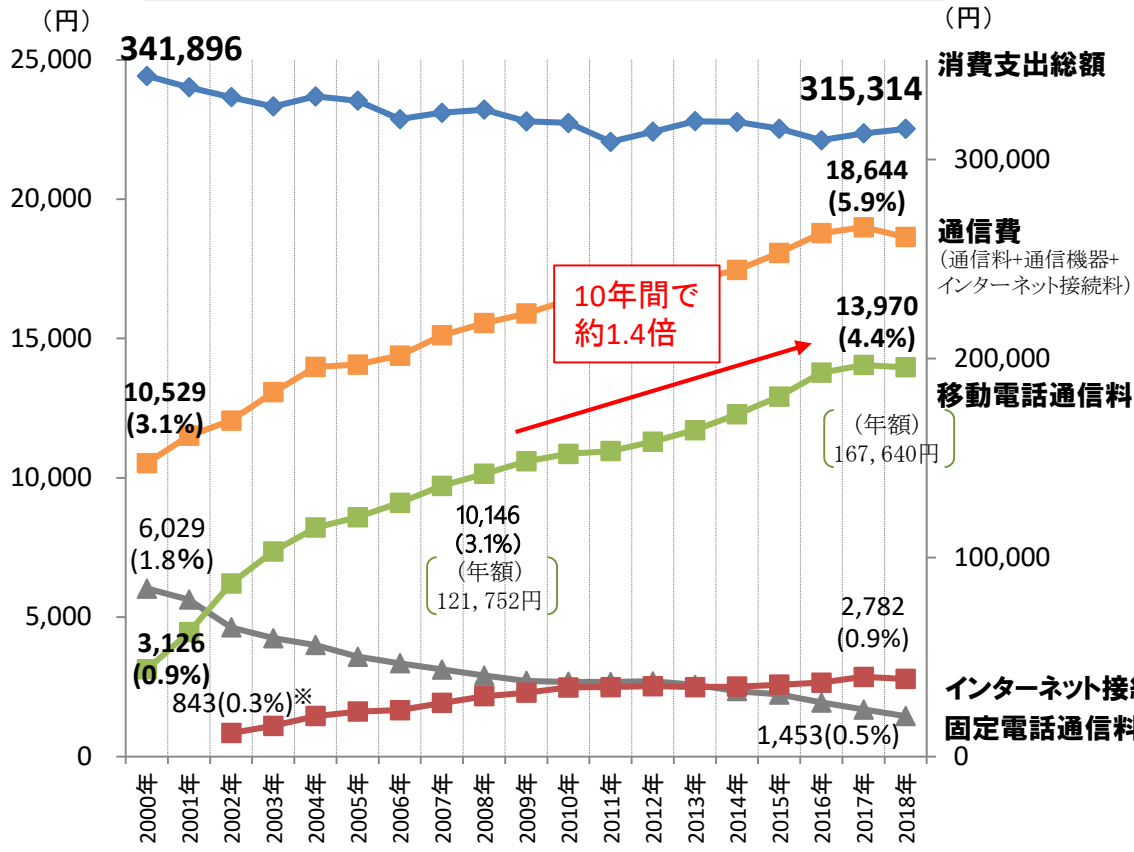
モバイル機器等の利用率



(出典) 総務省「平成30年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」
(「経年 モバイル機器等の利用率(全年代)」のグラフ形式を変えて引用。)

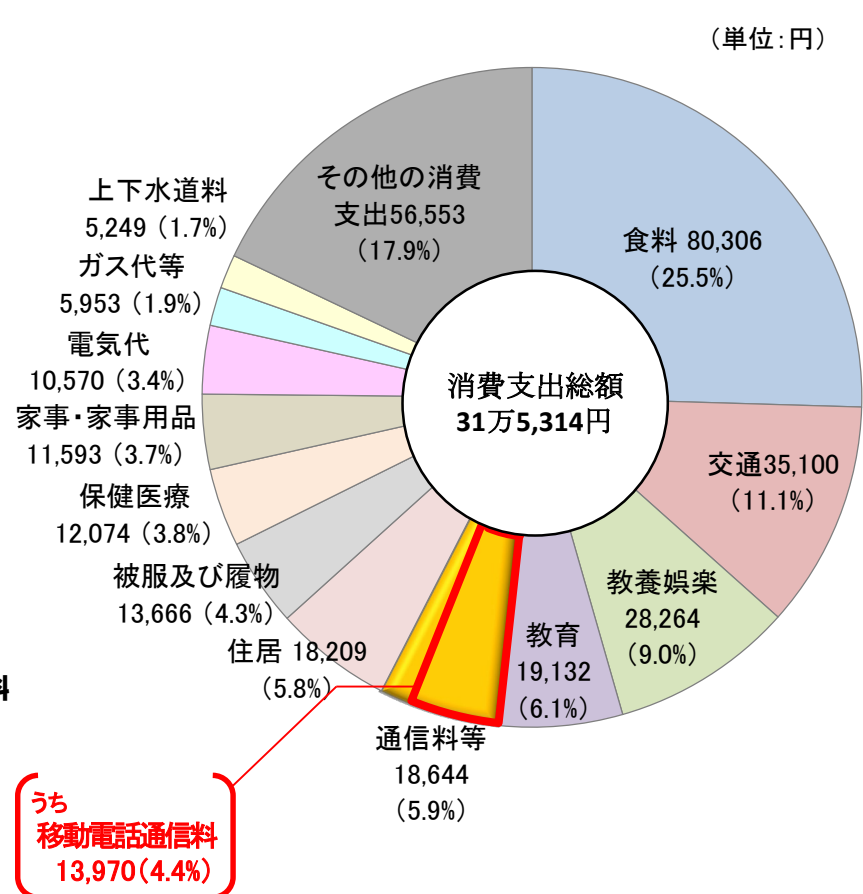
消費支出における通信費(二人以上世帯のうち勤労者世帯)

消費支出における通信費の推移(月平均)



* 2000年及び2001年はインターネット接続料の調査結果がないため、2002年のものを記載。

2018年の消費支出(月平均)



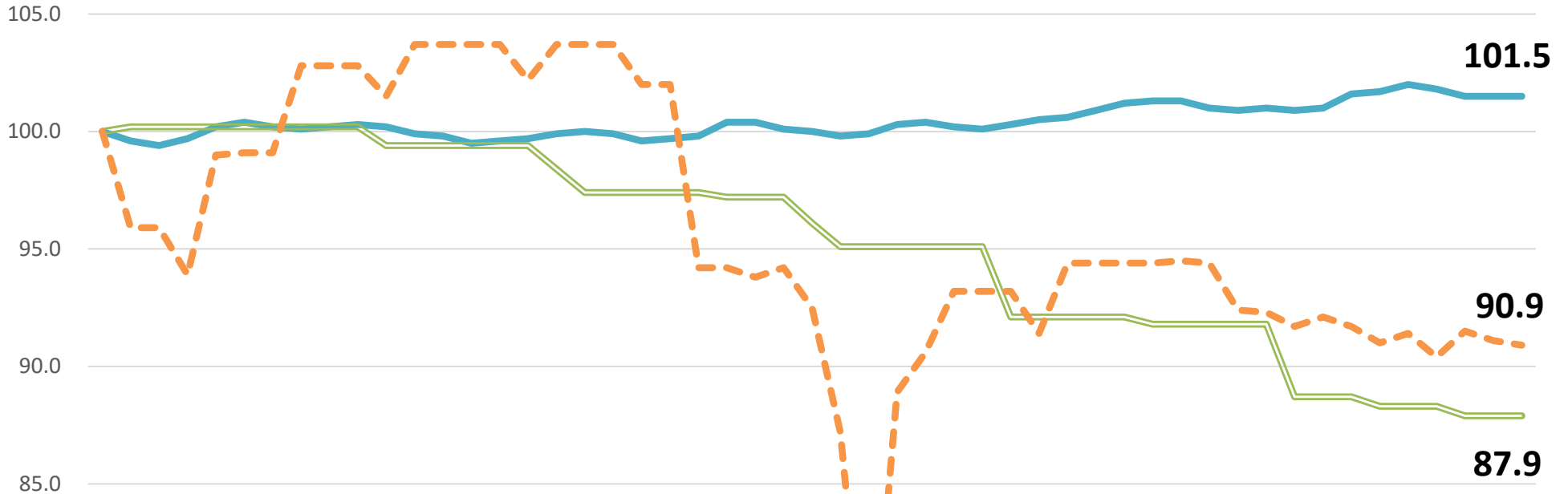
固定電話通信料	1,453円 (0.5%)
インターネット接続料	2,782円 (0.9%)
移動電話通信料	13,970円 (4.4%)
通信機器	440円 (0.1%)
計(通信費)	18,644円 (5.9%)

半期(年度)ごとの推移(単位:円)

	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度
	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)
消費支出	306,651	324,032	312,563	314,957	303,596	315,206	307,900	318,135	311,990
移動電話通信料 (消費支出に占める割合)	12,174 (3.97%)	12,661 (3.91%)	12,980 (4.15%)	13,438 (4.27%)	13,725 (4.52%)	14,023 (4.45%)	13,962 (4.53%)	14,082 (4.43%)	13,834 (4.43%)

注:各期の数値は、月当たりの平均値を記載。

消費者物価指数(2015年基準)の推移



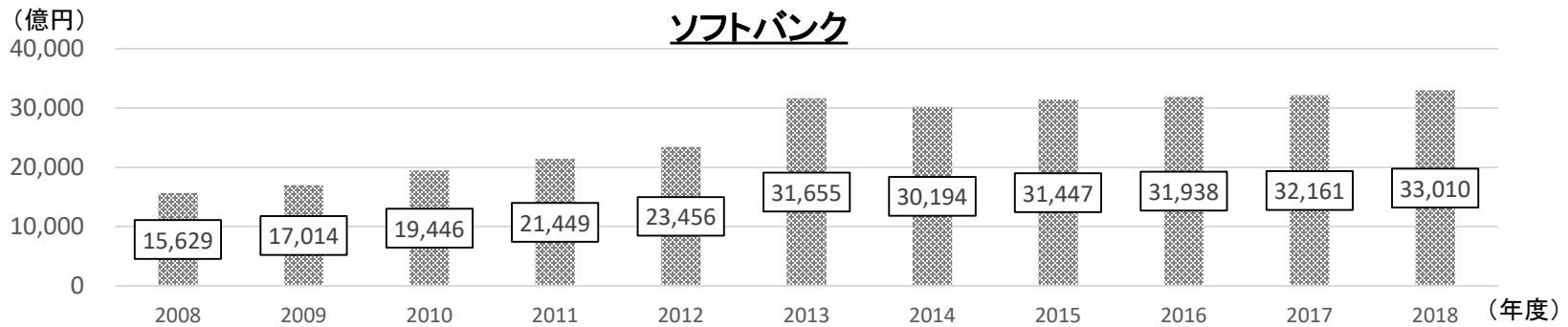
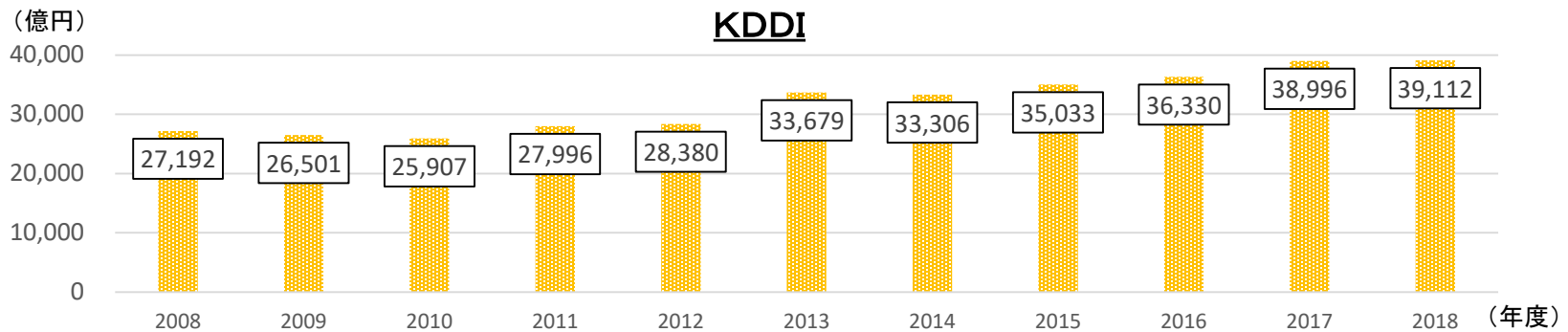
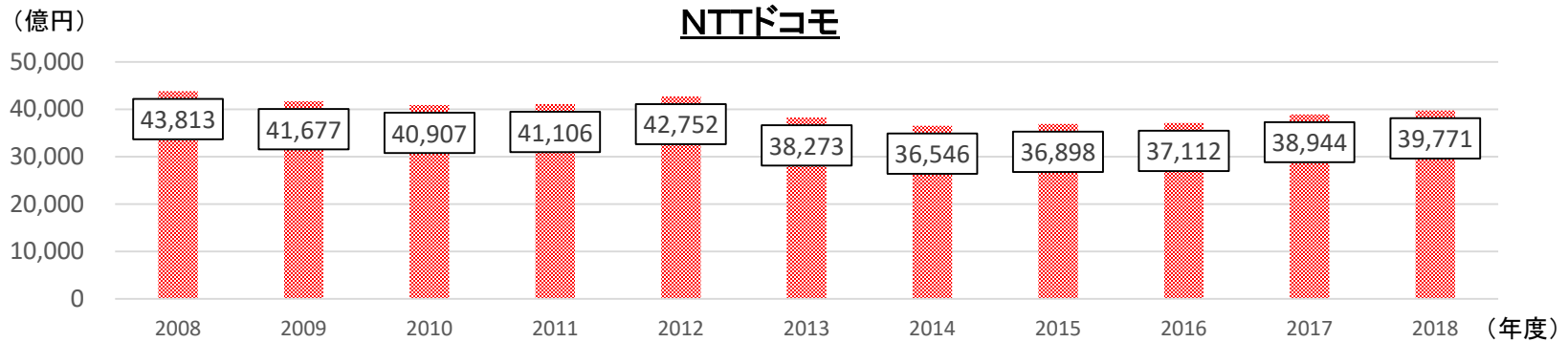
参考:年平均の消費者物価指数(2015年基準)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
総合	96.3	96.2	96.6	99.2	100	99.9	100.4	101.3
通信料(携帯電話)	101.1	100.9	100.9	101.1	100	97.9	93.9	89.8
携帯電話機	101.1	94.8	91.2	94.9	100	100.1	90.7	92.3

2015年1月 2015年2月 2015年3月 2015年4月 2015年5月 2015年6月 2015年7月 2015年8月 2015年9月 2015年10月 2015年11月 2015年12月 2016年1月 2016年2月 2016年3月 2016年4月 2016年5月 2016年6月 2016年7月 2016年8月 2016年9月 2016年10月 2016年11月 2016年12月 2017年1月 2017年2月 2017年3月 2017年4月 2017年5月 2017年6月 2017年7月 2017年8月 2017年9月 2017年10月 2017年11月 2017年12月 2018年1月 2018年2月 2018年3月 2018年4月 2018年5月 2018年6月 2018年7月 2018年8月 2018年9月 2018年10月 2018年11月 2018年12月 2019年1月 2019年2月

— 総合 — 通信料(携帯電話) - - - 携帯電話機

大手携帯電話事業者3社の売上高の推移



注) 使用した売上高は、次のとおり。

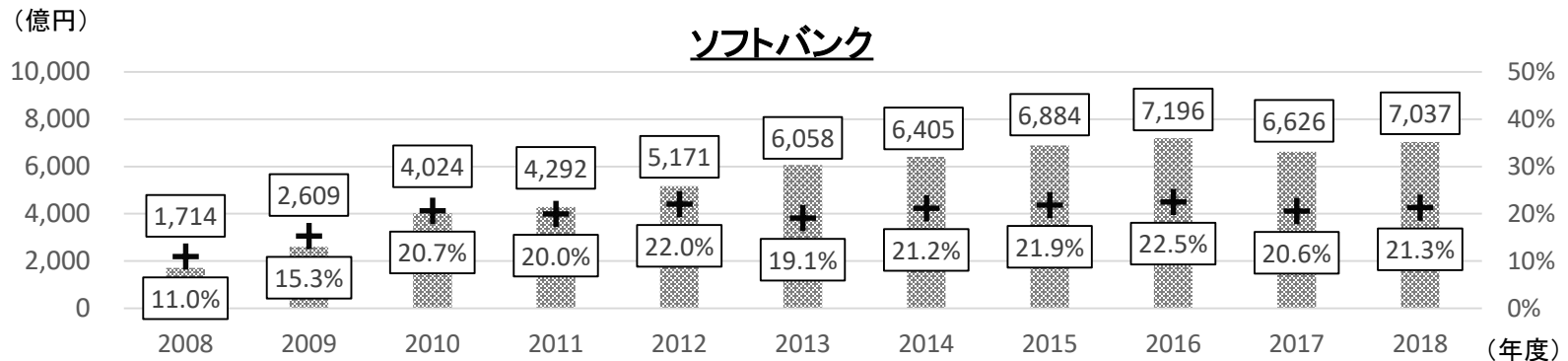
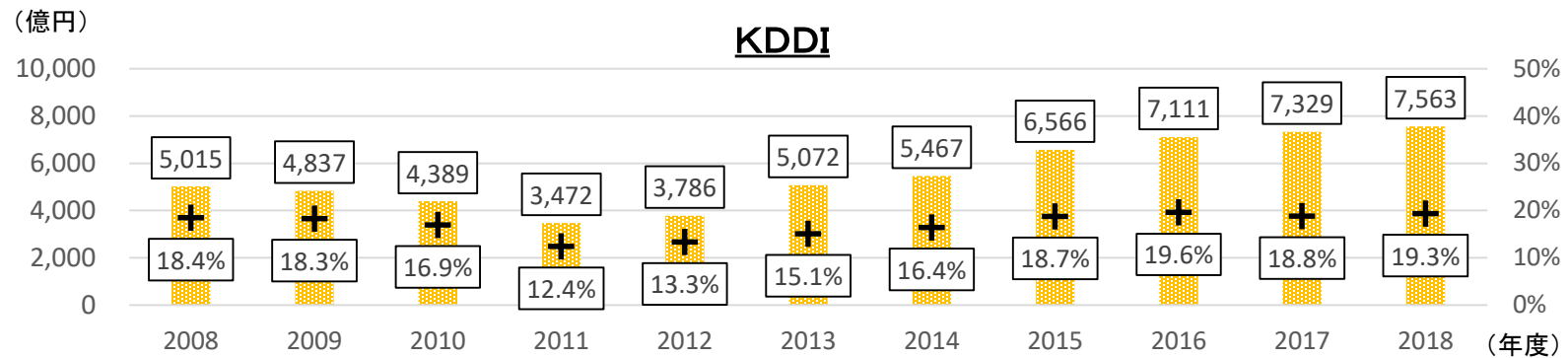
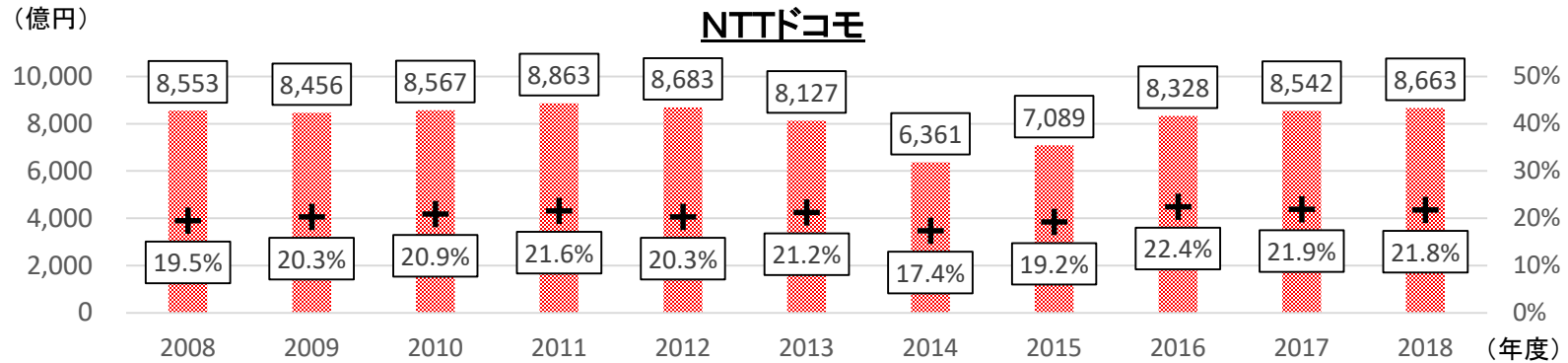
【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度以降は通信事業に係るもの(固定等含む)。

【KDDI】 2010年度までは移動通信事業に係るもの、2011年度以降はパーソナルセグメントに係るもの(固定等含む)。

【ソフトバンク】 2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度から2016年度までは国内通信事業に係るもの(固定等含む)、

2017年度以降はコンシューマ事業及び法人事業に係るもの(固定等含む)。

大手携帯電話事業者3社の営業利益及び売上高営業利益率の推移 11



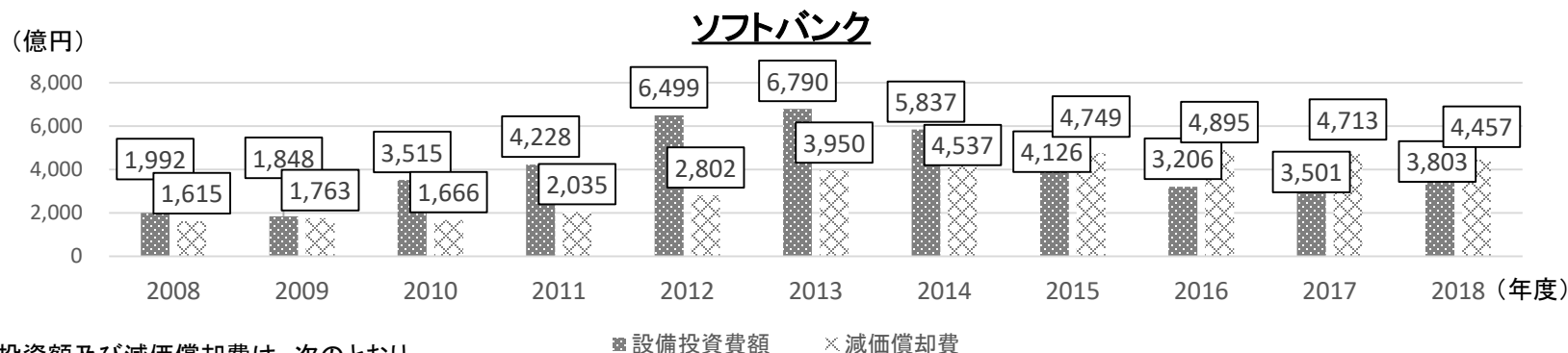
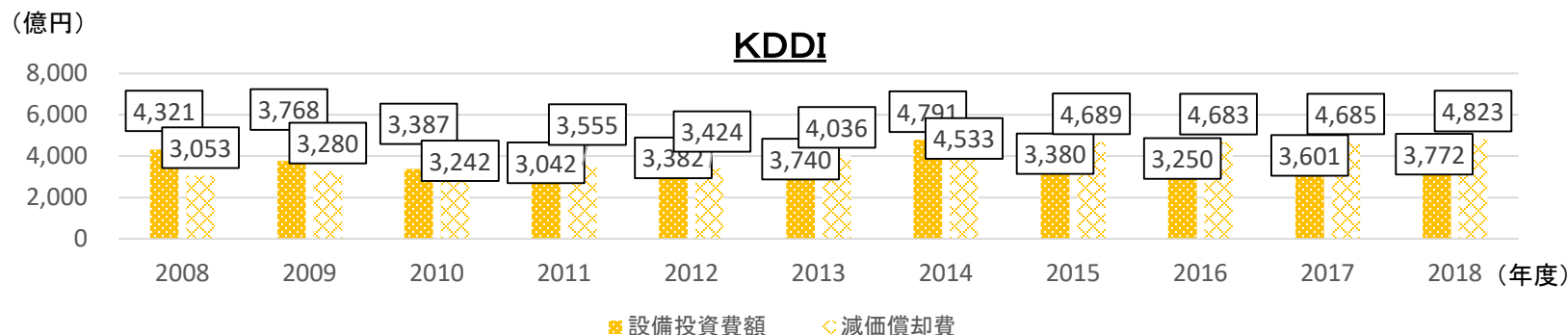
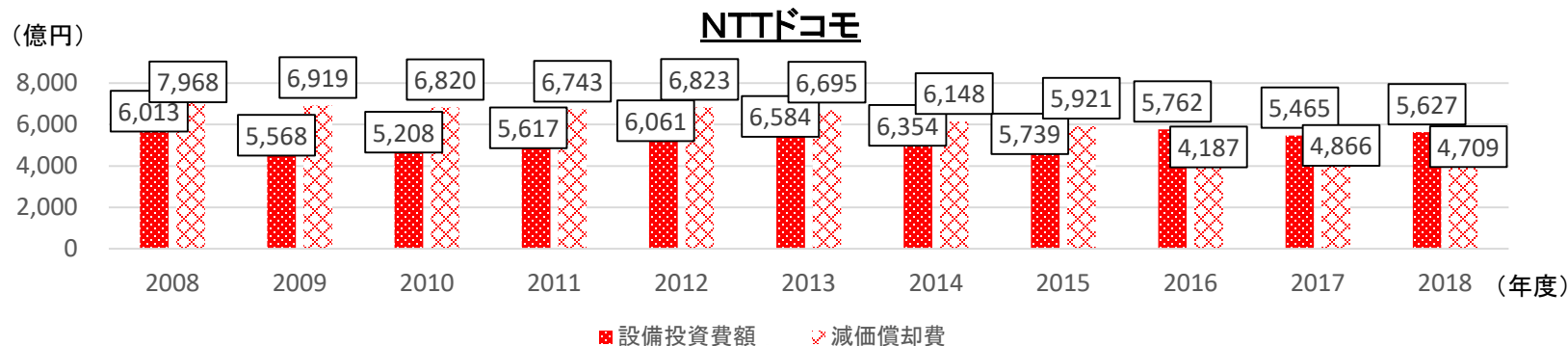
注) 使用した売上高は、次のとおり。

【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度以降は通信事業に係るもの(固定等含む)。

【KDDI】 2010年度までは移動通信事業に係るもの、2011年度以降はパーソナルセグメントに係るもの(固定等含む)。

【ソフトバンク】 2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度から2016年度までは国内通信事業に係るもの(固定等含む)、2017年度以降はコンシューマ事業及び法人事業に係るもの(固定等含む)。

大手携帯電話事業者3社の設備投資額及び減価償却費の推移



注) 使用した設備投資額及び減価償却費は、次のとおり。

【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度～2016年度は通信事業に係るもの(固定等含む)。

2017年度は、設備投資額は通信事業に係るもの(固定等含む)、減価償却費は連結に係るもの。

【KDDI】 2018年度までの設備投資額及び2010年度までの減価償却費は移動通信事業に係るもの。

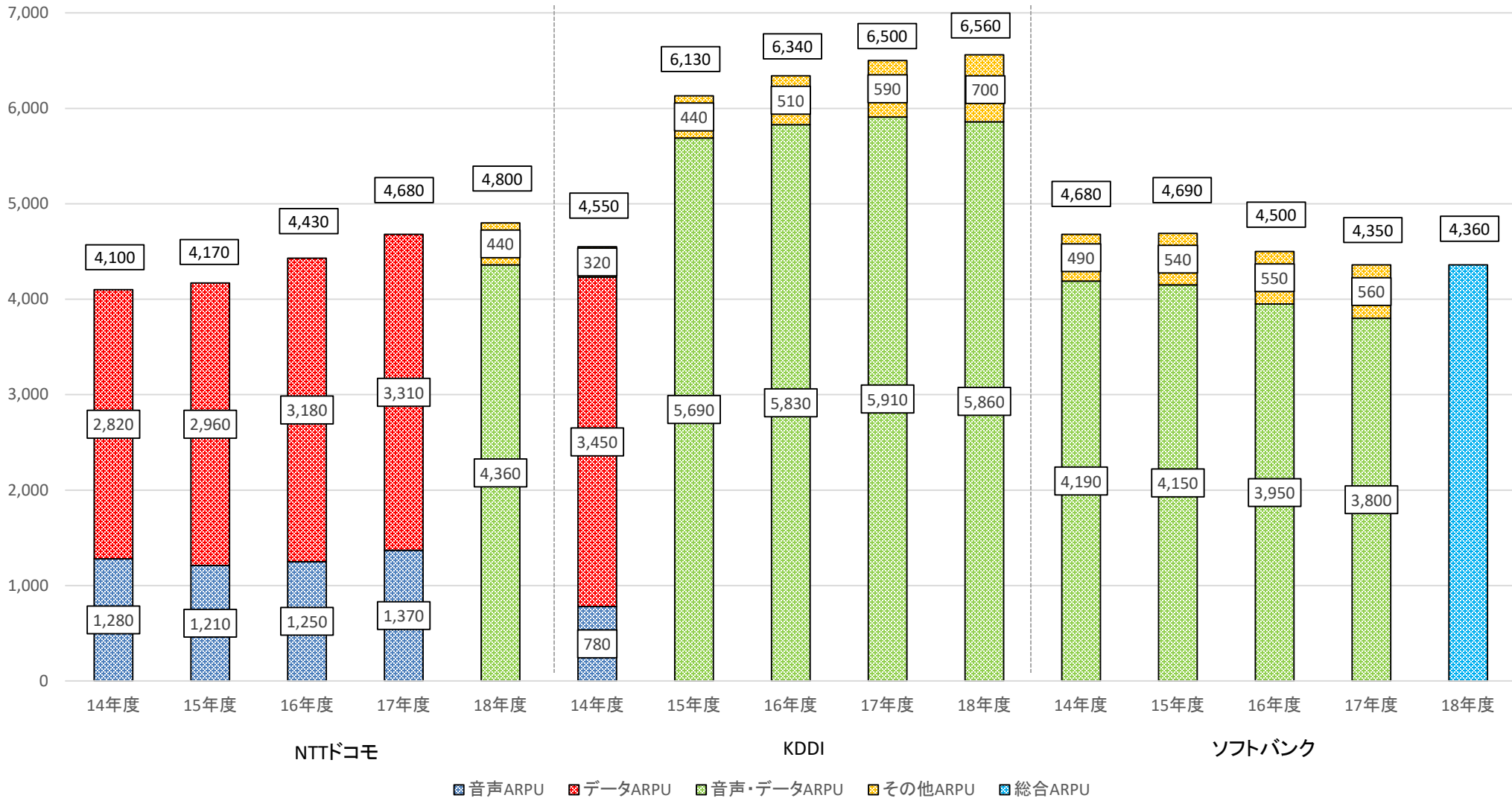
2011年度以降の減価償却費はパーソナルセグメントに係るもの。

【ソフトバンク】2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度から2016年度までは国内通信事業に係るもの(固定等含む)、

2017年度以降は、設備投資額は連結に係るもの、減価償却費はコンシューマ事業及び法人事業に係るもの(固定等含む)。

大手携帯電話事業者3社のARPU等の推移

(円/月)



注1) 各社のARPUは、各社ごとの基準で算出、公表されているもの。同一の計算方法で算出されたものではない。
 注2) KDDIについては指標としてARPA (Average Revenue per Account : モバイル契約者1人当たりの月間売上高) を使用しているが、ここでは便宜上ARPUとして記載。
 注3) 四捨五入表示のため、各ARPUの合計の数値と合計のARPUの数値が合わない場合がある。
 注4) ドコモはスマートARPU、KDDIは付加価値ARPU、ソフトバンクはサービスARPUも含む。
 注5) KDDIの2012年度以降のARPUは「パーソナルセグメント」の「au通信ARPU」を使用。音声ARPUからは割引適用額を控除。
 注6) ソフトバンクの2011年度までのARPUは、通信モジュールを含む。

- **一般の事業者**に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、**新規参入や料金に関する事前規制を緩和**（現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃）する一方で、**消費者保護ルールを充実**。
- **特定の事業者**（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、**接続ルール※1等の公正競争ルールを整備**。

※1 **接続ルール**:他事業者にネットワークを開放する際に適用される料金・条件等に関して定めた法令の規定。

規律の変遷

昭和60年～
(1985年～)



平成9年～
(1997年～)

平成13年～
(2001年～)



平成16年～
(2004年～)



平成28年～
(2016年～)

事前規制から利用者視点を踏まえた事後規制へ

事業者一般への規律

競争原理の導入

- ・電気通信事業法の施行
- ・電電公社の民営化 (NTTの設立)

市場の自由化

参入規制の緩和

- ・需給調整条項の廃止
- ・外資規制の原則撤廃

料金規制の緩和

- ・料金の認可制 → 届出制
- ・プライスカップ制度(※2)の導入

多様な事業者の参入促進
自由な料金設定を可能に

約款規制等の緩和

- ・契約約款の認可制 → 届出制
- ・接続協定の認可制 → 届出制

ユニバーサルサービス交付金制度の導入

紛争処理委員会の設置

自由・迅速な事業展開の促進
セーフティネットを整備

参入許可制の廃止

- ・許可制 → 登録/届出制

料金・約款の事前規制を原則撤廃

利用者保護の推進

- ・事業の休廃止の周知義務化
- ・提供条件の説明義務
- ・苦情等の処理の義務化

市場支配力の濫用を禁止

紛争処理機能の拡充

- ・対象の拡大(コンテンツプロバイダーとの紛争)

安全・信頼性規律の強化

自由な事業展開の促進
利用者保護ルールの整備

利用者保護ルールの拡充

- ・書面交付・初期契約解除制度の導入
- ・不実告知等の禁止
- ・勧誘継続行為の禁止
- ・代理店に対する指導等

特定の事業者への規律

ネットワークを借りやすくして多様な事業者による自由な事業展開を促進

固定系への接続ルールの導入

- ・接続約款の認可制の導入
- ・接続会計の導入
- ・ローカルループ、ダークファイバのアンバンドル(※3)の義務化
- ・LRICの導入

NTTの再編成

- ・持株、地域会社(東・西)、長距離会社(コム)に再編

移動系への接続ルールの導入

- ・接続約款の届出制

禁止行為規制※の導入

- ※特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止等

NTT東西の業務範囲拡大

移動系の接続ルールの強化

- ・接続会計の導入

固定系の公正競争ルールの強化

- ・機能分離の導入 等

NTT東西の業務規制手続の緩和

移動系の接続ルールの更なる強化

- ・携帯電話網の接続ルールの充実

グループ化・寡占化への対応

- ・登録更新制の導入

NGNのアンバンドル卸制度の整備

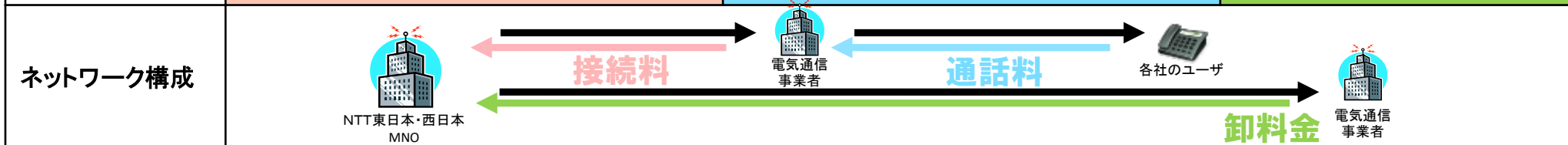
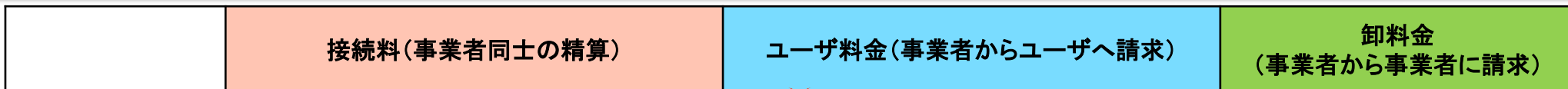
- ・卸役務の事後届出制

料金低廉化・サービス多様化のための公正競争ルールの整備・強化

※2 **プライスカップ制度**:料金水準の「上限」を定める上限価格方式による料金規制。

※3 **アンバンドル**:ネットワークの必要な部分のみを細分化して利用できるようにすること。

料金・サービス規制の概要



		接続料(事業者同士の精算)	ユーザ料金(事業者からユーザへ請求)	卸料金(事業者から事業者へ請求)
固定通信	音声通信	長期増分費用方式 規制対象: NTT東日本・西日本 大臣認可	規制対象: NTT東日本・西日本 (注:その他事業者も一部規制あり) 上限価格規制 ユニバーサルサービス義務 大臣への事前届出	大臣への事後届出
	NGN、アクセス系データネットワークファイバ	将来原価方式 規制対象: NTT東日本・西日本 大臣認可	規制対象: NTT東日本・西日本 ※フレッツADSLやビジネスイーサ等は届出の対象外 大臣への事前届出	大臣への事後届出
	その他	実績原価方式 規制対象: NTT東日本・西日本 大臣認可	規制対象: NTT東日本・西日本 ※無線専用サービス等は届出の対象外 大臣への事前届出	大臣への事後届出
	移動通信	規制対象: NTTドコモ KDDI ソフトバンク等 大臣への事前届出	規制対象: MNO MNOの特定関係法人 大規模MVNO 事後規制(業務改善命令等)	大臣への事後届出

(1) 料金その他の提供条件の適正化

- ニーズに応じた料金プランの導入
 - ライトユーザ向け料金プラン等の導入(2015年)など
- 期間拘束(2年縛り・4年縛り)の見直し
 - 違約金及び2年経過後の通信料金の支払のない解約の実現の要請(2018年)など

→スイッチングコストの抜本的な引下げが行われていない



→通信料金と端末代金の区分が不分明



端末購入を条件とした、行き過ぎた割引・キャッシュバック等を禁止。

(2) 端末販売の適正化

- 行き過ぎた端末購入補助の適正化
 - ガイドラインの制定(2016年)、合理的な負担額の明確化(2017年)など

→規律が及ばない販売代理店による独自値引きが横行

- 中古端末の流通促進
 - 下取り端末の流通・販売制限の禁止(2018年)など

(3) MVNO促進(接続料の適正化)

- 接続料の算定方法の見直し
 - 原価からの営業費の除外(2010年)、当年度精算の導入(2014年)、利潤の算定方法の厳密化(2017年)など

NTTドコモ (シェア37.7%)	docomo
KDDIグループ (シェア27.6%)	au UQ WIMAX
ソフトバンクグループ (シェア22.5%)	SoftBank WIRELESS CITY PLANNING Y! mobile
楽天モバイル (2019年10月サービス提供開始)	

ネットワークの貸出し(接続・卸)

接続料卸料金

Mobile MVNO

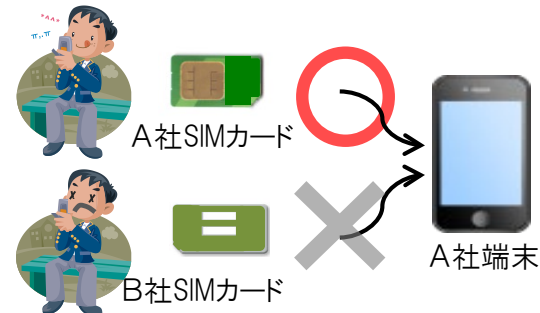
OCN シェア 12.2%

mimo %

BIGLOBE

(4) SIMロック解除の推進

- SIMロック解除に応じることを義務づけ(中古端末を含む)
 - ガイドラインの制定(2014年)、解除が可能となるまでの期間の短縮(2017年)、中古端末の対象への追加(2018年、2019年9月から解除可能。)など



<SIMロック解除可能な時期>

一括払いの場合	即日
割賦払いの場合	100日経過後

(1)料金その他の提供条件の適正化

2014年

「ICTサービス安心・安全研究会」報告書(12月)

- 利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの導入の必要性を指摘

→ MNOにおいて、2GBや5GB上限等の料金プランを提供開始

2015年

「期間拘束・自動更新付契約」に係る論点とその解決に向けた方向性(7月)

- 期間拘束が自動更新されないプランの導入を提言

→ MNOにおいて、期間拘束が自動更新されないプランを提供開始

「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」取りまとめ(12月)

- ライトユーザ等のニーズに対応した料金プランの導入を要請

→ MNOにおいて、1GB上限等の料金プランを提供開始

2018年

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)

- 期間拘束契約を契約満了時点又はそれまでに違約金及び25か月目の料金の支払いなしに解約できるようにするよう指導(2018年6月)
- 過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例を利用者に案内を行うよう指導(2018年6月)

→ MNOにおいて、2019年3月に更新月を迎える 契約から順次対応

→ MNOにおいて、2019年3月までに対応

2019年

「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(1月)

改正電気通信事業法の施行(10月)

- 行き過ぎた期間拘束を禁止

→ 指定事業者※において、違約金を1,000円とする料金プラン等を提供開始

2007年

「モバイルビジネス研究会」報告書(9月)**■ 端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計を推進**

→ 「電気通信事業会計規則」改正(2007年9月)

2015年

「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」取りまとめ(12月)**■ 行き過ぎた端末購入補助の適正化**

→ 「端末購入補助ガイドライン」策定(2016年3月)

・端末購入者の実質負担額が一定額を下回るような端末価格・通信料金の割引等を禁止

2016年

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)**■ 端末購入者に求める合理的な額の負担を明確化**

→ 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」策定(2017年1月)

2018年

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)**■ 販売店に対する端末価格等の実質的指示の禁止**

→ 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」改正(2018年8月)

2019年

「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(1月)**改正電気通信事業法の施行(10月)****■ 通信料金と端末代金の完全分離**

→ 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を改正(2019年10月)し、「Ⅱ スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」部分を廃止
→ 「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」策定(2019年10月)

2000年

電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」(12月)

■ 第二種指定電気通信設備制度の創設

→ 「電気通信事業法」改正(2001年6月)

- ・接続料等についての接続約款の届出・公表義務導入
 - ・接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないと規定
- NTTドコモ(2002年)、沖縄セルラー(同年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)を指定

2007年

日本通信からの裁定申請に係る総務大臣裁定(11月)

■ データ接続料(帯域幅単位)の届出開始

2009年

情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(10月)

■ 接続料算定方法の整備

- ・原価、利潤、需要による接続料の算定方法をガイドラインとして整備
- ・原価から営業費を除外

→ 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」
策定(2010年3月)

■ 接続会計の導入

- ・接続料算定の基礎となる接続会計の整理・公表義務導入

→ 「電気通信事業法」改正(2010年12月)、
「第二種指定電気通信設備接続会計規則」制定(2011年3月)

2011年

情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(12月)

■ 第二種指定電気通信設備の指定基準値の引き下げ(25%→10%)

→ 「電気通信事業法施行規則」改正(2012年6月)

2013年

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(6月)

■ 当年度の実績に基づく接続料による精算(当年度精算)開始

→ 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」
改定(2014年3月)

2014年

情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(12月)

■ ガイドラインで規定していた接続料算定方法等の法制化

(アンバンドル機能、機能ごとの接続料算定方法、特定移動端末設備の範囲)

→ 「電気通信事業法」改正(2015年5月)、
「第二種指定電気通信設備接続料規則」制定(2016年3月)

2016年

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)

■ 利潤における資本調達コストの算定方法の厳密化

→ 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年2月)

2017年

「電気通信市場検証会議」平成28年度年次レポート(8月)

■ データ伝送機能における接続料算定区分の設定(回線管理機能等)

→ 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年9月)

2018年

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)

■ BWAに係る原価及び需要の接続料への適正な反映

→ KDDI・ソフトバンクに要請(2018年3月)

2007年

「モバイルビジネス研究会」報告書(9月)

- SIMロック解除を法制的に担保することについて2010年に向けて検討するよう提言

2010年

「携帯電話のSIMロックの在り方に関する公開ヒアリング」(4月)

- 事業者による自主的なSIMロック解除を推進 → 「SIMロック解除ガイドライン」策定(2010年6月)

2014年

「ICTサービス安心・安全研究会」報告書(12月)

- 事業者がSIMロック解除に応じるよう義務づけ → 「SIMロック解除ガイドライン」改正(2014年12月)

2016年

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)

- SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮
(180日 → 100日(一括で購入する場合は支払いが確認できるまでの期間)) → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」策定(2017年1月)

2017年

2018年

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)

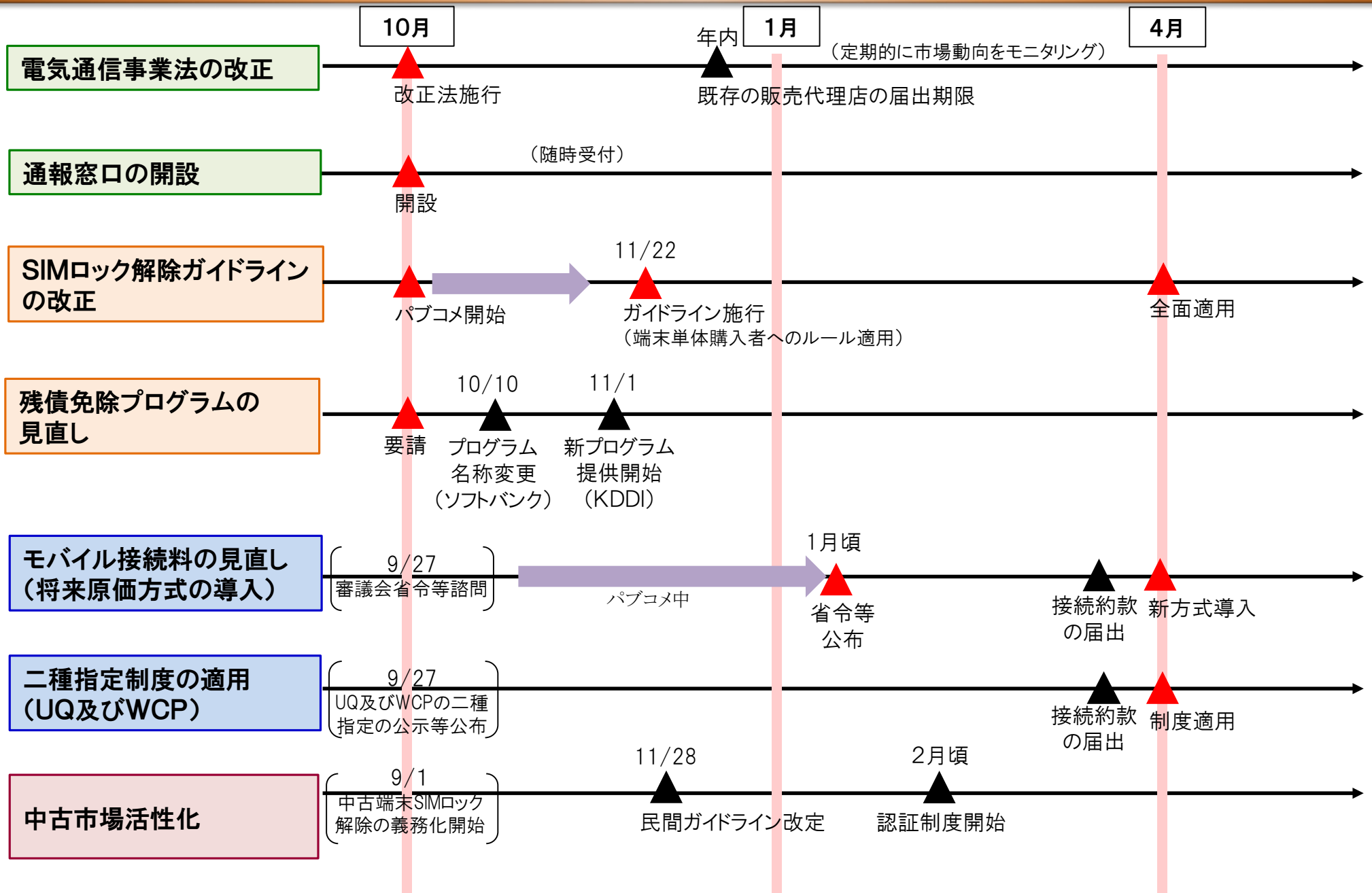
- 事業者が中古端末のSIMロック解除に応じるよう義務づけ → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」改正(2018年8月)

2019年

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」(第18回、9月)

- 分割購入から100日以内に信用確認措置に応じた場合のSIMロック即時解除義務づけ → 「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正(2019年11月)
- SIMロック解除手続の原則無料化
※ 通信契約のない者は、2019年11月22日、通信契約がある者は、2020年4月6日から適用
- 中古端末のオンライン手続義務付け
※ 2020年10月1日から適用

モバイル市場の動き



第 1 章 關係

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- ただし、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務等の役務については、一定の規制。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すことができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）
光IP電話（加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金額が一定の条件のもの）

具体的な規制内容

契約約款を作成し、
総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者（NTT東日本・西日本）が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

保障契約約款を作成し、
総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話

プライスキャップ規制の
対象

全ての電気通信役務

競争事業者の

- 電話（通話）
- F T T H
- A D S L
- I S D N
- 専用サービス
- I P 電話（O A B ~ J - I P 電話^{※1}及び050-I P 電話）

※1 基礎的電気通信役務に該当するO A B ~ J - I P 電話を除く

携帯電話、P H S、インターネット接続サービス 等

指定電気通信役務 （保障契約約款届出対象役務）

（ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務）

N T T 東日本・西日本の

- F T T H <フレッツ光、フレッツ光ネクスト>
- 専用サービス <一般専用サービス 等>
- O A B ~ J - I P 電話 <ひかり電話>^{※2}
- その他 <フレッツ I S D N 等>

※2 ひかり電話のうち、加入電話に相当するものは、基礎的電気通信役務にも該当

N T T 東日本・西日本の

- その他 <フレッツ A D S L 等>

基礎的電気通信役務（契約約款届出対象役務）

（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務）

競争事業者の

- 電話
（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
- 加入電話に相当するO A B ~ J - I P 電話
（加入電話を提供する者のO A B ~ J 番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの）

N T T 東日本・西日本の加入電話に相当するO A B ~ J - I P 電話（基本料）

（加入電話を提供する者のO A B ~ J 番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの）

N T T 東日本・西日本の【ユニバーサルサービス交付金制度の補てん対象】

- 加入電話（加入者回線アクセス、緊急通報）
- 第一種公衆電話^{※3}（市内通話、離島特例通話、緊急通報）

※3 戸外における最低限の通信手段として設置（市街地においては500m四方に1台、それ以外の地域においては1km四方に1台設置。）されている公衆電話（全国で10.9万台）

特定電気通信役務

（プライスカップ規制対象役務）

（指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

N T T 東日本・西日本の

- 加入電話（市内通話、県内市外通話等）
- I S D N（加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話）
- 公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

シェア上位3事業者(サブブランドを含む)が提供する料金プランのうち、最も安いポストペイド型の一般利用者向けのもの(新規契約の場合)について、通話時間・データ通信量等の利用モデル(※)に係る月々の支払額を比較。

(※)日本の利用実態を基にしたモデル(通話は月65分、メールは利用月108通、データ通信量は月2GB/月5GB/月20GB)で比較。

東京の支払額は、2GB、5GBでは中位の水準、20GBでは高い水準となっている。

データ容量月2GB

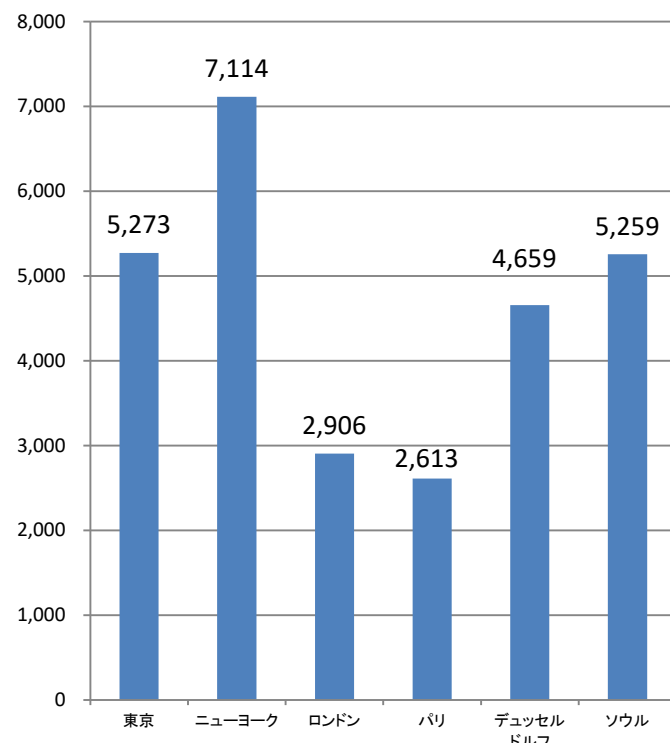
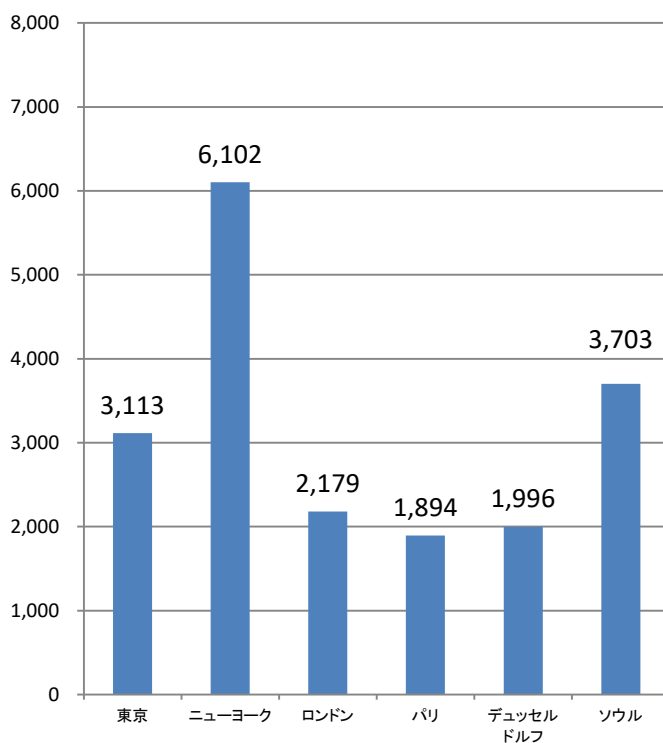
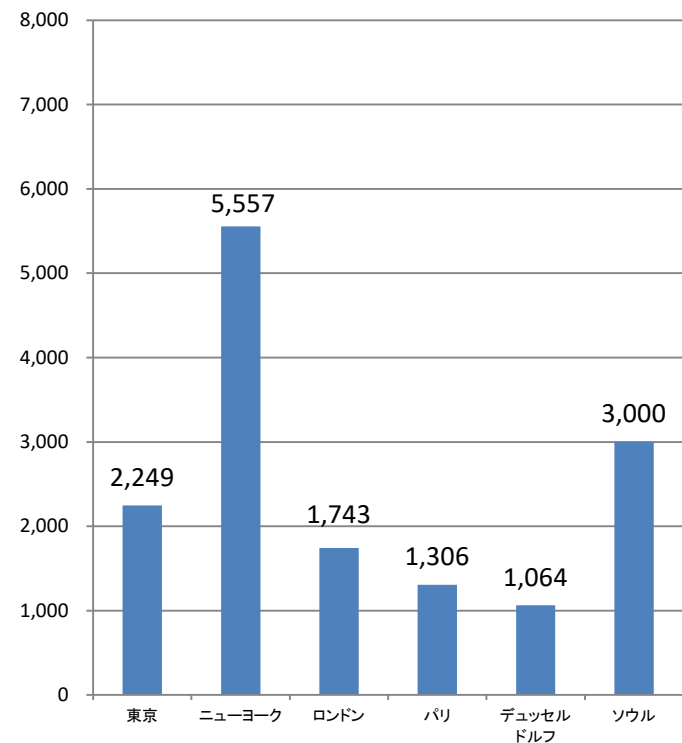
データ容量月5GB

データ容量月20GB

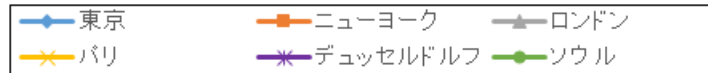
(税込 単位:円)

(税込 単位:円)

(税込 単位:円)

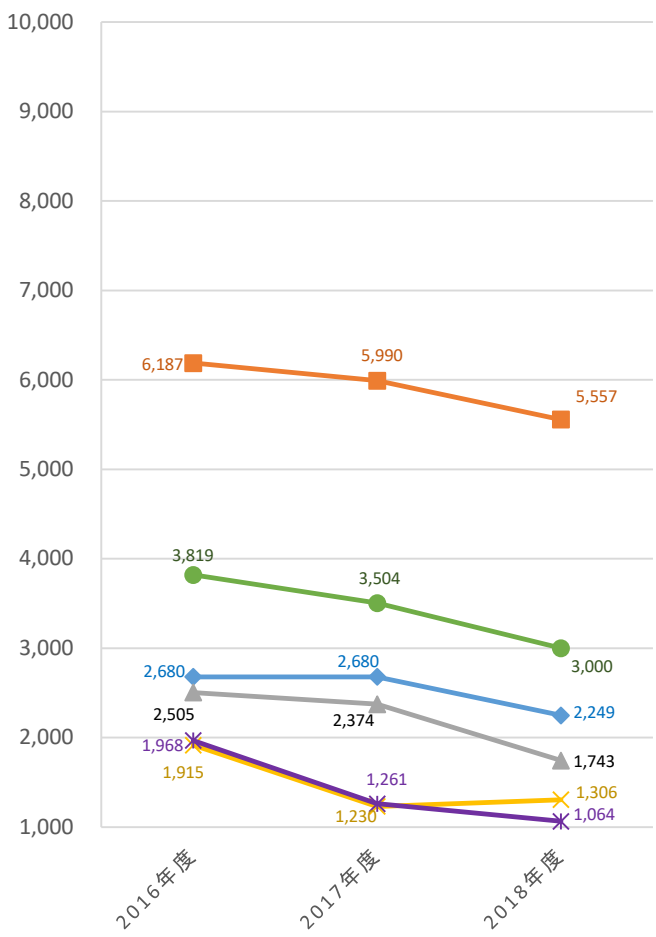


(出典)総務省「電気通信サービスに係る内外価格差調査(平成30年度調査結果)」



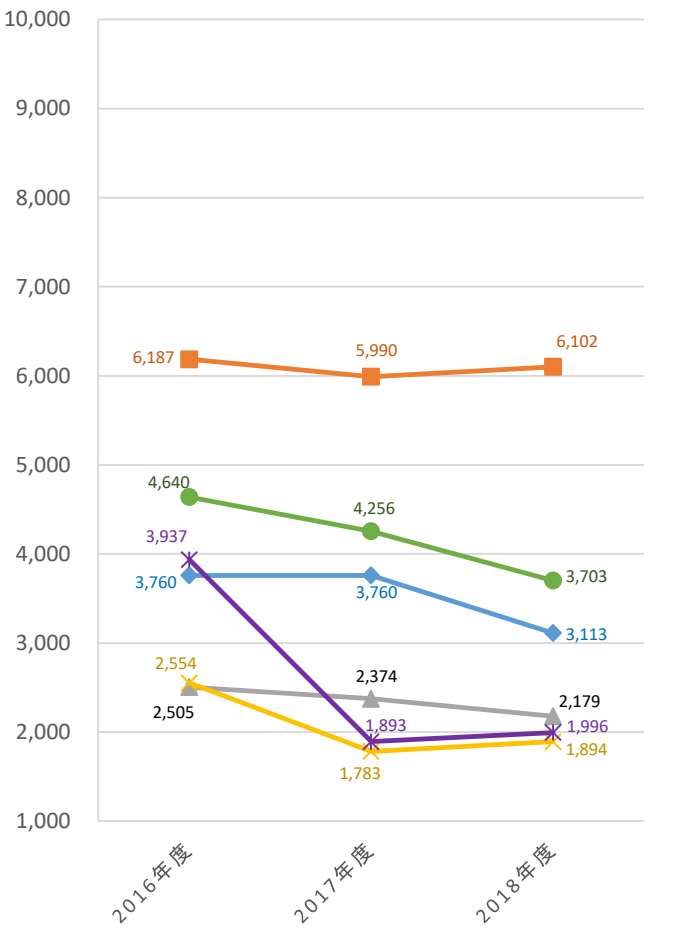
データ容量月2GB

(税込 単位：円)



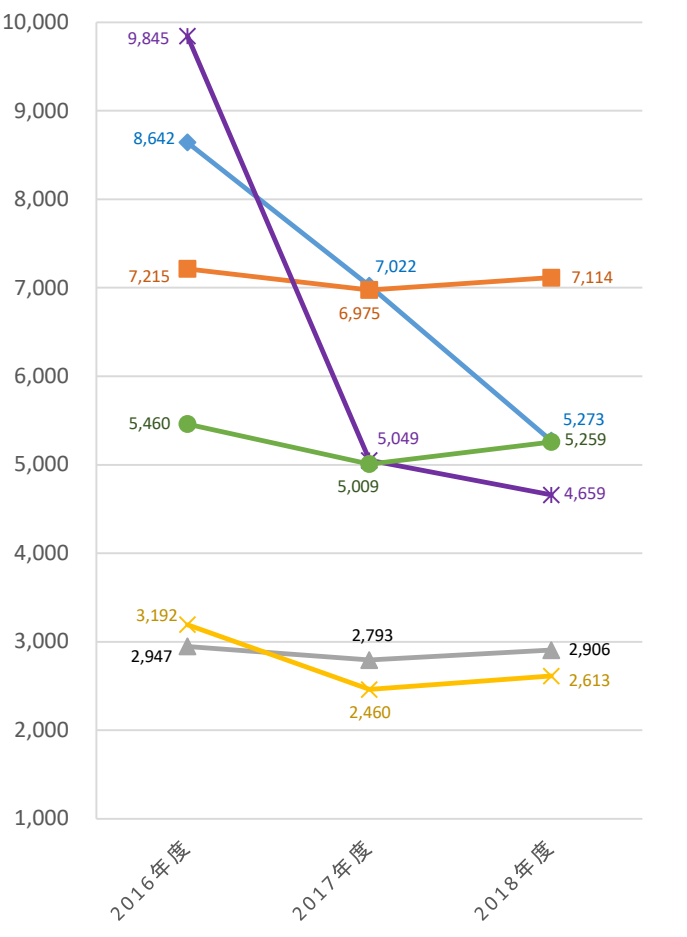
データ容量月5GB

(税込 単位：円)



データ容量月20GB

(税込 単位：円)



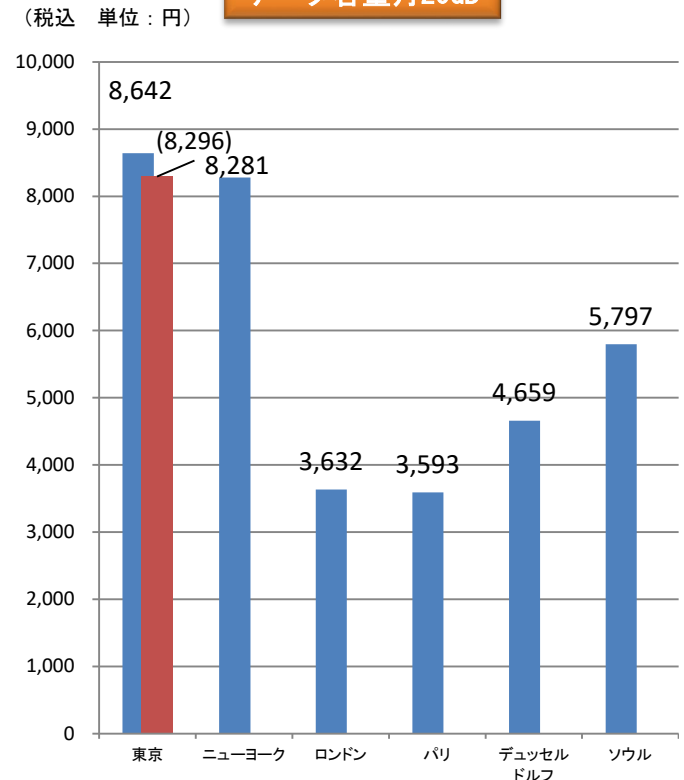
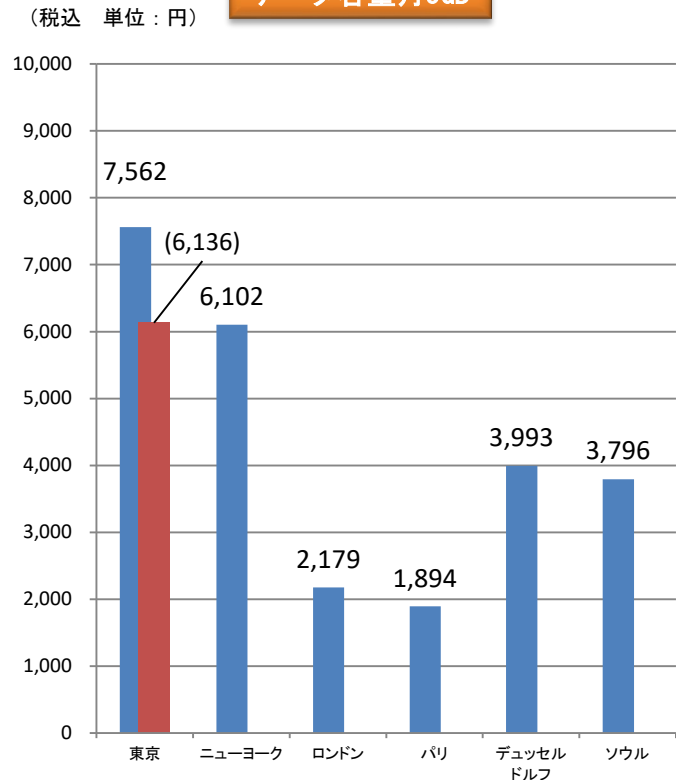
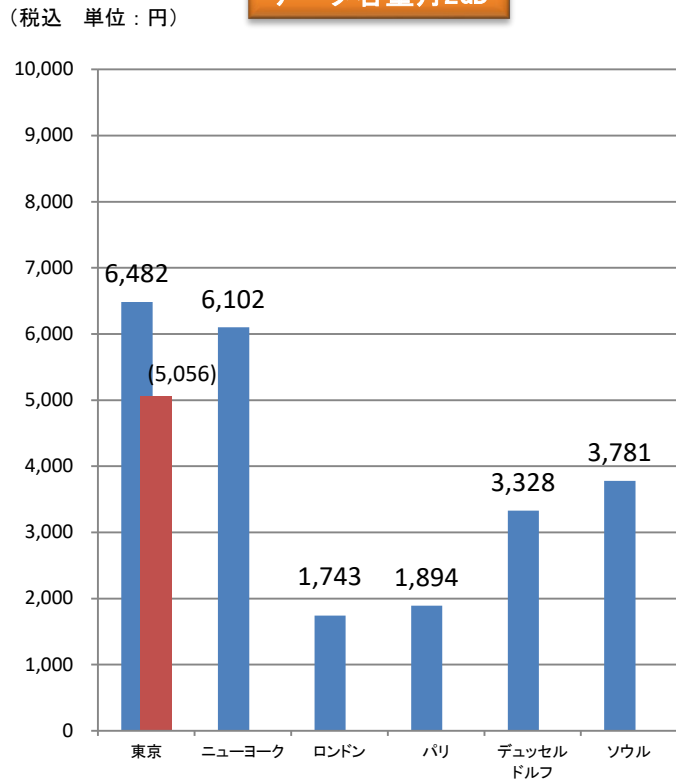
(注) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。

- スマートフォン(MNO)について、各都市における最もユーザシェアの高い事業者(メインブランド)の料金プランで比較。
- 東京の支払額は、2GB、5GB及び20GBのいずれにおいても高い水準となっている。

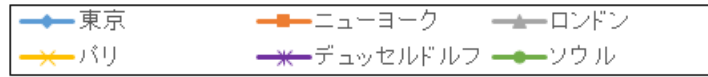
データ容量月2GB

データ容量月5GB

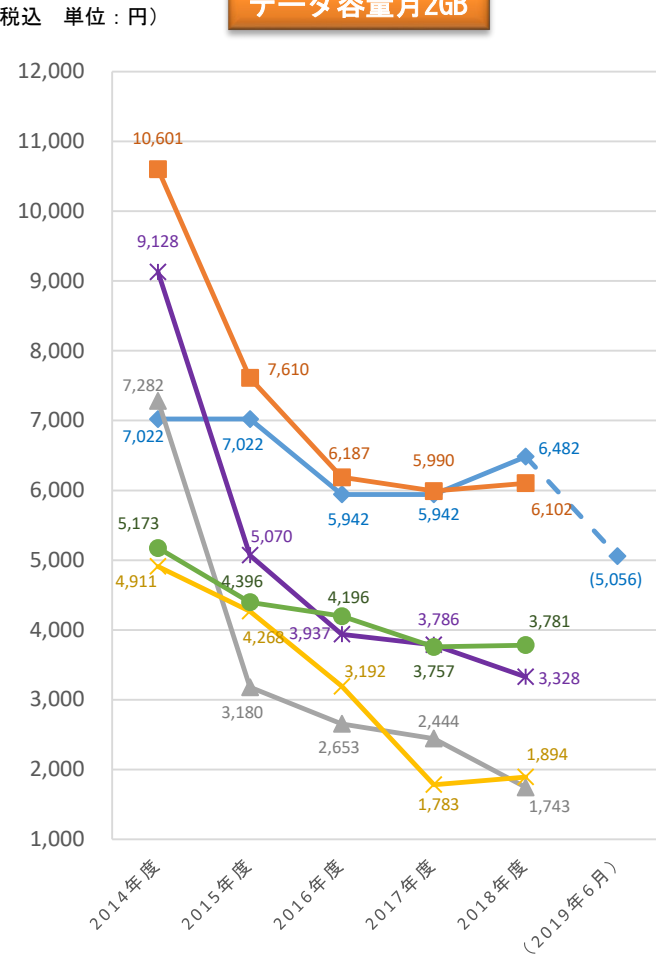
データ容量月20GB



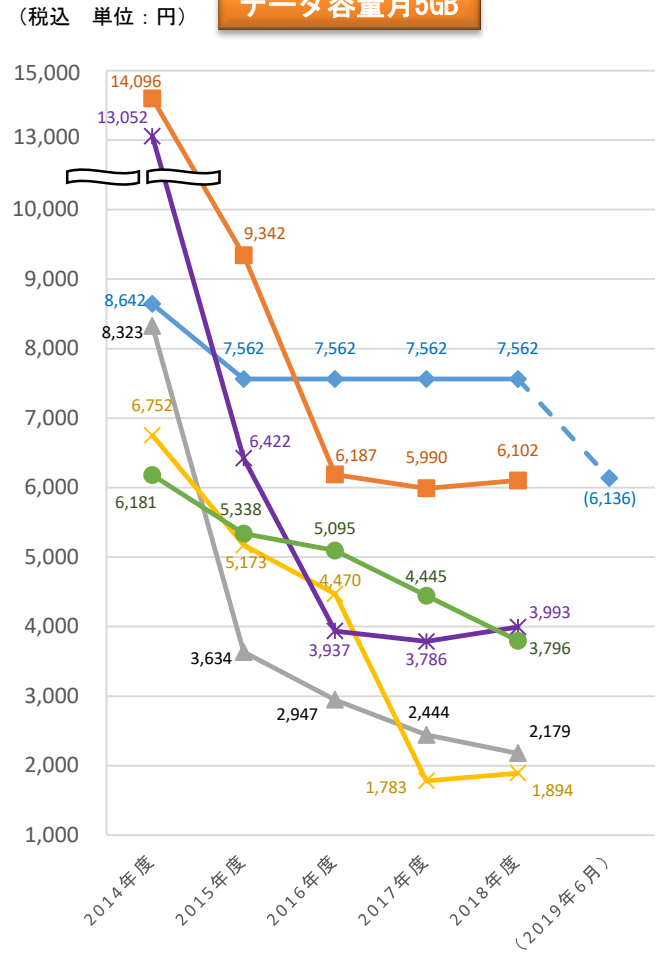
(注) 東京は、長期利用した場合、グラフの金額から最大648円(データ容量月2GB・利用年数15年以上の場合)又は最大864円(データ容量月5GB又は20GB・利用年数15年以上の場合)の割引が適用される。また、東京は、参考値として令和元年(2019年)6月の料金プランを用いて算出した支払額を赤色棒グラフ及び()内の数値で併記している(通話は月65分、メールは利用月108通。)



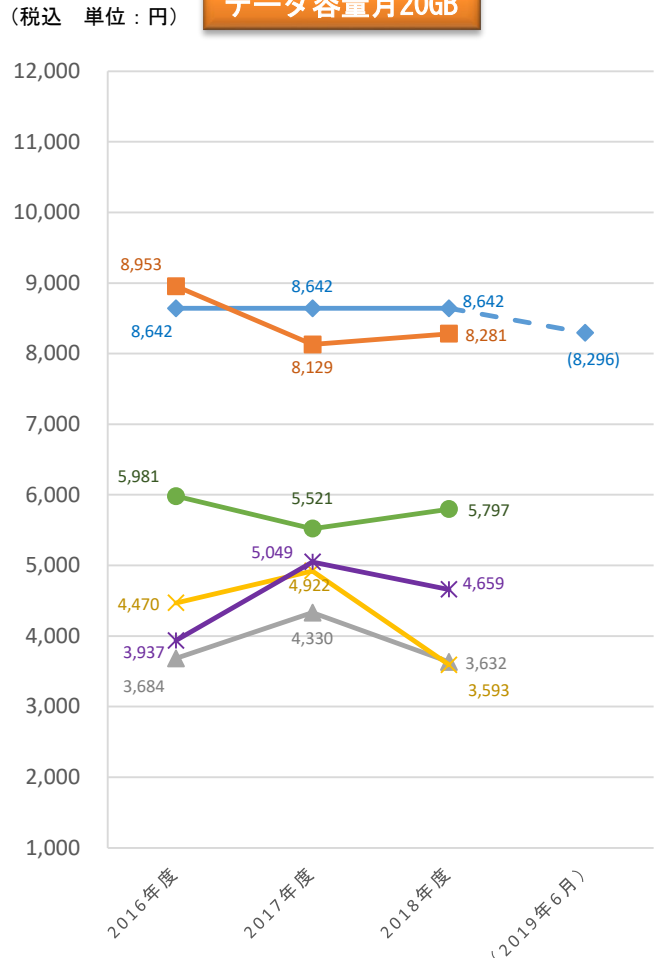
データ容量月2GB



データ容量月5GB

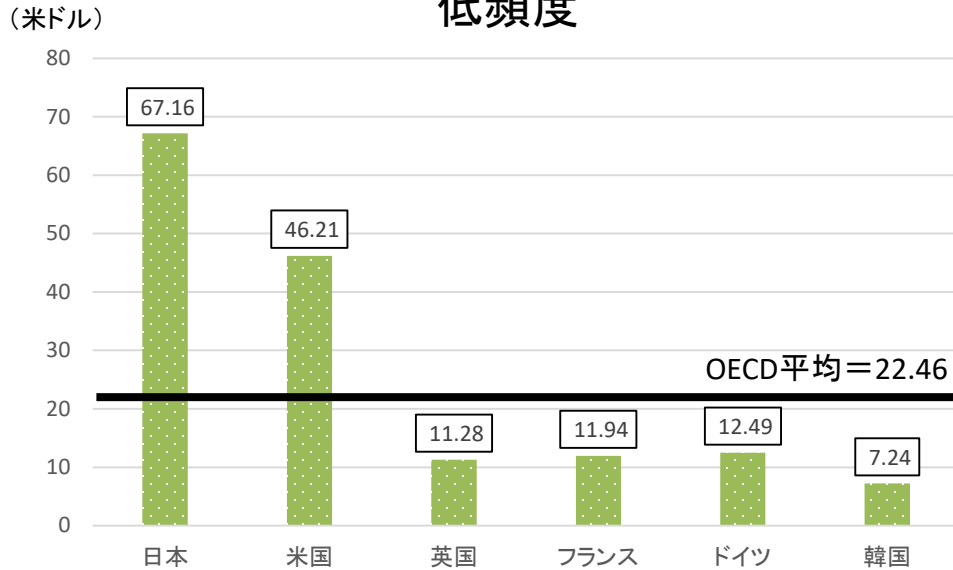


データ容量月20GB

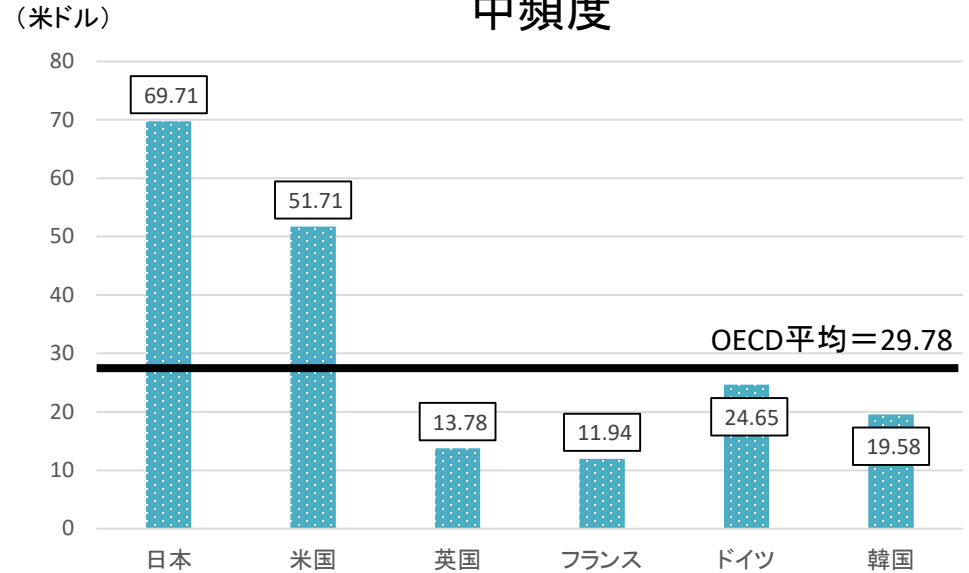


(注1) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。
 (注2) 各年度において設定しているモデルの音声通話の分数は異なる。
 (注3) シェアの変動により、年度によって対象事業者が異なる場合がある。
 (注4) データ容量月20GBは2016年度から通信料金を調査している。(注5) 2014年度は12月時点の通信料金を調査している。
 (注6) 2016年度においてデュッセルドルフではデータ容量月20GBプランを提供していなかったため、提供プランの中で最も容量が多い(15GB)プランで比較。
 (注7) 東京は、参考値として令和元年(2019年)6月の料金プランを用いて算出した支払額を掲載(通話は月65分、メールは利用月108通。)

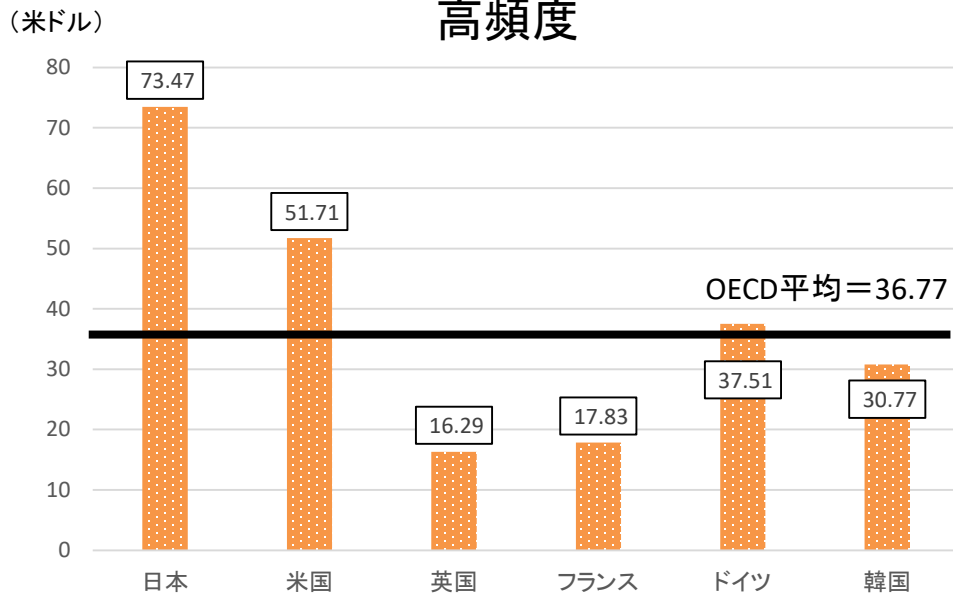
低頻度



中頻度



高頻度



※ 日本は通話量が無制限かつデータ量が一定のプランが選択されているなど、携帯電話通信料は各国において様々な体系が存在することから、ある程度の幅を持つてみる必要がある。

- (備考)
1. OECD「OECD broadband statistics」(May 2017)により作成。
 2. 低頻度は、100calls + 0.5GB/month
中頻度は、300calls + 1GB/month
高頻度は、900calls + 2GB/month
 3. 通貨換算は購買力平価による。2017年の購買力平価は1ドル=99.6円等(OECD.stat)。

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、電気通信事業法の一部を改正（2019年5月17日公布、10月1日施行）。

モバイル市場の競争の促進

■ 事業者間の競争が不十分

- ☞ 大手3社による寡占(シェア9割)
- ☞ 端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平。

■ 競争を促進するための基本的なルールを整備

- 通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた困り込みの是正のための制度を整備。

代理店への届出制度の導入

■ 代理店への指導は一義的には事業者任せられ、行政の現状把握が不十分

■ 代理店の業務の適正性の確保に資する制度を整備

- 代理店に届出制度を導入することで、代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保。

事業者・代理店の勧誘の適正化

■ モバイル・FTTH等の苦情・相談は高い割合で推移

- ☞ 分野別の相談件数(2017年度)で見ると、「インターネット接続回線(FTTH含)」は3.3万件(3位)、「移動通信サービス」は2.4万件(8位)
(出典:全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET))

■ 利用者の利益の保護のためのルールを強化

- 自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化。

- 現在のモバイル市場は大手3社が約9割のシェアを占める寡占的状況であり、競争が不十分との指摘。
- モバイル市場の競争を促進するため、競争を阻害するおそれがある一定の行為を禁止する。

現状・課題

携帯電話事業者の以下の行為により、競争が働く前提である利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害。

① 通信料金と端末代金の分離の不徹底

- 購入する端末により通信料金が異なる※など、料金プランがわかりづらく、正確に理解して事業者・サービスを比較することが困難。

※ 利用者間の不公平感も惹起。

② 行き過ぎた囲い込み

- 高額な違約金を伴う2年縛り・自動更新や4年縛りにより、利用者を過度に囲い込み。

改正法による措置

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・販売代理店に対して以下の規律を設け、モバイル市場の公正な競争を促進。

① 通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引等の利益の提供※を約することを禁止。

※ 端末代金の割引やキャッシュバック等。

→ 通信料金単体での比較・競争を促進。

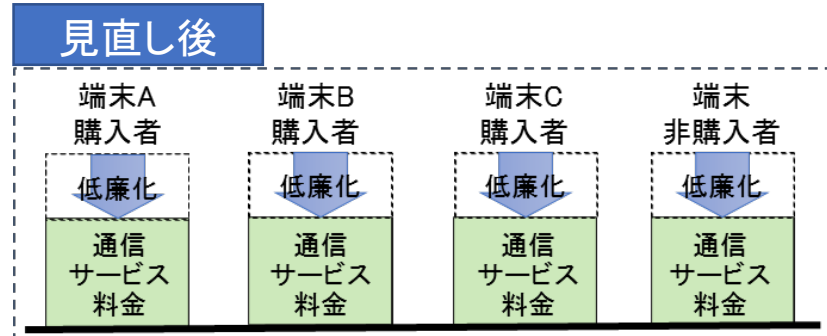
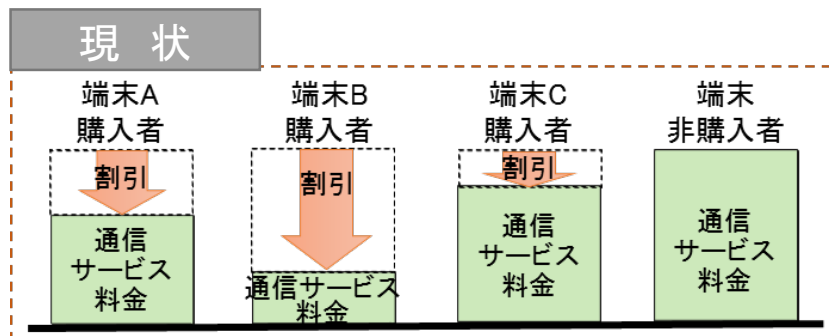
② 行き過ぎた囲い込みの禁止

- 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止。

→ 利用者による自由な事業者乗換えを促進。

➤ 違反した場合は業務改善命令の対象

< 想定される料金プランの見直しイメージ >



○ 販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、販売代理店についての事前届出制度を導入する。

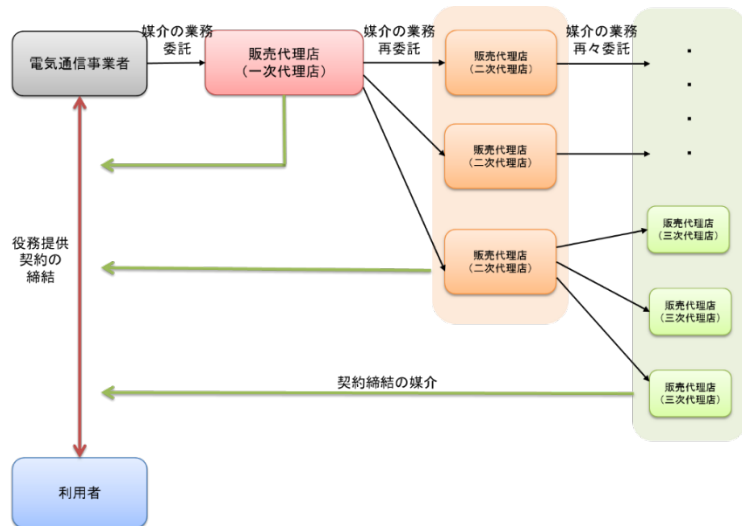
現状・課題

販売代理店への指導は一義的には事業者任せられており※、行政の現状把握が不十分。

■ 現在、行政が販売代理店を迅速・適確に把握する手段がない。

(現在は、一部のみ電気通信事業者(携帯電話サービス、FTTHサービス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者)からの報告により把握)

販売代理店の契約関係のイメージ



※ 電気通信事業法第27条の3において、電気通信事業者は、委託先の販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、指導等の措置を講じなければならない旨を規定。

改正法による措置

販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、行政が販売代理店を直接把握するための制度を整備。

■ 一定の通信サービス※の契約の締結の媒介等の業務を行う販売代理店について、総務大臣に対する事前届出制度を導入。

※ 携帯電話サービス、FTTHサービス、ISPサービス、電話サービス等の一般向けサービス

届出事項

- ① 販売代理店の名称・住所・代表者氏名
- ② 取り扱う通信サービスの事業者名等
- ③ 直接の委託元(電気通信事業者又は販売代理店)の名称等
- ④ 取り扱う通信サービスの区分 等

➤ 販売代理店の迅速・的確な把握により、法の規定※の適切な履行の監督及びこれらの違反に係る業務改善命令の円滑な執行を担保。

※ 既存の規定: 提供条件の説明義務、不実告知等の禁止
新たな規定: 改正内容(1)及び(3)

○ 電気通信事業に関する利用者の苦情・相談が多数生じていることに対応し、利用者の利益の保護のためのルールを強化する。

現状・課題

近年、モバイル・FTTH分野に関する利用者からの苦情・相談は高い件数で推移。

- 苦情・相談の要因には、既存の利用者保護規律で対応できない次のような行為がある。
 - ・ 勧誘主体等について誤解を与える勧誘
 - ・ 勧誘目的であることを明示しない勧誘

【苦情の例】

「大手通信事業者からの電話だと思い契約したが、別の事業者だったので解約したい」
 「契約プランの変更と思ったら別会社との契約になっていた」

→ 利用者のニーズに応じたサービス選択を阻害

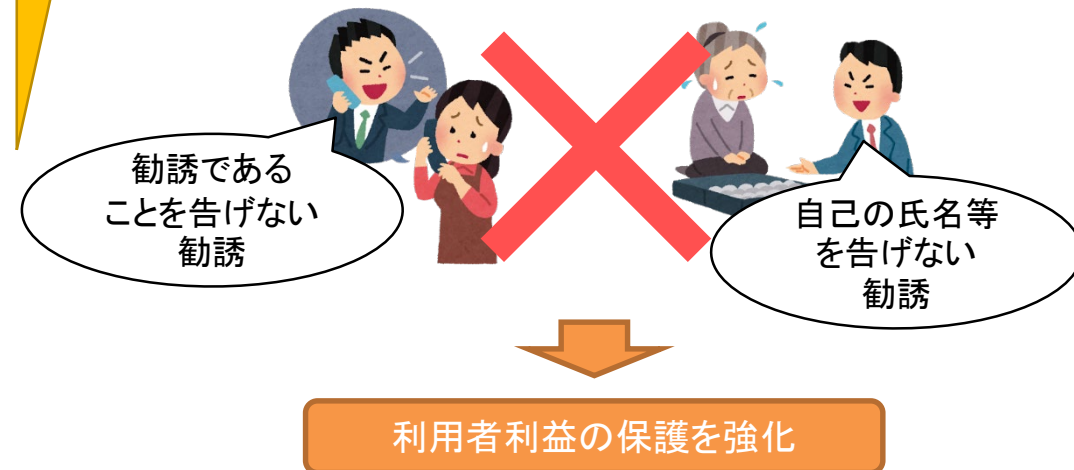
改正法による措置

利用者の利益の保護のためのルールを強化し、既存の利用者保護規律で対応できない課題に対処。

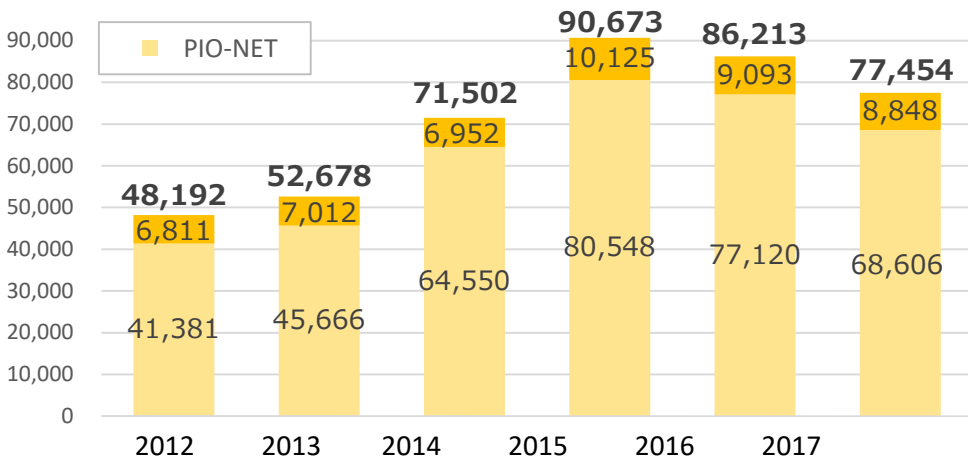
- 電気通信事業者又は販売代理店について、通信サービスの勧誘に先立って「自己の氏名若しくは名称」又は「勧誘である旨」を告げずに勧誘する行為を禁止。

➤ 違反した場合は業務改善命令の対象

利用者の誤解を招く不適切な勧誘の是正



電気通信サービスに係る苦情相談件数
 (全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)及び総務省)



- 施行前から改正法の趣旨を踏まえた準備等を実施するよう携帯電話事業者4社に要請(6月20日)。
 - 衆総・参総附帯決議:「改正法施行までの期間…改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、事業者に対して、必要な措置を講ずること」

要請の主な内容

1. 施行前に不適正な販売が行われないよう、**現行の規律(※)を遵守**すること
 - ※ 端末購入補助ガイドライン、景品表示法(広告適正化)
2. 施行前に改正法の趣旨に反する販売が行われないよう、**旧料金プランや販売手法等を整理・縮小**すること
 - ・ 料金プランや販売手法等の見直しを至急実施
 - ・ 改正法の趣旨に反するものは至急整理・縮小
3. 施行後に既存の利用者が恩恵を受けられるよう、**新プランへの移行の円滑化のための措置**を講ずること
 - ・ 既存の利用者が改正法の施行後に新料金プランへ円滑に移行できるように必要な措置
 - ・ 既存の利用者に対する料金プランの移行についての周知徹底
4. 改正法の円滑な施行のため、**体制の整備及びシステム面の準備**を行うこと
 - ・ 関係部署及び窓口の体制の充実・強化
 - ・ 改正法対応のための情報システム改修等を優先的に実施
5. 利用者によるニーズに応じたサービス選択を確保するため、**契約期間全体での総額表示の実現に向けた準備を進める**こと
 - ・ 拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示す取組の準備(法施行に併せて関係のガイドライン(消費者保護ガイドライン)を改正予定)
6. 代理店の届出制度を円滑に導入するため、**届出制度の導入に向けた代理店への周知・指導を実施**すること
 - ・ 代理店に対する届出の要請
 - ・ MVNOに対する届出制度の周知
7. 1~6の実施状況のフォローアップのため、**必要な事項の報告**を行うこと
 - ・ 講ずる措置や関係する契約数等の数値を月次で総務省へ報告 → 総務省において公表・有識者会合での検証

□ 改正法の施行に向けた準備等を加速させる取組を実施するよう携帯電話事業者4社に再度要請(9月6日)。

要請の主な内容

1. 適正な規律の遵守

- ・ 適正な店頭での広告表示の確保
- ・ 改正法の施行までの適正な端末の販売の遵守の徹底
※ 景品表示法(広告適正化)、「携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化について(2019.6.25 消費者庁)」、端末購入補助ガイドライン

2. 改正法及び関係省令等の円滑な施行に向けた準備

- ・ 駆け込み契約、端末購入を煽るような不適切な広告の防止
- ・ 改正法に適合したプランの速やかな準備・公表、利用者への周知
- ・ 利用者を混乱させることながないよう、改正法施行前後での端末販売手法に関して利用者に適切に周知

3. 改正法の適正な運用のための代理店における適切な業務執行のための体制の整備

- ・ 改正法に適合する料金プランへの移行の促進、改正法の正確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など販売店の管理体制の見直し
- ・ 販売中心の手数料体系の見直しに関し、方向性やスケジュールについて検討

4. 新料金プランへの利用者の円滑な移行に向けた取組

(1) 利用者の円滑な移行を促進するための計画の策定

- ・ 改正法に適合しない料金プランの契約数等を踏まえ、改正法に適合する料金プランへの移行を促進するため、具体的な施策(手法、範囲、実施時期等)を含む改正法に適合する料金プランへの利用者の移行の計画を策定・実施

(2) 利用者の円滑な移行を阻害しない旧端末サポートプログラムの運用の実施

- ・ 旧端末購入サポートプログラムに係る機種変更の条件について、対象となる機種の範囲や変更後の端末の代金の支払い方法など利用者の事業者の選択を過度に抑制することとならないように留意

5. フォローアップのための報告及び公表

- ・ 講じる措置及び改正法に適合する料金プランへの利用者の移行の計画を策定の上、総務省に報告 → 総務省において公表・有識者会合での検証

携帯電話事業者3社の料金プラン

2019年11月現在

36

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	
			ソフトバンク	Y!mobile
法施行前の料金プラン				
分離プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分離プラン提供中(19.6.1) <ul style="list-style-type: none"> ①多段階型 (ギガライト) <ul style="list-style-type: none"> 2,980円 (1GB) ~5,980円 (7GB) ②定額型 (ギガホ) <ul style="list-style-type: none"> 6,980円 (30GB) <p>※期間拘束ありのプランの料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分離プラン提供中(17.7.14) <ul style="list-style-type: none"> ①多段階型 (新ビタットプラン) <ul style="list-style-type: none"> 2,980円 (1GB) ~5,980円 (7GB) ②定額型 (auフラットプラン7プラス・auフラットプラン20・auフラットプラン25 Netflixパック・auデータMAXプラン Pro^{※1}) <ul style="list-style-type: none"> 5,480円 (7GB) 、6,000円 (20GB) 、7,150円 (25GB) 、8,980円 (データ容量上限なし) <p>※期間拘束ありのプランの料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分離プラン提供中(18.9.6) <ul style="list-style-type: none"> ①多段階型 (ミニモンスター) <ul style="list-style-type: none"> 3,980円 (1GB) ~8,480円 (50GB) ②定額型 (ウルトラギガモンスター+) <ul style="list-style-type: none"> 7,480円 (50GB) <p>※期間拘束ありのプランの料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分離プラン未対応 <ul style="list-style-type: none"> ○定額型 (S~L) <ul style="list-style-type: none"> 2,980円 (2GB) 、3,980円 (6GB) 、5,980円 (14GB) <p>※期間拘束ありのプランの料金</p>
端末とのセット型プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規受付終了(19.5.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規受付終了(19.9.30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規受付終了(19.1.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規受付終了(19.9.30)
10月以降の料金プラン				
料金水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法適合プランを提供開始(19.10.1~) ⇒ 期間拘束なしのプランの料金水準を引下げ <ul style="list-style-type: none"> - 期間拘束なしのプランと期間拘束ありのプランの値差が1,500円→170円 - dカードで支払った場合、期間拘束なしのプランを期間拘束ありのプランと同水準に引下げ ⇒ 期間拘束ありのプランは法施行前プランの料金を据置き 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法適合プランを提供開始(19.10.1~^{※2}) ⇒ 期間拘束なしのプランの料金水準を引下げ <ul style="list-style-type: none"> - 期間拘束なしのプランと期間拘束ありのプランの値差が1,500円→170円 ⇒ 期間拘束ありのプランは法施行前プランの料金を据置き 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法適合プランを提供開始(19.9.13~) ⇒ 期間拘束なしのプランは旧期間拘束ありのプランと同水準に引下げ <ul style="list-style-type: none"> - 旧期間拘束なしのプランと旧期間拘束ありのプランの値差は2,700円 ⇒ 期間拘束ありのプランは廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分離プランを提供開始(19.10.1~) ⇒ 期間拘束なしのプランは旧期間拘束ありプラン以下の水準に引下げ <ul style="list-style-type: none"> - 旧期間拘束なしのプランと旧期間拘束ありのプランの値差は2,500円 - 現行のLプランは受付停止し、Rプランを新設(4,680円(14GB)) ⇒ 期間拘束ありのプランは廃止
違約金の水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9,500円 ⇒ 1,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9,500円 ⇒ 1,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9,500円 ⇒ 期間拘束契約を廃止(違約金を撤廃) 	
既往契約の移行促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法施行前プランから改正法適合プランへの変更時の違約金留保(ただし、法施行前プランの拘束期間内に解約する場合の違約金は9,500円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法施行前プラン(期間拘束あり)から改正法適合プラン(期間拘束あり)への変更時の違約金免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法施行前プランから改正法適合プランへの変更時の違約金免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年以上契約又は機種変更と同時に改正法適合プランへ変更時の違約金免除
残債免除プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 36回割賦で端末の返却を条件に割賦残債を最大1/3免除(19.6.1~) ⇒ 回線契約の継続利用条件はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 36回割賦で端末の返却を条件に割賦残債を最大1/3免除(19.11.1~) ⇒ 回線契約の継続利用条件を撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 48回割賦で端末の返却・新機種購入を条件に割賦残債を最大1/2免除(19.9.13~) ⇒ 回線契約の締結の条件を撤廃 ⇒ プログラム利用料あり(390円×24回) 	<p>—</p>

※1 Netflixの一部プランが付帯したauデータMAXプランNetflixパックも提供(7,880円(データ容量上限なし))。 ※2 一部プランは19.9.13から提供開始。

「スマホおかしプログラム」(NTTドコモ)

「アップグレードプログラムNX」※1 (KDDI)

※1 2019年11月1日より提供開始

対 象 : 通信契約の利用者

プログラム利用料 : なし

買 換 要 件 : なし

「トクするサポート」(ソフトバンク)

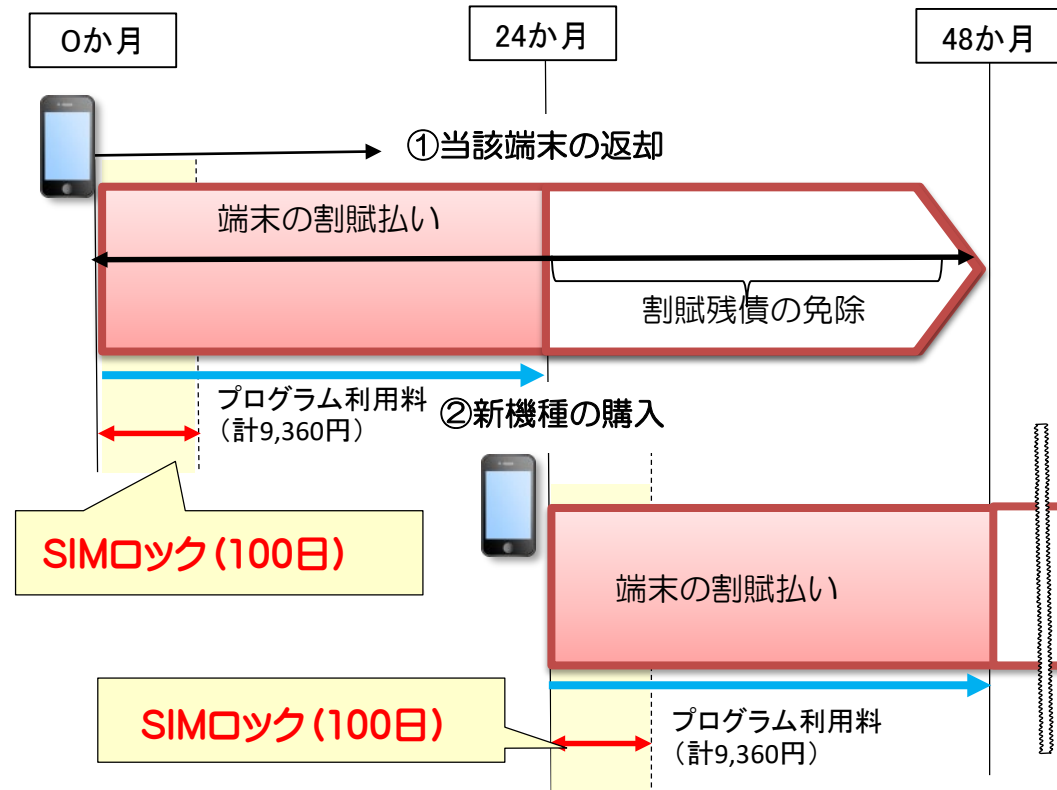
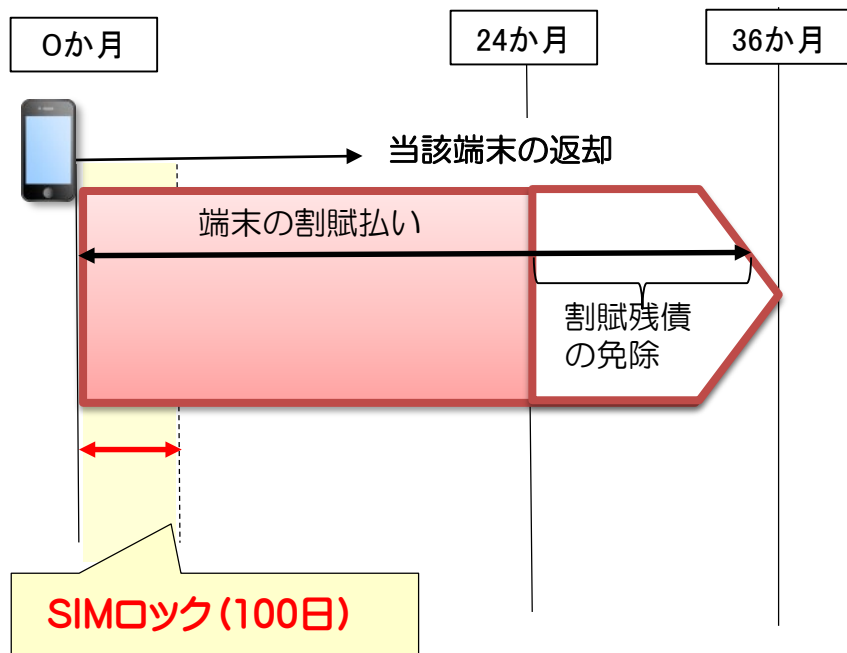
「アップグレードプログラムDX」※2 (KDDI)

※2 2019年10月10日に「半額サポート+」から名称変更

対 象 : 通信契約の利用者
通信役務の利用者以外

プログラム利用料 : 390円/月

買 換 要 件 : あり



- 残債免除プログラムに関して、KDDI及びソフトバンクに対して次の措置を要請【10月1日】
 - 端末の購入代金について、実質的な負担額をプログラム加入者が誤解しないよう、名称を含め、広告等について必要な見直しを行うこと
 - 端末単体購入者が購入した端末を即時に使用できるようにするとともに、SIMロックについて必要な改善策を検討し、速やかに実施すること

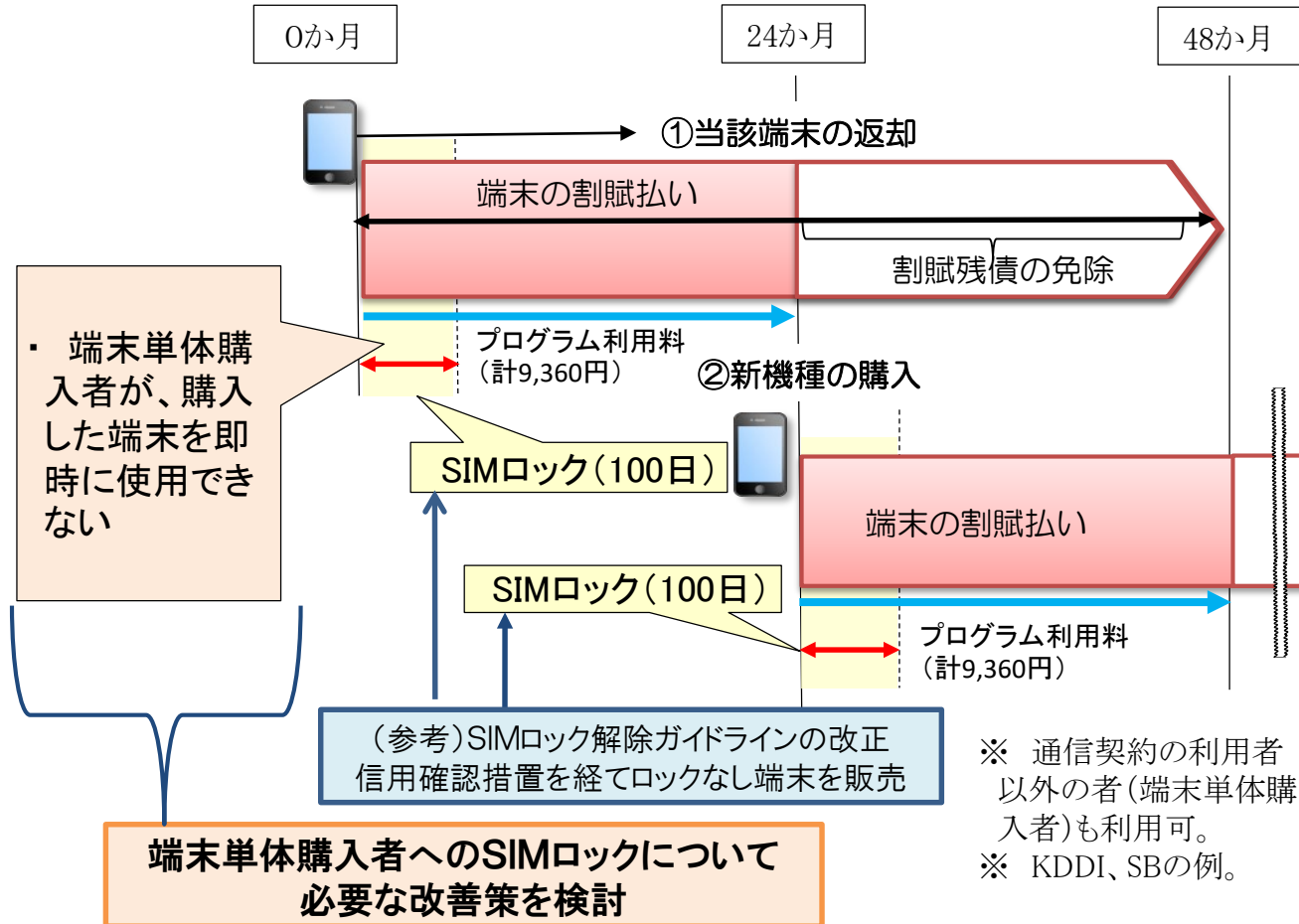
「最大半額」等の広告表示に対する対応

「最大半額OFF」
「最大半額支払い不要」
等の広告表示

- ・ 適用の条件を踏まえ、実質的な負担額を考慮すると「半額OFF」とならない
(適用の条件)
 - ープログラム利用料を要する
 - ー端末の返却を要する

広告等について必要な見直し

SIMロックに対する対応



端末単体購入者へのSIMロックについて
必要な改善策を検討

各事業者の残債免除プログラムの実施状況

39

(2019年11月20日時点)

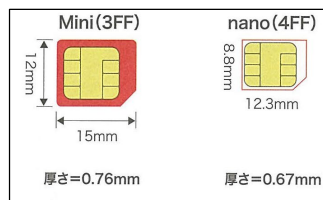
	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
プログラムの名称	スマホおかえしプログラム	アップグレードプログラムNX	トクするサポート
概要	○36回割賦で最大12回分の分割支払金を免除	○36回割賦で最大12回分の分割支払金を免除	○48回割賦で最大24回分の分割支払金を免除
回線契約の要否	○必要（プログラム加入時のみ）	○必要（プログラム加入時のみ）	○必要なし
残債免除を受ける条件	○プログラム利用料：なし ○残債免除時に端末を返却すること ○端末返却（回収）時に査定基準を満たしていること ○dポイントクラブ会員であること	○プログラム利用料：なし ○残債免除時に端末を返却すること ○端末返却（回収）時に査定基準を満たしていること	○プログラム利用料：月額390円（非課税）×24回 ○残債免除時に端末を返却すること ○残債免除時に指定端末を購入すること ○端末返却（回収）時に査定基準を満たしていること
SIMロック	○加入時に購入した端末について、100日後にSIMロック解除可能	○加入時に購入した端末について、100日後にSIMロック解除可能	○加入時に購入した端末について、100日後にSIMロック解除可能（残債免除時に購入した端末も同様） ○回線契約者以外は加入時からSIMロック解除可能
提供開始日	○2019年6月1日	○2019年11月1日	○2019年9月13日 （回線契約のない者は同年9月26日）
端末補償サービス	○自社端末補償サービス及び自社を通じて提供するAppleCare [※] について、自社回線契約者以外利用不可 ○回線契約を解約した場合には補償サービスも解除	○自社端末補償サービス（自社を通じて提供するAppleCare [※] を含む。）について、自社回線契約者以外利用不可 ○回線契約を解約した場合には補償サービスも解除	○自社端末補償サービス（自社を通じて提供するAppleCare [※] を含む。）について、自社回線契約者以外利用不可 ○回線契約を解約した場合には補償サービスも解除
対象機種 ^{※2}	○iPhone 11、iPhone 11 Pro、iPhone 11 Pro MAX、iPhone Xs（64GBを除く）、iPhone Xs MAX、iPhone XR ○Xperia 5、Galaxy Note10+、AQUOS zero2、Xperia 1、Galaxy S10、Galaxy S10+、Galaxy S10+(Olympic Games Edition)、AQUOS R3、HUAWEI P30 Pro、Xperia XZ3、Galaxy Note9、HUAWEI P20 Pro、arrows NX、V30+、Xperia XZ1 Compact、M	○iPhone 11、iPhone 11 Pro、iPhone 11 Pro MAX、iPhone Xs、iPhone Xs MAX、iPhone XR ○Galaxy note10+、Xperia 5、Xperia 8、Galaxy S10+、Galaxy S10、Xperia 1、AQUOS R3、TORQUE-G04	○iPhone 11、iPhone 11 Pro、iPhone 11 Pro MAX、iPhone Xs、iPhone Xs MAX、iPhone XR、iPhone X、iPhone 8、iPhone 8 Plus、iPhone 7、iPhone 6s（32GB）、iPhone 6（32GB）、iPhone SE ○Google Pixel 4、Google Pixel 4 XL、Google Pixel 3a、Google Pixel 3a XL、Google Pixel 3、Google Pixel 3 XL ○Xperia 5、Xperia 1、AQUOS R3、arrows U、LG K50、AQUOS R2 compact、HUAWEI Mate 20 Pro、Android One S5、Xperia XZ3、AQUOS zero、シンプルスマホ4、DIGNO J、HUAWEI nova lite 2、Xperia XZ2、AQUOS R2、HUAWEI Mate 10 Pro、Android One S3、Xperia XZ1、AQUOS R compact、Xperia XZs、DIGNO G、HTC U11、AQUOS Xx3 mini、DIGNO F、DIGNO U、シンプルスマホ3 ※ この他、フィーチャーフォンや一部のタブレット等も対象
備考	—	—	○12ヶ月目までのプログラム利用料を全額支払い、13ヶ月目から48ヶ月目までの間に残債免除を受けずに指定端末を購入した場合、支払済の利用料相当額をPayPayボーナス等で還元 ○前倒し利用料（390円×24ヶ月目までの残月数）を一括で支払うことで13ヶ月目から24ヶ月目に買替えが可能（25ヶ月目までの分割支払金は必要）

※1 Apple社が直接提供するAppleCareについては、端末購入から30日以内であれば申込可能。 ※2 11月18日時点の対象機種。

- ❑ SIMカードとは、携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に差して利用するもの。
- ❑ 大手携帯電話事業者は、端末にSIMロックをかけて販売しており、利用者が携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロックがかかった端末は使用不可。

SIM (Subscriber Identity Module)カード

- 携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に差して利用。
- 電話番号などの情報が記録されており、携帯電話端末をネットワークに接続する際の認証に用いられる。
- 日本では、携帯電話事業者が、端末にあらかじめ自社のSIMカードを差して販売するのが一般的。



※ SIMカードにはサイズが複数あり、端末によって対応しているサイズが異なる。

(出典:日経コミュニケーション2015年2月号)

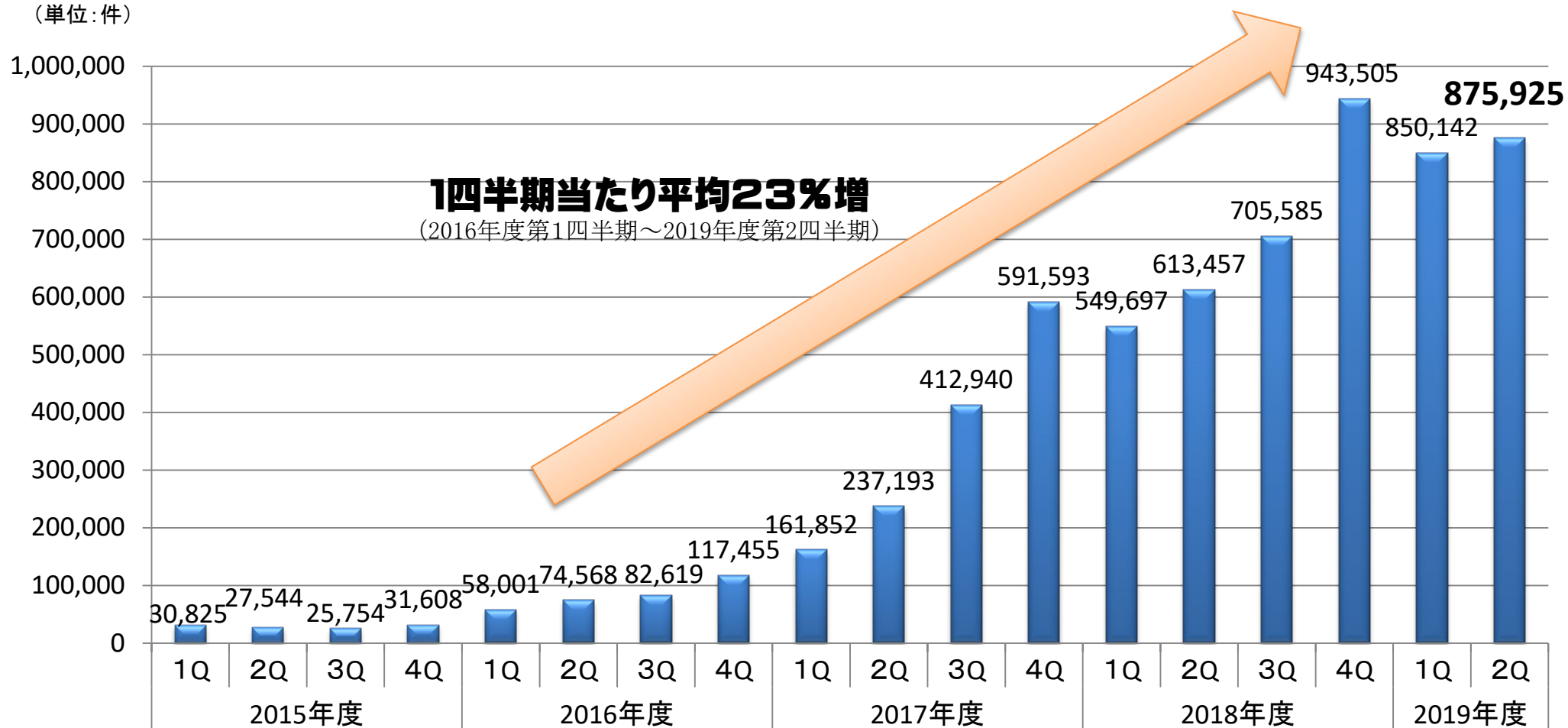
SIMロック

- 携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合のみ動作するよう端末を設定すること。
- 携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロックがかかった端末は使用できない。
- 海外渡航時に現地国のSIMに差し替えて使用することができない。



- SIMロックが解除された端末の数は、2016年度第1四半期以降に大きく増加している（1四半期当たり平均23%増）。

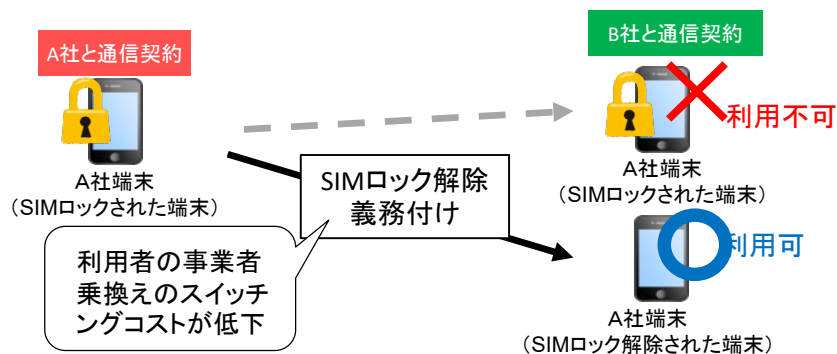
（単位：件）



- 「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(2018年1月10日策定)において、利用者が現在の端末を乗換え先事業者でも使用可能とし、スイッチングコストを低減させるため、SIMロック解除を義務付け。
- 11月22日にガイドラインを改正し、①分割購入から100日以内に信用確認措置に応じた場合のSIMロック即時解除義務付け、②SIMロック解除手続の原則無料化及び③中古端末のオンライン手続義務付け
 - ①及び② : 通信契約のない者は、2019年11月22日、通信契約がある者は、2020年4月6日から適用
 - ③ : 2020年10月1日から適用

SIMロック解除の義務付け

- 携帯電話事業者に対して、原則として自らが販売した全ての端末(中古端末を含む。)についてSIMロック解除に応じるよう義務付け。
- ただし、次の場合は、例外。
 - ① 端末の割賦代金等を支払わない行為や端末の詐取を目的とした役務契約等の不適切な行為)を防止するために、事業者が最低限必要な期間SIMロックを維持する場合
 - ② SIMロック解除が請求された端末が不正に取得されたもの又は代金が支払われないものと確認された場合



SIMロック解除に関するルール

- **購入時**
 - ・ 一括購入: SIMロック解除端末引渡し(支払確認後)
 - ・ 分割購入: SIMロック解除端末引渡し(信用確認措置実施後)



- **購入時以外**
 - ・ 一括購入: 即時解除
 - ・ 分割購入:
 - ① 購入から100日以内: 即時解除(信用確認措置実施後)
 - ② 購入から101日以降: 即時解除
 - ③ 前回SIMロック解除時から101日以降: 即時解除



信用確認措置: 2ヶ月分の保証金支払い、2ヶ月分の前払い、クレジットカード等の自動的な支払い方法 等(総務省の確認)

※ 手数料無料(購入時以外に店舗で手続を行う場合を除く。)

各事業者のSIMロック解除の実施状況①

(2019年12月1日時点)

		NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク		
		解除請求者が自社で購入した端末	解除請求者以外が自社で購入した端末(中古端末) ^{※1}	契約者が自社で購入した端末	契約者以外が自社で購入した端末 ^{※2、3} (中古端末)	契約者が自社で購入した端末	解除請求者が自社で回線契約を伴わずに購入した端末 ^{※3、4、5}	契約者以外が自社で購入した端末(中古端末)
1	解除可能な主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約中の契約者本人 ○ 解約後の契約者本人 	○ 制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約中の契約者本人 	○ 制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約中の契約者本人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回線契約のない端末購入者 	○ 制限なし
2	解除方法	店舗	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解除可(2011年4月1日以降発売の一部端末及び2015年5月1日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料3,000円/台 ○ 一度に2台まで(1日の受付回数の制限なし) ○ 終日(各店舗の営業時間内) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解除可(2015年4月23日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料3,000円/台 ○ 台数制限なし ○ 終日(各店舗の営業時間内) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解除可(2015年4月23日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料3,000円/台 ○ 1日2台まで ○ 終日(各店舗の営業時間内) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解除可(2011年8月17日以降発売の一部端末及び2015年5月1日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料3,000円/台 ○ 台数制限なし ○ 終日(各店舗の営業時間内) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解除可(2011年8月17日以降発売の一部端末及び2015年5月1日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料3,000円/台(端末購入と同時に無料) ○ 台数制限なし ○ 終日(各店舗の営業時間内) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解除可(2011年8月17日以降発売の一部端末及び2015年5月1日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料3,000円/台 ○ 1日2台まで ○ 終日(各店舗の営業時間内)
		電話	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解除可(2015年5月1日以降発売の端末かつ契約中に限る。) ○ 手数料3,000円/台 ○ 台数制限なし ○ 9時~21時 	○ 解除不可	○ 解除不可	○ 解除不可	○ 解除不可	○ 解除不可
		オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解除可(2015年5月1日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料無料 ○ 台数制限なし ○ 24時間(My docomo:dアカウントが必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解除可(2015年4月23日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料無料 ○ 台数制限なし ○ 9時~21時(My au) 	○ 解除不可	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解除可(2015年5月1日以降発売の端末に限る。) ○ 手数料無料 ○ 台数制限なし ○ 9時~21時(MySoftBank・MyY!mobile) 	○ 解除不可	○ 解除不可

※1 契約者以外が自社で新品の端末を一括で購入する場合、販売員が予めSIMロックを解除の上、引渡し(運用対処)。

※2 10月1日から10月31日までの間に割賦で端末を購入した回線契約者以外の者については、直営店(13店舗)において、端末の割賦代金の2月分の預り金を支払うことで端末購入日から100日以内にSIMロック解除が可能。

※3 契約者が自社で端末を購入し、SIMロック解除の申請をする際には既に契約を解約している場合を含む。

※4 Y!mobileは自社の回線契約がない者に端末販売せず。

※5 端末購入当初は自社と回線契約を締結していなかった者が、後日自社と回線契約を締結した場合を含む。

各事業者のSIMロック解除の実施状況②

(2019年12月1日時点)

			NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク		
			解除請求者が自社で購入した端末	解除請求者以外が自社で購入した端末(中古端末)※1	契約者が自社で購入した端末	契約者以外が自社で購入した端末※2、3(中古端末)	契約者が自社で購入した端末	解除請求者が自社で回線契約を伴わずに購入した端末※3、4、5	契約者以外が自社で購入した端末(中古端末)
3	解除条件	日数制限	<ul style="list-style-type: none"> 分割払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能) 前回SIMロック解除受付日から100日以上経過している場合、解除可能(101日目から解除可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 分割払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 分割払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能) 前回SIMロック解除受付日から100日以上経過している場合、解除可能(101日目から解除可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 分割払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 分割払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能) 前回SIMロック解除受付日から100日以上経過している場合、解除可能(101日目から解除可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 分割払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> クレジットカード支払いは日数制限なく解除可能 その他の支払い方法については、購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 分割払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能)
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 一括払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 支払いが確認でき次第、解除可能 <p>※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一括払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 支払いが確認でき次第、解除可能(端末購入サポート等が適用されている場合は、100日以上経過していること) <p>※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一括払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 支払いが確認でき次第、解除可能(端末購入サポート等が適用されている場合は、100日以上経過していること) <p>※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一括払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 支払いが確認でき次第、解除可能(端末購入サポート等が適用されている場合は、100日以上経過していること) <p>※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一括払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> 支払いが確認でき次第、解除可能(端末購入サポート等が適用されている場合は、100日以上経過していること) <p>※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様</p>		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク制限等がかかっていないこと SIMロック解除機能の搭載端末であること 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク制限等がかかっていないこと SIMロック解除機能の搭載端末であること 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク制限等がかかっていないこと SIMロック解除機能の搭載端末であること 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク制限等がかかっていないこと SIMロック解除機能の搭載端末であること 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク制限等がかかっていないこと SIMロック解除機能の搭載端末であること 			
4	SIMロック解除開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 2011年4月1日開始 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年2月20日開始 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年5月1日開始(実運用は、2015年4月23日から180日経過後) 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年9月1日開始 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年11月25日開始 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年9月26日(一括購入の場合) 2019年10月1日(上記以外) 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年8月21日開始 	
5	対応機種	<ul style="list-style-type: none"> ①発売したスマートフォンの全機種数 ②うちSIMロックのかかっている機種数 ③うちSIMロック解除対応機種数 <2017年> <ul style="list-style-type: none"> ①20機種 ②20機種 ③20機種 <2018年> <ul style="list-style-type: none"> ①24機種 ②24機種 ③24機種 <2019年(10月末まで)> <ul style="list-style-type: none"> ①15機種 ②15機種 ③15機種 		<ul style="list-style-type: none"> ①発売したスマートフォンの全機種数 ②うちSIMロックのかかっている機種数 ③うちSIMロック解除対応機種数 <2017年> <ul style="list-style-type: none"> ①18機種 ②18機種 ③18機種 <2018年> <ul style="list-style-type: none"> ①16機種 ②16機種 ③16機種 <2019年(10月末まで)> <ul style="list-style-type: none"> ①17機種 ②17機種 ③17機種 		<ul style="list-style-type: none"> ①発売したスマートフォンの全機種数 ②うちSIMロックのかかっている機種数 ③うちSIMロック解除対応機種数 <2017年> <ul style="list-style-type: none"> ①21機種 ②17機種 ③17機種 <2018年> <ul style="list-style-type: none"> ①25機種 ②19機種 ③19機種 <2019年(10月末まで)> <ul style="list-style-type: none"> ①15機種 ②13機種 ③13機種 <p>※ソフトバンクとY!mobileの機種数の合算</p>			
6	MVNOでのSIMロック端末の利用	可能		可能(2017年8月1日以降発売の端末に限る。)		可能(2017年8月1日以降発売の端末に限る。)			

※1 契約者以外が自社で新品の端末を一括で購入する場合、販売員が予めSIMロックを解除の上、引渡し(運用対処)。
 ※2 10月1日から10月31日までの間に割賦で端末を購入した回線契約者以外の者については、直営店(13店舗)において、端末の割賦代金の2月分の預り金を支払うことで端末購入日から100日以内にSIMロック解除が可能。
 ※3 契約者が自社で端末を購入し、SIMロック解除の申請をする際には既に契約を解約している場合を含む。
 ※4 Y!mobileは自社の回線契約がない者に端末販売せず。
 ※5 端末購入当初は自社と回線契約を締結していなかった者が、後日自社と回線契約を締結した場合を含む。

各事業者のSIMロック解除の実施状況③

(2019年12月1日時点)

		UQコミュニケーションズ		ビッグロブ		LINEモバイル	
		解除請求者が自社で購入した端末	解除請求者以外が自社で購入した端末 (中古端末)	解除請求者が自社で購入した端末	解除請求者以外が自社で購入した端末 (中古端末)	解除請求者が自社で購入した端末	解除請求者以外が自社で購入した端末 (中古端末)
1	解除可能な主体	<input type="radio"/> 契約中の契約者本人 <input type="radio"/> 解約後の契約者本人	<input type="radio"/> 制限なし	<input type="radio"/> 契約中の契約者本人 <input type="radio"/> 解約後の契約者本人	<input type="radio"/> 制限なし	<input type="radio"/> 契約中の契約者本人 <input type="radio"/> 解約後の契約者本人	<input type="radio"/> 制限なし
2	解除方法	店舗	<input type="radio"/> 解除不可	<input type="radio"/> 解除不可	<input type="radio"/> 解除不可	<input type="radio"/> 解除不可	<input type="radio"/> 解除不可
		電話	<input type="radio"/> 解除可（2015年5月以降販売したSIMロック解除機能に対応している端末に限る。解約済の契約者は、解約後100日以内に限る。） <input type="radio"/> 手数料3,000円/台 <input type="radio"/> 台数制限なし <input type="radio"/> 9時～21時	<input type="radio"/> 解除可（2015年5月以降販売したSIMロック解除機能に対応している端末に限る。） <input type="radio"/> 手数料3,000円/台 <input type="radio"/> 台数制限なし <input type="radio"/> 9時～21時	<input type="radio"/> 解除可 <input type="radio"/> 手数料なし <input type="radio"/> 台数制限なし <input type="radio"/> 9時～18時	<input type="radio"/> 解除不可	<input type="radio"/> 解除不可
		オンライン	<input type="radio"/> 解除可（2015年5月以降販売したSIMロック解除機能に対応している端末に限る。また、回線契約を解約済の契約者は、解約後100日以内に限る。） <input type="radio"/> 手数料無料 <input type="radio"/> 台数制限なし <input type="radio"/> 24時間（my UQ mobile）	<input type="radio"/> 解除不可	<input type="radio"/> 解除不可	<input type="radio"/> 解除可 <input type="radio"/> 手数料無料 <input type="radio"/> 台数制限なし <input type="radio"/> 24時間 （マイページ）	<input type="radio"/> 解除可 <input type="radio"/> 手数料無料 <input type="radio"/> 台数制限なし <input type="radio"/> 24時間 （問合せページ）

注1 楽天モバイル、インターネットイニシアティブ、NTTコミュニケーションズ、オプテージはSIMロックなし。

注2 手数料は税抜表記。

各事業者のSIMロック解除の実施状況④

(2019年12月1日時点)

		UQコミュニケーションズ		ビッグロブ		LINEモバイル	
		解除請求者が自社で購入した端末	解除請求者以外が自社で購入した端末(中古端末)	解除請求者が自社で購入した端末	解除請求者以外が自社で購入した端末(中古端末)	解除請求者が自社で購入した端末	解除請求者以外が自社で購入した端末(中古端末)
3	解除条件	日数制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分割払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入から100日以上経過していること (101日目から解除可能) ・ 前回SIMロック解除受付日から100日以上経過している場合、解除可能 (101日目から解除可能) ○ 一括払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入から100日以上経過していること (101日目から解除可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分割払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入から101日以上経過後、解除申込可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分割払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入から100日以上経過していること (101日目から解除可能) 		
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 一括払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払いが確認でき次第、解除可能 ・ UQ購入サポート等が適用されている場合は、100日以上経過していること (101日目から解除可能)。 ※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一括払いなし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一括払いの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払いが確認でき次第、解除可能 ※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様 		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネットワーク制限等がかかっていないこと ○ SIMロック解除機能の搭載端末であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ SIMロック解除依頼時、料金の滞納がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ SIMロック解除機能の搭載端末であること 			
4	SIMロック解除開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2017年3月25日開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2019年9月1日開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2017年11月17日開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2019年9月1日開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2018年7月19日開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2019年8月14日開始
5	対応機種	<ul style="list-style-type: none"> ○①販売したスマートフォンの全機種数 ②うちSIMロックのかかっている機種数 ③うちSIMロック解除対応機種数 <p><2017年> ①7機種 ②2機種 ③2機種</p> <p><2018年> ①6機種 ②1機種 ③1機種</p> <p><2019年 (10月末まで)> ①5機種 ②0機種 ③0機種</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○①発売したスマートフォンの全機種数 ②うちSIMロックのかかっている機種数 ③うちSIMロック解除対応機種数 <p><2017年> ①24機種 ②4機種 ③4機種</p> <p><2018年> ①15機種 ②2機種 ③2機種</p> <p><2019年 (10月末まで)> ①9機種 ②0機種 ③0機種</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○①発売したスマートフォンの全機種数 ②うちSIMロックのかかっている機種数 ③うちSIMロック解除対応機種数 <p><2017年> ①18機種 ②0機種 ③0機種</p> <p><2018年> ①19機種 ②1機種 ③1機種</p> <p><2019年 (10月末まで)> ①24機種 ②2機種 ③2機種</p>	

注1 楽天モバイル、インターネットイニシアティブ、NTTコミュニケーションズ、オプテージはSIMロックなし。

NTTドコモ

トップページ

- 「My docomo」を選択

SIMロック解除手続 の選択

- 「契約内容・手続き」を選択
- 「SIMロック解除」の手続を選択

ログイン

- 暗証番号の入力
- 「ご注意・ご確認事項」の確認
- セキュリティコードの入力

SIMロック解除手続

- 必要情報(IMEI)の入力・注意事項の確認
- 「手続き内容」の確認
- 手続完了

KDDI

トップページ

- 「My au」を選択

ログイン

- 「My auでログイン」、「ログイン」を選択
- ID・パスワードの入力

SIMロック解除手続 の選択

- 「スマートフォン・携帯電話」を選択
- 「ご契約内容／手続き」を選択
- 「お問い合わせ／お手続き」から「SIMカードに関するご案内」を選択
- 「SIMロック解除のお手続きはこちら」から「SIMロック解除のお手続き」を選択

セキュリティ

- 暗証番号の入力

SIMロック解除手続

- 「対象機種」の選択・「注意画面」の確認
- 「選択内容」の確認・解除の理由の選択
- 手続完了

ソフトバンク

トップページ

- 「My Softbank」を選択

ログイン

- 「ログイン」を選択
- 携帯電話番号又はIDとパスワードを入力

SIMロック解除手続 の選択

- メニューを選択
- 「契約・オプション管理」を選択
- 「SIMロック解除手続き」を選択

SIMロック解除手続

- 必要情報(IMEI)の入力
- 入力内容と機種名を確認
- 手続完了

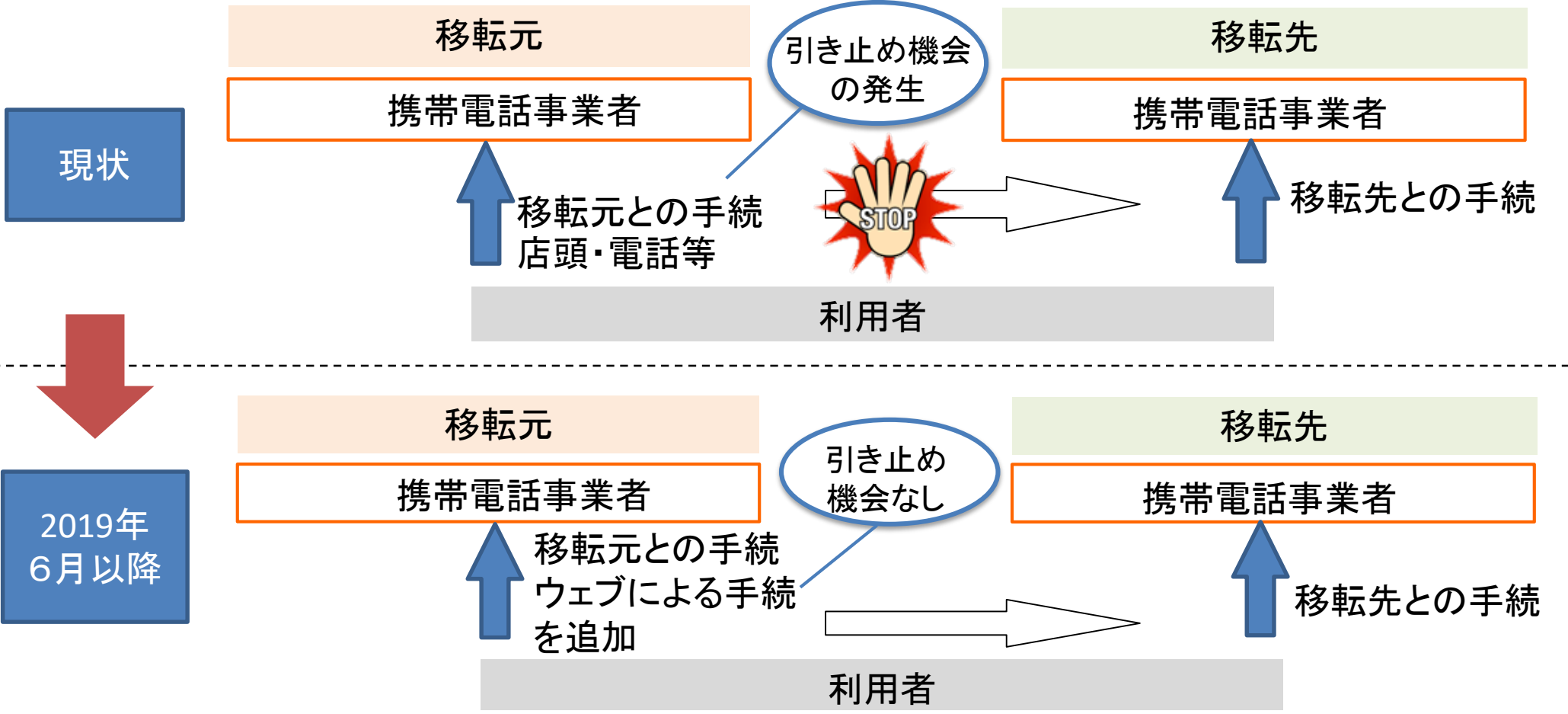
UQコミュニケーションズ		LINEモバイル	
契約者	契約者以外	契約者	契約者以外
<p>トップページ</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「お客様サポート」を選択 <p>ログイン</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「my UQ mobile ログイン」を選択 ○ ID・パスワードの入力 <p>SIMロック解除手続の選択</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ご契約内容」を選択 ○ 「契約回線情報一覧」を選択 ○ 対象の契約の「詳細へ」を選択 ○ 「SIMロック解除」を選択 <p>SIMロック解除手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ロックを解除する」を選択 ○ 「実行する」を選択 ○ 手続完了 	<p>トップページ</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「お客様サポート」を選択 <p>SIMロック解除手続の選択</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「お手続き」を選択 ○ 「SIMロック解除のお手続き」を選択 <p>SIMロック解除手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「UQお客さまセンター」へ電話 	<p>トップページ</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「メニュータブ」を選択 ○ 「マイページ」を選択 <p>ログイン</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ID・パスワードの入力 <p>SIMロック解除手続の選択</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「メニュータブ」を選択 ○ 「問い合わせ」を選択 <p>SIMロック解除手続の選択 SIMロック解除手続</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「SIMロック解除申込」を選択、IMEIの入力 <p>SIMロック解除手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「問い合わせをする」を選択 ○ 手続完了 	<p>トップページ</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「メニュータブ」を選択 ○ 「サポート」を選択 <p>SIMロック解除手続の選択</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「メニュータブ」を選択 ○ 「メール問い合わせ」を選択 <p>SIMロック解除手続の選択 SIMロック解除手続</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メールアドレス・氏名・IMEIの入力、「SIMロック解除申込」の選択 <p>SIMロック解除手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入力内容を確認 ○ 手続完了

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	Y!mobile
種類	① nano : 1種類 ② micro: 1種類 ③ 標準 (mini) : 1種類 ※ 法人専用、MVNO向けSIMは除く (計3種類)	① nano : 3種類 ② micro : 2種類 ③ 標準 : 1種類 ※ 法人専用、LPWA向け、MVNO向けSIMは除く (計6種類)	(1) 自社販売端末用 ① nano : 12種類 ② micro : 4種類 ③ 標準 (USIM) : 3種類 (2) 他社販売端末用SIM: 1種類 ※ 法人専用、MVNO向け、M2M、固定ルータ等の特殊用途の端末向け等SIMは除く (計20種類)	① nano : 4種類 ② micro : 1種類 ③ 標準 (USIM) : 1種類 (計6種類)
種類の説明	SIMのサイズごとに一 종류ずつ	SIMのサイズごとに、通信方式 (4GLTE、3G)、音声方式 (音声の有無、VoLTE・非VoLTE)、機能 (NFCの有無) の別によって区分	SIMのサイズごとに、端末 (iPhone、Android等)、通信方式 (4GLTE、3G)、音声方式 (音声の有無、VoLTE・非VoLTE)、特定の海外キャリアへのローミングの有無、機能 (NFCの有無) の別によって区分	SIMのサイズごとに、端末 (iPhone、Android等)、機能 (NFCの有無) の別によって区分

端末に応じたSIMの種類の場合 (nanoの場合)

iPhone 11	nano SIM	au Nano IC Card 04 LE	iPhone 専用 nano USIM カードA (C2)	4G音声 <nano> USIMカード n101、n111 ※ 他社販売端末	
iPhone 5s		au Nano IC Card	iPhone 専用 nano USIM カードA (C)	4G音声 <nano> USIMカード n141	
AQUOS R3		au Nano IC Card 04	NFC nano USIMカード	4G音声 <nano> USIMカード n101、n111	
Xperia 1			スマートフォン NFC nano USIMカード (2)		
Xperia Z5			他社販売端末用SIM ※ 他社販売端末		
Galaxy Note 10+			nano USIMカード		※ いずれも他社販売端末
Google Pixel 3		※ Google Pixel 4は、他社販売端末	※ Google Pixel 3/4は、他社販売端末		
Google Pixel 4					

- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」において、移転元事業者による引き止め機会のないMNP※1を可能とすべく、ウェブによるMNP手続を実現することが有効である旨指摘された。
- 当該指摘を受け、2018年8月28日、「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」を改正※2。

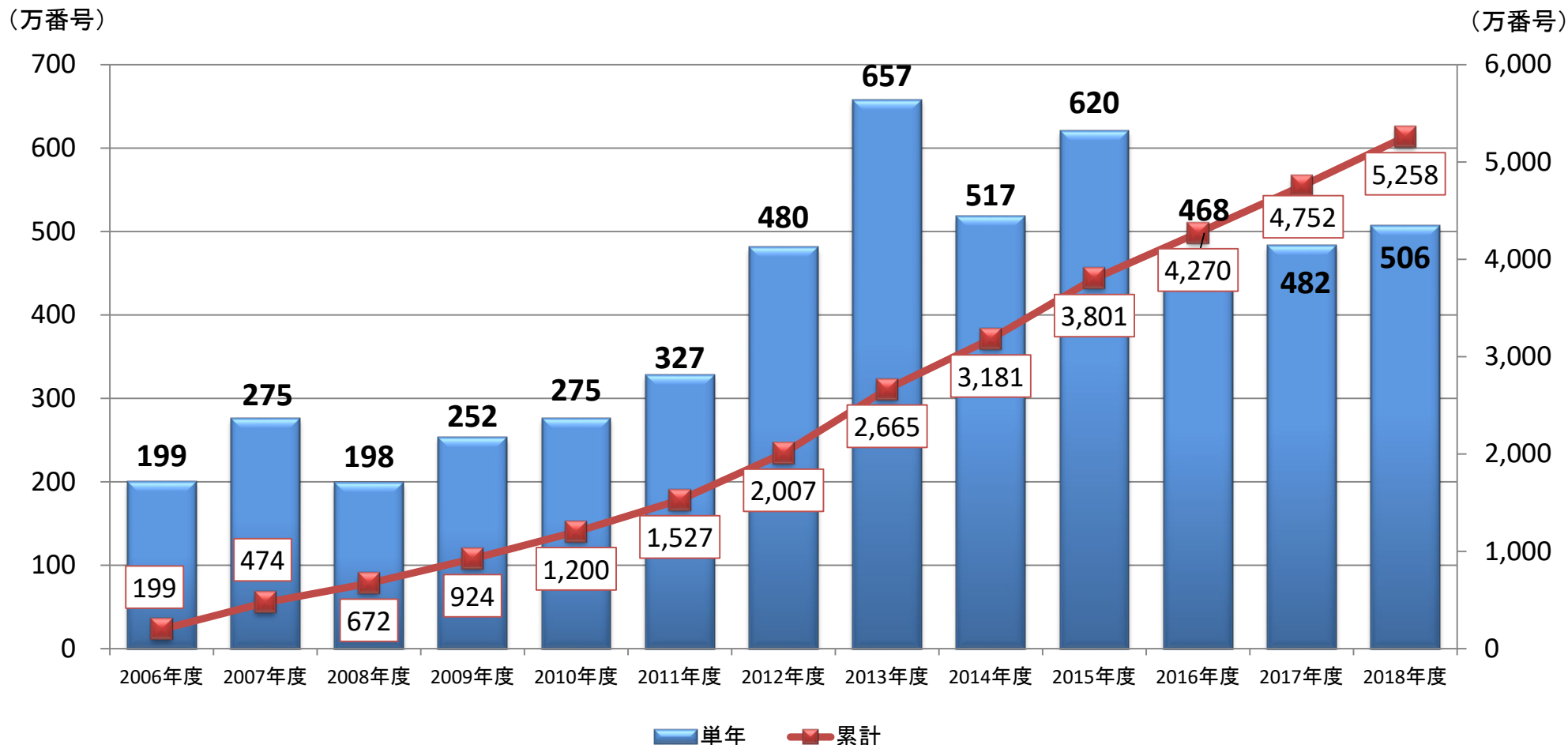


※1 MNP (Mobile Number Portability) : 電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗換える制度。2006年10月より開始。

※2 「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン(2004年5月28日策定)」の一部を改正し、名称を変更。

MNP件数の推移

- MNP※の利用数は、2008年度から2013年度まで増加していたが、2014年度には減少し、近年は横ばい。2018年度は506万番号となっている。



注) MNP (Mobile Number Portability) : 電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗り換える制度。2006年10月より開始。

出典: 電気通信事業報告規則等に基づく報告 (2013年度以前の数値は任意のアンケートに基づく報告値)

NTTドコモ

トップページ

- 「My docomo」を選択

MNP手順の選択

- 「契約内容・手続き」を選択
- 「携帯電話番号ポータビリティ予約 (MNP)」の手続を選択

ログイン

- 暗証番号の入力

MNP手続

- 「My docomo」(ウェブ手続)を選択
- 「解約お手続き」を選択
- 注意事項の確認
- 手続内容の選択
- 手続内容の確認
- 手続完了

KDDI

トップページ

- 「My au」を選択

ログイン

- 「au IDでログイン」、「ログイン」を選択
- IDとパスワードを入力

MNP手順の選択

- 「スマートフォン・携帯電話」を選択
- 「ご契約内容／手続き」を選択
- 「お問い合わせ／お手続き」から「MNPご予約」を選択

MNP手続

- 携帯電話番号の入力
- 注意事項の確認

セキュリティ

- 暗証番号の入力

MNP手続

- 「メールアドレス」を入力(任意)
- 転出理由と転出先を入力、確認
- 注意画面への同意
- 重要事項説明書への同意、「予約番号を発行する」の選択
- 手続完了

ソフトバンク

トップページ

- 「サポート」を選択

MNP手順の選択

- 「MNP・解約」を選択
- 「My SoftBankでお手続き」を選択

ログイン

- 携帯電話番号と暗証番号の入力

MNP手続

- 「転出費用に了解して進む」を選択
- 「サービスの注意事項に了解して進む」を選択
- 「MNPの注意事項に了解して進む」を選択
- ソフトバンクからの案内の希望の有無を選択し、「MNPのお手続きを進める」を選択
- アンケート(転出理由含む。)に回答し、「MNPのお手続きを進める」を選択
- 必要情報を確認し、「MNPのお手続きを進める」を選択
- 予約番号発行
- 手続完了

インターネットイニシアティブ	楽天	NTTコミュニケーションズ
<p>トップページ</p> <p>○ 「会員専用ページ」を選択</p> <p>↓</p> <p>ログイン</p> <p>○ 「会員ログイン」を選択 ○ ID・パスワードの入力</p> <p>↓</p> <p>MNP手順の選択</p> <p>○ 「mioモバイル/mioモバイルプラス 会員ページ」を選択 ○ 「MNP予約番号の発行・確認」を選択</p> <p>↓</p> <p>MNP手続</p> <p>○ 「サービスコードの選択」でMNP転出 する番号の対象プラン・番号を選択し 「次へ」を選択 ○ 申込内容の確認、「申し込む」を選択 ○ 手続完了</p>	<p>トップページ</p> <p>○ 「メニュー」を選択 ○ 「会員サポート」を選択 ○ 「メンバーズステーションへ」を選択</p> <p>↓</p> <p>ログイン</p> <p>○ 「SIM電話番号でログイン」を選択、 電話番号・パスワードの入力</p> <p>↓</p> <p>MNP手順の選択</p> <p>○ 「メニュー」を選択 ○ 「MNP予約番号発行・確認」を選択</p> <p>↓</p> <p>MNP手続</p> <p>○ 注意事項の確認 ○ アンケート(解約理由含む。)への回答 ○ 申込内容の確認 ○ 手続完了</p>	<p>トップページ</p> <p>○ 「マイページ」を選択</p> <p>↓</p> <p>ログイン</p> <p>○ ID・パスワードの入力</p> <p>↓</p> <p>MNP手順の選択</p> <p>○ 「解約の手続き」を選択 ○ 「MNP転出」を選択</p> <p>↓</p> <p>MNP手続</p> <p>○ 携帯電話番号を選択 ○ 注意事項の確認 ○ 手続内容の確認 ○ 手続完了</p>

オプテージ

トップページ

- 「マイページ」を選択

ログイン

- ID・パスワードの入力

MNP手続の選択

- 「各種サポート」を選択し、「解約・MNP 予約番号発行」を選択
- 解約検討理由を選択
- 「MNP予約番号発行(MNP転出)の方はこちら」を選択

MNP手続

- ご利用番号を確認し、「同意する」を選択
- アンケート(解約理由含む。)に回答し、「予約番号取得」を選択
- 手続完了

LINEモバイル

トップページ

- 「メニュータブ」を選択
- 「マイページ」を選択

ログイン

- ID・パスワードの入力

MNP手続の選択

- 「メニュータブ」を選択
- 「MNP転出・解約」を選択

MNP手続

- 注意事項の確認
- アンケート(解約理由含む。)への回答
- 氏名・電話番号・生年月日の入力
- 注意事項の確認
- 予約番号発行申込み
- 手続完了

各事業者のMNP手続の受付状況①

(2019年12月1日時点)

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(1)店頭受付状況			
受付時間帯	終日 ※各店舗の営業時間内	終日 ※各店舗の営業時間内	終日 ※各店舗の営業時間内
手数料	3,000円(税抜) ※2019年9月30日以前に提供の料金プランを契約中の場合、2,000円(税抜)	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)
開始年月日	2006年10月24日	2006年10月24日	2006年10月24日
(2)電話受付状況			
受付時間帯	9時～20時	9時～20時	9時～20時
手数料	3,000円(税抜) ※2019年9月30日以前に提供の料金プランを契約中の場合、2,000円(税抜)	3,000円(税抜) ※ナンバーシェアサービス(1の電話番号を用いて2の端末で発着信できる付加サービス)の副回線用電話番号のMNPの場合は6,000円(税抜)	3,000円(税抜)
開始年月日	2006年10月24日	2006年10月24日	2006年10月24日
(3)ウェブ受付状況			
受付時間帯	9時～21時30分	9時～20時	9時～20時
手数料	3,000円(税抜) ※2019年9月30日以前に提供の料金プランを契約中の場合、2,000円(税抜)	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)
開始年月日	2006年10月24日	2019年5月30日	2019年5月28日

(注)KDDIのナンバーシェアサービスのMNP手続は電話受付のみ

各事業者のMNP手続の受付状況②

(2019年12月1日時点)

	UQコミュニケーションズ	インターネットイニシアティブ	楽天モバイル	NTTコミュニケーションズ
(1) 店頭受付状況				
受付時間帯				
手数料	—	—	—	—
開始年月日				
(2) 電話受付状況				
受付時間帯	9時～21時		9時～20時	10時～19時(日曜・祝日・年末年始を除く)
手数料	3,000円(税抜)	—	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)
開始年月日	2015年10月1日		2014年10月29日	2014年12月1日
(3) ウェブ受付状況				
受付時間帯		終日	終日	終日
手数料	—	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)	3,000円(税抜)
開始年月日		2015年2月12日	2014年10月29日	2014年12月1日

各事業者のMNP手続の受付状況③

(2019年12月1日時点)

	オプテージ	ビッグローブ	LINEモバイル
--	-------	--------	----------

(1) 店頭受付状況

受付時間帯			
手数料	—	—	—
開始年月日			

(2) 電話受付状況

受付時間帯	9時～21時	9時～18時	
手数料	3,000円(税抜)	3,000円(税別)	—
開始年月日	2014年6月3日	2014年7月1日	

(3) ウェブ受付状況

受付時間帯	auプラン/ドコモプランの場合 9時～21時 ソフトバンクプランの場合 10時～19時		終日
手数料	3,000円(税抜)	—	3,000円(税抜)
開始年月日	2014年6月3日		2016年9月5日

(税抜。2019年12月1日現在)

	NTTドコモ	KDDI		ソフトバンク	
名称 (月額)	<p>ケータイ補償サービス</p> <p>(330~1,000円)</p> <p>※ iPhoneについてはAppleCare+ for iPhoneも加入可能。</p>	<p>故障紛失サポート</p> <p>(380円又は630円)</p> <p>※ Galaxy Foldは1,190円</p>	<p>故障紛失サポート with Apple Care Services & iCloud ストレージ</p> <p>(707円~1,190円)</p>	<p>あんしん保証 パックプラス</p> <p>(650円)</p>	<p>あんしん保証 パックwith Apple Care Services</p> <p>(890~1,190円)</p>
対象端末	<p>○iPhone</p> <p>○Android</p> <p>○フィーチャーフォン</p>	<p>○Android</p> <p>○フィーチャーフォン</p>	<p>○iPhone</p>	<p>○Android</p> <p>○フィーチャーフォン</p>	<p>○iPhone</p>
補償内容 ^注	<p>○配送交換又は店頭交換</p> <p>○故障修理</p> <p>○紛失盗難補償 等</p>	<p>○配送交換</p> <p>○故障修理</p> <p>○紛失盗難補償 等</p>	<p>○配送交換</p> <p>○故障修理</p> <p>○紛失盗難補償 等</p> <p>※ AppleCareサービスの製品保証を4年間提供。</p>	<p>○配送交換</p> <p>○故障修理</p> <p>○紛失盗難補償 等</p>	<p>○配送交換</p> <p>○故障修理</p> <p>○紛失盗難補償 等</p> <p>※ AppleCareサービスの製品保証を加入期間中提供。 ※ 故障修理時には修理代金相当のポイントを付与。</p>
対象者	<p>○自社回線契約者のみ</p> <p>※ 回線契約を解約した場合には補償サービスも解除</p>	<p>○自社回線契約者のみ</p> <p>※ 回線契約を解約した場合には補償サービスも解除</p>		<p>○自社回線契約者のみ</p> <p>※ 回線契約を解約した場合には補償サービスも解除</p>	
加入条件	<p>○機種購入日から14日以内のサービス加入</p>	<p>○機種購入時のサービス加入</p>		<p>○機種購入日のサービス加入</p>	
備考	<p>○修理時には追加料金(サービス非加入時より割引)が必要となる場合あり。</p> <p>○その他、データ復旧サービス(有償)の割引等を提供。</p>	<p>○修理時には追加料金(サービス非加入時より割引)が必要となる場合あり。</p> <p>○その他、データ復旧サービス(有償)等を提供。</p>		<p>○修理時には追加料金(サービス非加入時より割引)が必要となる場合あり。</p> <p>○その他、データ復旧サービス(無償)、遠隔サポートサービス等を提供。</p>	

注 端末に係る補償に関する内容を記載。

スマートフォン機種数の価格帯別の分布

	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク (Y!mobile含む。)	
	2018年 下半期発売	2019年 下半期発売	2018年 下半期発売	2019年 下半期発売	2018年 下半期発売	2019年 下半期発売
12万円～	<ul style="list-style-type: none"> iPhoneXS Max Google Pixel 3 XL 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11 Pro Max 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone XS Max Galaxy Note9 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11 Pro Max Galaxy Fold 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone XS Max iPhone XS 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11 Pro Max
～12万円	<ul style="list-style-type: none"> iPhoneXS Galaxy Note9 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11 Pro Galaxy Note10+ 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone XS 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11 Pro 	<ul style="list-style-type: none"> Google Pixel 3 XL Xperia XZ3 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11 Pro
～11万円		<ul style="list-style-type: none"> Galaxy S10+ (OlympicEdition) 	<ul style="list-style-type: none"> Xperia XZ2 Premium 			<ul style="list-style-type: none"> Google Pixel 4 XL Xperia 5
～10万円	<ul style="list-style-type: none"> iPhoneXR Xperia XZ3 Google Pixel 3 		<ul style="list-style-type: none"> iPhone XR Xperia XZ3 		<ul style="list-style-type: none"> iPhone XR Google Pixel 3 AQUOS zero 	
～9万円		<ul style="list-style-type: none"> HUAWEI P30 Pro 		<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11 Xperia 5 		<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11
～8万円		<ul style="list-style-type: none"> iPhone11 Xperia 5 		<ul style="list-style-type: none"> TORQUE G04 	<ul style="list-style-type: none"> Android One X5 	<ul style="list-style-type: none"> Google Pixel 4
～7万円					<ul style="list-style-type: none"> iPhone 7 	
～6万円				<ul style="list-style-type: none"> Xperia 8 	<ul style="list-style-type: none"> シンプルスマホ4 かんたんスマホ LG Q Stylus 	
～5万円					<ul style="list-style-type: none"> Android One S5 	<ul style="list-style-type: none"> Xperia 8
～4万円	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS sense2 LG it 	<ul style="list-style-type: none"> LG style2 L-01L 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS sense2 LG it 	<ul style="list-style-type: none"> HUAWEI P30 lite Premium 		<ul style="list-style-type: none"> HUAWEI P30 lite
～3万円		<ul style="list-style-type: none"> AQUOS sense3 		<ul style="list-style-type: none"> Galaxy A20 	<ul style="list-style-type: none"> HUAWEI nova lite 2 DIGNO J Android One S5 	<ul style="list-style-type: none"> LG K50
～2万円		<ul style="list-style-type: none"> Galaxy A20 				

※1 下半期は7月～12月。 ※2 価格は発売時の価格。

					
		7	8	XR	11
発売日		2016.9.16	2017.9.22	2018.10.26	2019.9.20
定価 (日本)	発売時	¥82,296 (32GB)	¥88,776 (64GB)	¥98,496 (64GB)	▲¥11,376 ¥87,120 (64GB)
	現時点	¥43,560 (32GB)	¥58,520 (64GB)	¥75,240 (64GB)	¥87,120 (64GB)
定価 (米国)	発売時	\$649.99 (32GB) (¥70,200)	\$699.99 (64GB) (¥75,600)	\$749.99 (64GB) (¥81,000)	▲¥5,400 \$699.99 (64GB) (¥75,600)
	現時点	\$349.99 (32GB) (¥37,800)	\$449.99 (64GB) (¥48,600)	\$599.99 (64GB) (¥64,800)	\$699.99 (64GB) (¥75,600)

※1 価格は全てNTTドコモの直販価格。

※2 定価(米国)は全てVerizonの直販価格。

※3 2019年10月25日現在の為替レート(1ドル=108円)を用いて計算。

(2019年10月25日時点。税込。)

Android販売価格の推移

					
		Xperia XZ2	Xperia XZ3	Xperia 1	Xperia 5
発売日		2018.5.31	2018.11.9	2019.6.14	2019.11.1
定価 (日本)	発売時	¥94,608	¥98,496	¥103,032	▲¥15,120 ¥87,912
	現時点	—	¥90,288	¥103,752	¥87,912

					
		Galaxy S7	Galaxy S8+	Galaxy S9+	Galaxy S10+
発売日		2016.5.19	2017.6.8	2018.5.18	2019.6.1
定価 (日本)	発売時	¥93,960	¥118,584	¥111,456	▲¥8,496 ¥102,960
	現時点	—	—	—	¥102,960

※1 価格は全てNTTドコモの直販価格。

(2019年11月20日時点。税込。)

【参考】価格帯別のスマートフォンの機種数(NTTドコモ)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年(～10月)
10万円～			<ul style="list-style-type: none"> iPhoneX 64GB, 115,800円, 11/3発売 Galaxy Note8 SC-01K, 117,000円, 10/26発売 Galaxy S8+ SC-03J, 109,800円, 6/8発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhoneXS Max 64GB, 131,400円, 9/21発売 iPhoneXS 64GB, 119,400円, 9/21発売 Xperia XZ2 Premium SO-04K, 104,400円, 7/27発売 Galaxy Note9 SC-01L, 117,000円, 10/25発売 Galaxy S9+ SC-03K, 103,200円, 5/18発売 JOJO L-02K, 116,400円, 3/23発売 Google Pixel 3XL, 121,800円, 11/1発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone11 Pro Max 64GB, 126,000円, 9/20発売 iPhone11 Pro 64GB, 115,200円, 9/20発売 Galaxy Note10+ SC-01M, 110,160円, 10/18発売 Galaxy S10+(OlympicEdition) SC-05L, 106,200円, 7/24発売
8～10万円	<ul style="list-style-type: none"> iPhone6s Plus 16GB, 92,400円, 9/25発売 iPhone6s 16GB, 86,400円, 9/25発売 Xperia Z5 Premium SO-03H, 86,400円, 11/20発売 Xperia Z5 SO-01H, 86,400円, 10/29発売 Xperia Z4 SO-03G, 86,400円, 6/10発売 GALAXY S6 Edge SC-04G, 86,400円, 4/23発売 GALAXY S6 SC-05G, 86,400円, 4/23発売 AQUOS ZETA SH-01H, 86,400円, 10/29発売 AQUOS ZETA SH-03G, 86,400円, 5/28発売 arrows NX F-02H, 85,200円, 12/4発売 ARROWS NX F-04G, 86,400円, 5/28発売 NEXUS 5X, 86,400円, 10/22発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone6s Plus 32GB, 92,400円, 9/21発売 iPhone6s 32GB, 89,400円, 9/21発売 iPhone7 Plus 32GB, 89,400円, 9/16発売 Galaxy S7 SC-02H, 87,000円, 5/19発売 Xperia X Performance SO-04H, 83,400円, 6/24発売 AQUOS ZETA SH-04H, 82,200円, 6/10発売 arrows NX F-01J, 81,000円, 12/2発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone8 Plus 64GB, 93,000円, 9/22発売 iPhone8 64GB, 82,200円, 9/22発売 Xperia XZ Premium SO-04J, 87,000円, 6/16発売 Galaxy S8 SC-02J, 87,000円, 6/8発売 AQUOS R SH-03J, 82,800円, 7/7発売 arrows NX F-01K, 81,600円, 12/8発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhoneXR 64GB, 91,200円, 10/26発売 Xperia XZ3 SO-01L, 91,200円, 11/9発売 Xperia XZ2 SO-03K, 87,600円, 5/31発売 Galaxy S9 SC-02K, 92,400円, 5/18発売 AQUOS R2 SH-03K, 88,800円, 6/8発売 HUAWEI P20 Pro HW-01K, 96,000円, 6/15発売 V30+ L-01K, 91,800円, 1/25発売 M Z-01K, 85,800円, 2/9発売 Google Pixel 3, 91,200円, 11/1発売 	<ul style="list-style-type: none"> Xperia 1 SO-03L, 95,400円, 6/14発売 Galaxy S10+ SC-04L, 93,600円, 6/1発売 Galaxy S10 SC-03L, 82,800円, 6/1発売 AQUOS R3 SH-04L, 82,800円, 6/1発売 HUAWEI P30 Pro HW-02L, 82,800円, 9/13発売
6～8万円	<ul style="list-style-type: none"> Xperia Z5 Compact SO-02H, 78,600円, 11/13発売 Xperia A4 SO-04G, 72,000円, 6/18発売 AQUOS Compact SH-02H, 73,800円, 12/4発売 Disney Mobile on docomo DM-01G, 77,400円, 5/29発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone7 32GB, 76,200円, 9/16発売 Xperia XZ SO-01J, 75,600円, 11/2発売 arrows SV F-03H, 62,400円, 7/6発売 Disney Mobile on docomo DM-02H, 62,400円, 7/8発売 Disney Mobile on docomo DM-01H, 75,000円, 1/29発売 	<ul style="list-style-type: none"> Xperia XZ1 Compact SO-02K, 72,000円, 11/17発売 Xperia XZ1 SO-01K, 79,800円, 11/10発売 Xperia XZs SO-03J, 79,200円, 5/26発売 V20 Pro L-01J, 78,600円, 2/17発売 	<ul style="list-style-type: none"> Xperia XZ2 Compact SO-05K, 73,200円, 6/22発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone11 64GB, 79,200円, 9/20発売 Xperia 5 SO-01M, 79,920円, 11/1発売
4～6万円	<ul style="list-style-type: none"> Galaxy Active Neo SC-01H, 54,600円, 11/12発売 AQUOS EVER SH-04G, 50,400円, 6/19発売 arrows Fit F-01H, 52,800円, 10/7発売 	<ul style="list-style-type: none"> PhoneSE 16GB, 52,800円, 3/31発売 Xperia X Compact SO-02J, 58,800円, 11/2発売 AQUOS EVER SH-02J, 48,000円, 11/4発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhoneSE 32GB, 47,400円, 3/31発売 Disney Mobile on docomo DM-01J, 54,000円, 2/9発売 らくらくスマートフォン4 F-04J, 54,600円, 2/10発売 	<ul style="list-style-type: none"> Disney Mobile on docomo DM-01K, 56,400円, 2/9発売 	<ul style="list-style-type: none"> Xperia Ace SO-02L, 45,000円, 6/1発売 Google Pixel 3a, 43,200円, 6/7発売 らくらくスマートフォン me F-01L, 40,200円, 2/15発売
2～4万円		<ul style="list-style-type: none"> MONO MO-01J, 30,000円, 12/9発売 	<ul style="list-style-type: none"> Galaxy Feel SC-04J, 33,600円, 6/15発売 AQUOS sense SH-01K, 28,200円, 11/10発売 arrows Be F-05J, 26,400円, 6/1発売 MONO MO-01K, 23,400円, 11/30発売 	<ul style="list-style-type: none"> Galaxy Feel2 SC-02L, 39,000円, 11/9発売 AQUOS sense2 SH-01L, 29,400円, 12/14発売 arrows Be F-04K, 31,200円, 5/25発売 LG style L-03K, 37,200円, 6/22発売 らくらくスマートフォン me F-03K, 36,000円, 2/28発売 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS sense3 SH-02M, 28,800円, 11/1発売 arrows Be3 F-02L, 30,600円, 6/7発売 LG style2 L-01L, 36,000円, 7/12発売
0～2万円					<ul style="list-style-type: none"> Galaxy A20 SC-02M, 19,440円, 11/1発売

注1 表中の表記は、機種(容量)、発売時の販売価格(税抜)、販売開始日の順で記載

注2 各機種の記憶容量は、全て最小容量のものを記載

【参考】価格帯別のスマートフォンの機種数(KDDI)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年(～10月)
10万円～			<ul style="list-style-type: none"> iPhone X(64GB), 118,666円, 11/3発売 Galaxy Note8 SCV37, 110,000円, 10/26発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone XS(64GB), 119,111円, 9/21発売 Phone XS Max(64GB), 131,111円, 9/21発売 Galaxy Note9 SCV40, 120,000円, 10/25発売 Xperia XZ2 Premium SOV38, 100,000円, 8/10発売 Galaxy S9+ SCV39, 104,000円, 5/18発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11 Pro Max(64GB), 130,000円, 9/20発売 iPhone 11 Pro(64GB), 118,000円, 9/20発売 Galaxy Fold SCV44, 223,200円, 10/25発売 Galaxy Note10+ SCV45, 108,000円, 10/18発売 Xperia 1 SOV40, 104,000円, 6/14発売 Galaxy S10+ SCV42, 106,444円, 5/23発売
8～10万円	<ul style="list-style-type: none"> iPhone6s Plus(16GB), 89,888円, 9/25発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 7 Plus(32GB), 86,000円, 9/16発売 XPERIA X Performance SOV33, 86,000円, 6/24発売 Galaxy S7 edge SCV33, 91,000円, 5/19発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 8(64GB), 84,666円, 9/22発売 iPhone 8 Plus(64GB), 95,555円, 9/22発売 isai V30+ LGV35, 82,000円, 12/22発売 Xperia XZ1 SOV36, 84,000円, 11/10発売 HTC U11 HTV33, 80,000円, 7/14発売 AQUOS R SHV39, 80,000円, 7/7発売 Galaxy S8+ SCV35, 92,000円, 6/8発売 Galaxy S8 SCV36, 84,000円, 6/8発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone XR(64GB), 91,111円, 10/26発売 Xperia XZ3 SOV39, 92,000円, 11/9発売 AQUOS R2 SHV42, 88,000円, 6/8発売 Xperia XZ2 SOV37, 88,000円, 5/31発売 Galaxy S9 SCV38, 88,000円, 5/18発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11(64GB), 84,000円, 9/20発売 Xperia 5 SOV41, 82,472円, 10/25発売 AQUOS R3 SHV44, 92,000円, 5/25発売 Galaxy S10 SCV41, 94,444円, 5/23発売
6～8万円	<ul style="list-style-type: none"> iPhone6s(16GB), 78,000円, 9/25発売 Galaxy A8 SCV32, 71,000円, 12/18発売 Xperia Z5 SOV32, 78,000円, 10/29発売 TORQUE G02 KYV35, 61,000円, 7/16発売 Xperia Z4 SOV31, 78,000円, 6/11発売 AQUOS SERIE SHV32, 76,000円, 6/5発売 HTC J butterfly HTV31, 73,000円, 6/5発売 isai vivid LGV32, 72,000円, 5/29発売 Galaxy S6 edge SCV31(32GB), 75,000円, 4/23発売 INFOBAR A03 KYV33, 67,000円, 2/20発売 AQUOS SERIE mini SHV31, 63,000円, 1/29発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 7(32GB), 73,333円, 9/16発売 isai Beat LGV34, 64,000円, 11/18発売 Xperia XZ SOV34, 68,000円, 11/2発売 AQUOS SERIE SHV34, 78,000円, 6/10発売 HTC 10 HTV32, 73,000円, 6/10発売 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS R compact SHV41, 72,000円, 12/22発売 TORQUE G03 KYV41, 74,000円, 6/30発売 Xperia XZs SOV35, 78,000円, 5/26発売 		<ul style="list-style-type: none"> TORQUE G04 KYV46, 74,000円, 8/30発売
4～6万円	<ul style="list-style-type: none"> DIGNO rafre KYV36, 53,000円, 12/11発売 URBANO V02 KYV34, 53,000円, 7/18発売 BASIO KYV32, 55,000円, 2/13発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone SE(16GB), 52,666円, 3/31発売 BASIO2 SHV36, 55,000円, 8/5発売 Qua phone PX LGV33, 48,000円, 7/1発売 AQUOS U SHV35, 49,000円, 6/24発売 	<ul style="list-style-type: none"> rafre KYV40, 40,000円, 2/24発売 AQUOS SERIE mini SHV38, 45,000円, 2/3発売 	<ul style="list-style-type: none"> BASIO3 KYV43, 46,000円, 1/19発売 	<ul style="list-style-type: none"> Xperia 8 SOV42, 53,672円, 10/25発売 Galaxy A30 SCV43, 40,000円, 6/6発売 URBANO V04 KYV45, 54,000円, 2/8発売
2～4万円	<ul style="list-style-type: none"> miraie KYL23, 36,000円, 1/30発売 	<ul style="list-style-type: none"> URBANO V03 KYV38, 35,000円, 12/9発売 AQUOS U SHV37, 35,000円, 11/18発売 Qua phone KYV37, 20,000円, 2/5発売 AQUOS SERIE mini SHV33, 30,000円, 1/23発売 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS sense SHV40, 30,000円, 11/2発売 Qua phone QX KYV42, 30,000円, 7/14発売 miraie f KYV39, 30,000円, 1/20発売 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS sense2 SHV43, 30,000円, 11/9発売 LG it LGV36, 30,000円, 11/9発売 HUAWEI P20 lite HWV32, 30,000円, 6/15発売 Qua phone QZ KYV44, 30,000円, 2/23発売 HUAWEI nova 2 HWV31, 30,000円, 1/26発売 	<ul style="list-style-type: none"> Galaxy A20 SCV46, 23,563円, 10/25発売 HUAWEI P30 lite Premium HWV33, 30,000円, 8/8発売 AQUOS sense2 かんたん SHV43, 30,000円, 6/14発売
0～2万円					

注1 表中の表記は、機種(容量)、発売時の販売価格(税抜)、販売開始日の順で記載

注2 各機種の記憶容量は、全て最小容量のものを記載

【参考】価格帯別のスマートフォンの機種数(ソフトバンク)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年(～10月)
10万円～			<ul style="list-style-type: none"> iPhone X(64GB), 121,333円, 11/3発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone XS(64GB), 126,666円, 9/21発売 iPhone XS Max(64GB), 138,666円, 9/21発売 Google Pixel 3 XL(64GB), 110,666円, 11/1発売 Xperia XZ3, 110,222円, 11/9発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11 Pro(64GB), 117,777円, 9/20発売 iPhone 11 Pro Max(64GB), 132,000円, 9/20発売 HUAWEI Mate 20 Pro, 112,000円, 1/11発売 Google Pixel 4 XL(64GB), 103,854円, 10/25発売 AQUOS R3, 105,333円, 5/24発売 Xperia 5, 105,600円, 10/25発売 Xperia 1, 126,222円, 6/14発売
8～10万円	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 6s(16GB), 86,666円, 9/25発売 iPhone 6s Plus(16GB), 98,666円, 9/25発売 Galaxy S6 edge(32GB), 81,777円, 5/29発売 AQUOS Xx2, 86,222円, 11/20発売 Xperia Z5, 81,777円, 10/29発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 7(32GB), 81,555円, 9/25発売 iPhone 7 Plus(32GB), 92,444円, 9/25発売 STAR WARS mobile, 90,666円, 12/2発売 AQUOS Xx3, 86,222円, 6/10発売 Xperia XZ, 86,222円, 11/2発売 Xperia X Performance, 86,222円, 6/24発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 8(64GB), 87,333円, 9/22発売 iPhone 8 Plus(64GB), 98,222円, 9/22発売 HTC U11, 90,666円, 7/7発売 AQUOS R, 86,222円, 7/7発売 Xperia XZ1, 86,222円, 11/10発売 Xperia XZs, 81,333円, 5/26発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone XR(64GB), 98,666円, 10/26発売 HUAWEI Mate 10 Pro, 99,555円, 5/18発売 Google Pixel 3(64GB), 91,111円, 11/1発売 AQUOS zero, 92,444円, 12/21発売 AQUOS R2, 86,222円, 6/8発売 Xperia XZ2, 95,111円, 5/31発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 11(64GB), 82,666円, 9/20発売
6～8万円	<ul style="list-style-type: none"> Nexus 6P(32GB), 72,888円, 11/6発売 AQUOS Xx2 mini, 68,444円, 12/25発売 AQUOS Xx, 75,111円, 6/26発売 Xperia Z4, 75,111円, 6/12発売 	<ul style="list-style-type: none"> シンプルスマホ3, 66,222円, 9/9発売 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS R compact, 70,666円, 12/22発売 AQUOS Xx3 mini, 70,666円, 2/3発売 		<ul style="list-style-type: none"> Google Pixel 4(64GB), 79,854円, 10/25発売 Google Pixel 3a XL, 62,666円, 5/17発売 AQUOS R2 compact, 76,000円, 1/18発売
4～6万円	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS CRYSTAL 2, 57,333円, 7/17発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone SE(16GB), 52,666円, 3/31発売 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS ea, 44,000円, 7/14発売 iPhone 6(32GB), 47,777円, 6/15発売 	<ul style="list-style-type: none"> シンプルスマホ4, 55,111円, 7/20発売 	<ul style="list-style-type: none"> Google Pixel 3a, 52,888円, 5/17発売
2～4万円	<ul style="list-style-type: none"> DIGNO U, 32,888円, 2/27発売 	<ul style="list-style-type: none"> DIGNO F, 35,111円, 6/24発売 	<ul style="list-style-type: none"> DIGNO G, 28,444円, 7/7発売 	<ul style="list-style-type: none"> HUAWEI nova lite 2, 28,444円, 7/6発売 DIGNO J, 28,444円, 7/6発売 Android One S5, 28,444円, 12/21発売 AQUOS sense basic, 28,444円, 2/16発売 Android One S3, 28,444円, 1/26発売 	<ul style="list-style-type: none"> LG K50, 28,444円, 7/5発売 arrows U, 28,444円, 6/28発売
0～2万円				<ul style="list-style-type: none"> キッズフォン, 17,333円, 4/13発売 	

注1 表中の表記は、機種(容量)、発売時の販売価格(税抜)、販売開始日の順で記載

注2 各機種の記憶容量は、全て最小容量のものを記載

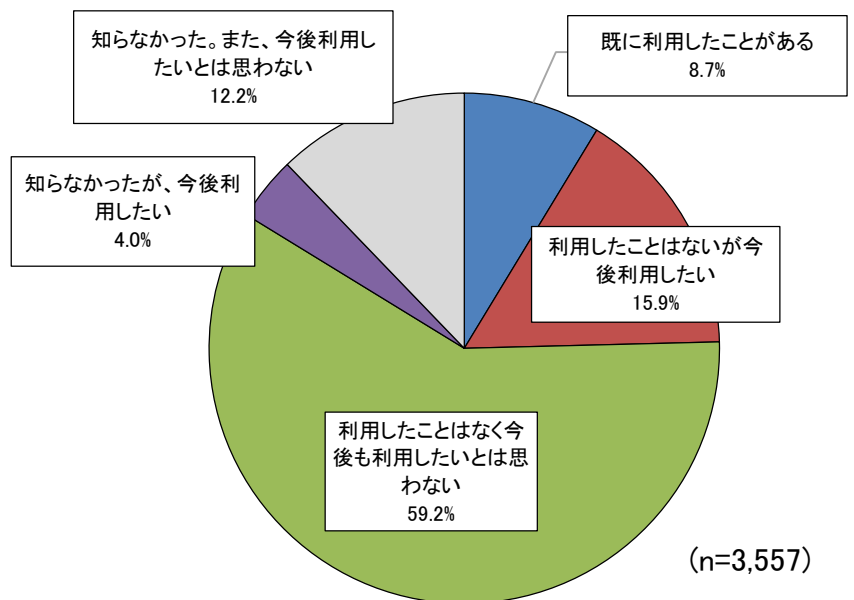
【参考】価格帯別のスマートフォンの機種数(Y!mobile)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年(～10月)
10万円～					
8～10万円					
6～8万円	<ul style="list-style-type: none"> Nexus 5X(16GB), 69,600円, 10/20発売 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS Xx-Y, 60,000円, 1/15発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone SE(32GB), 60,000円, 3/25発売 iPhone 6s(32GB), 72,000円, 10/6発売 Android One X1, 64,800円, 6/30発売 Android One X2, 62,400円, 12/7発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 7(32GB), 67,200円, 12/20発売 Android One X3, 62,400円, 1/25発売 Android One X4, 62,400円, 6/7発売 Android One X5, 76,800円, 12/13発売 	
4～6万円	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS CRYSTAL Y, 43,200円, 7/9発売 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 5s(16GB), 50,400円, 3/4発売 AQUOS CRYSTAL Y2, 45,600円, 2/5発売 507SH, 48,000円, 7/29発売 Nexus 6P, 48,000円, 12/30発売 	<ul style="list-style-type: none"> Android One S1, 45,600円, 2/24発売 Android One S2, 45,600円, 3/10発売 	<ul style="list-style-type: none"> Android One S3, 45,600円, 1/18発売 Android One S4, 45,600円, 2/1発売 P20 lite, 42,000円, 6/15発売 かんたんスマホ, 55,200円, 8/9発売 Android One S5, 49,200円, 12/21発売 LG Q Stylus, 50,400円, 12/29発売 	<ul style="list-style-type: none"> Xperia 8, 49,091円, 10/25発売
2～4万円	<ul style="list-style-type: none"> Spray, 31,200円, 2/19発売 DIGNO C, 28,800円, 2/27発売 LUMIERE, 24,000円, 10/24発売 	<ul style="list-style-type: none"> DIGNO E, 36,000円, 6/10発売 	<ul style="list-style-type: none"> nova lite for Y!mobile, 24,000円, 10/12発売 		<ul style="list-style-type: none"> P30 lite, 36,000円, 8/8発売
0～2万円					

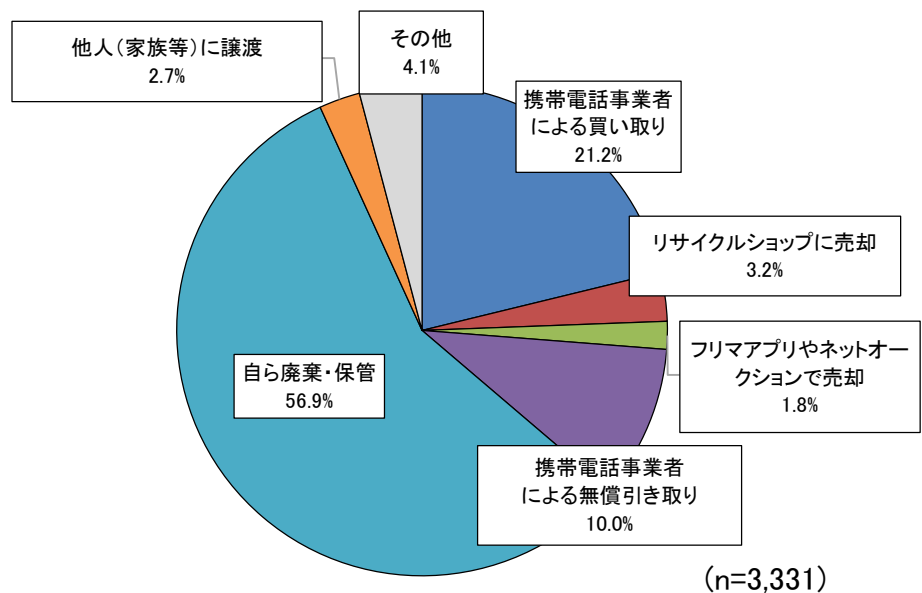
注1 表中の表記は、機種(容量)、発売時の販売価格(税抜)、販売開始日の順で記載

注2 各機種の記憶容量は、全て最小容量のものを記載

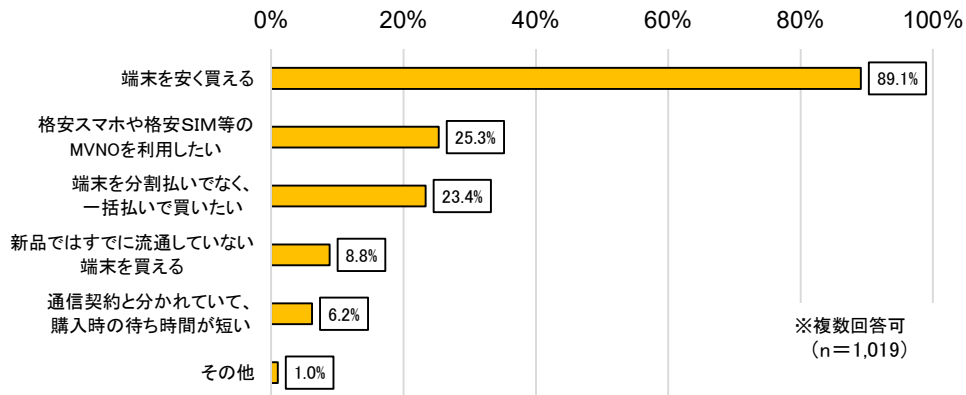
【移動系通信における中古端末の流通に関する認知度・利用意向】



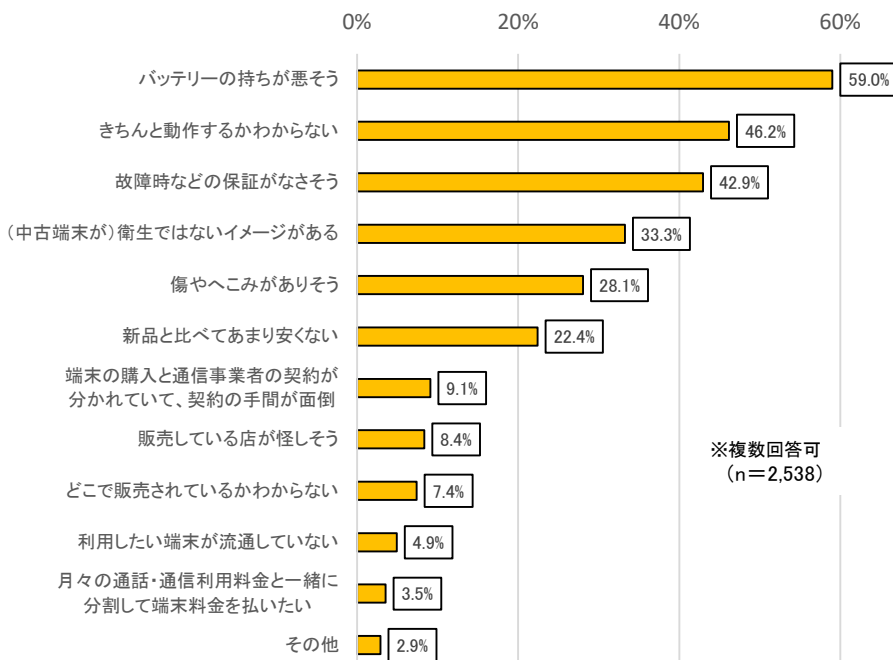
【利用していた端末の処分方法】



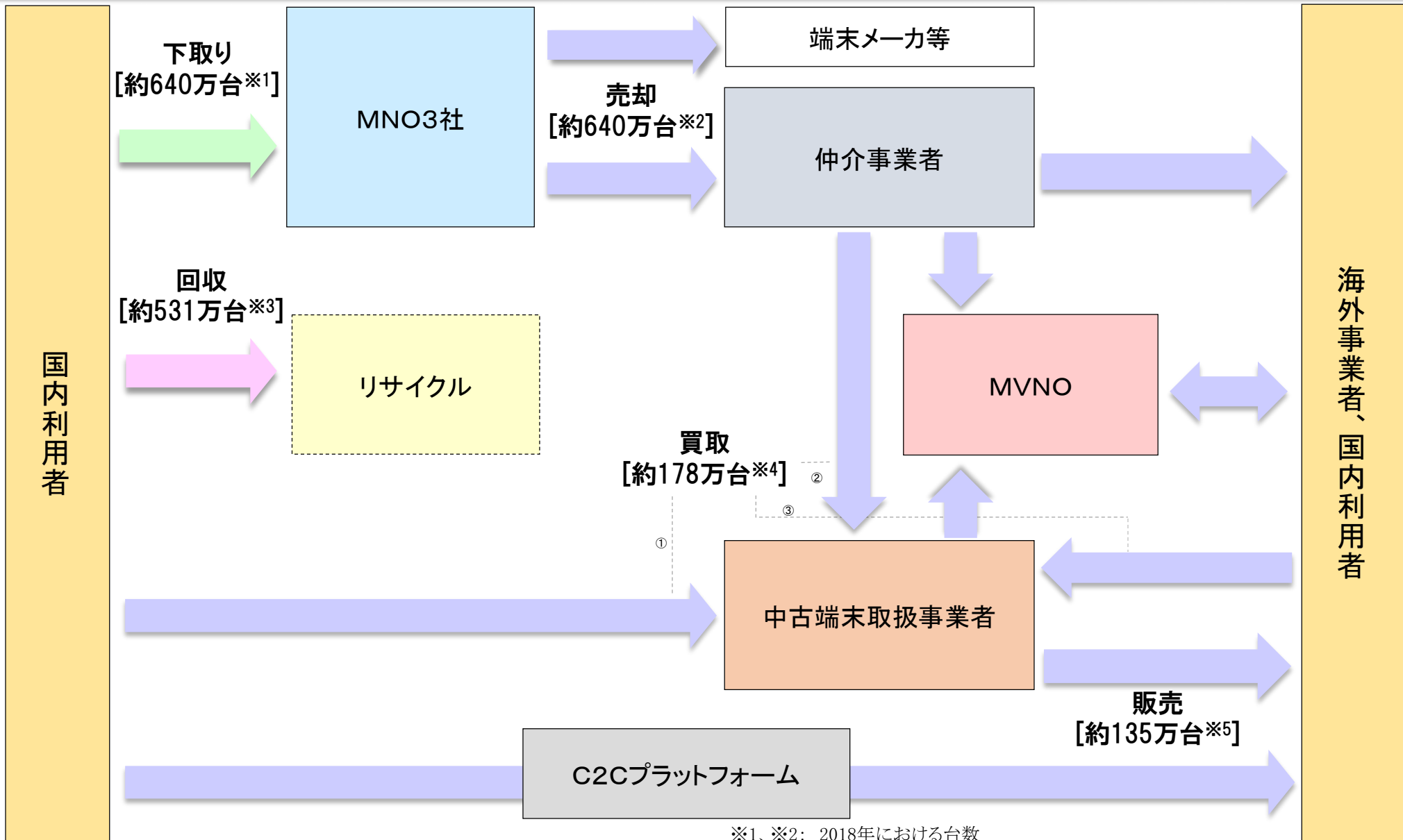
【中古端末を利用したい理由】



【中古端末を利用しない理由】



中古端末の流通経路



※1、※2: 2018年における台数
※3: 2018年度における携帯電話及びPHSのリサイクル実績(回収実績)(モバイル・リサイクル・ネットワーク公表値)
※4: 2018年度におけるリユースモバイル・ジャパン正会員企業11社の合計買取台数
※5: 2018年度におけるリユースモバイル・ジャパン正会員企業11社の合計販売台数

使用しなくなった携帯電話端末内のデータ消去(キャリアショップの対応) 68

(2019年12月現在)

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
--	--------	------	--------

①データ消去(②以外)

リサイクル品として回収の場合 (再資源化)	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処理(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処理(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処理(※1)
下取りの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内(データ消去を条件に下取りを実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 ・下取り後、KDDIにおいてデータ消去を実施(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 ・下取り後、ソフトバンクにおいてデータ消去を実施(※3) ・委託先においてデータ消去を実施
契約者からの依頼の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施を案内
契約者以外からの依頼の場合			

②モバイルFeliCa ICチップ内のデータ消去

リサイクル品として回収の場合 (再資源化)	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内のDOCOPY利用を含め、来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内(※4) ・データ消去後、店員が破砕処理(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去 ・データ消去後、店員が破砕処理(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内 ・データ消去後、店員が破砕処理(※1)
下取りの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内のDOCOPY利用を含め、来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内(※4)(データ消去を条件に下取りを実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去 ・下取り後、KDDIにおいてデータ消去を実施(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるデータ消去実施
契約者からの依頼の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内のDOCOPY利用を含め、来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内(※4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去 	<ul style="list-style-type: none"> ・来店者自身によるICチップ内データ消去実施を案内 ・店員が店頭ツールで消去
契約者以外からの依頼の場合			

※1: 破砕により発火のおそれがある端末(電池内蔵型)の場合は、専門の処理業者が解体・機能破壊を実施。(NTTドコモは、ホームボタン付きiPhone・iPadは破砕処理を実施。)

※2: 下取り端末について、KDDIが店舗外の別施設でデータ消去ツールを使って消去を実施。

※3: 来店者自身によるデータ消去が確認できない場合に実施。

※4: データ消去方法は、次の2パターンを案内。①端末操作により、各電子マネーを一個ずつ削除。②店舗内のDOCOPY(データの移行やバックアップ、消去を行うための専用機器)により削除。なお、DOCOPYで削除できるのはドコモ端末のみ。(2019年10月)

- ◆ 「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」※は、バッテリー状態の確認結果の表示等を追加した「リユースモバイルガイドライン」の改訂版を策定し、11月28日に公表。
- ◆ 改訂版の公表に合わせ、ガイドライン遵守を担保するための事業者の認証制度を導入（実施主体は、「リユースモバイル・ジャパン」※）。
- ※ （株）携帯市場、（株）ゲオ、ブックオフコーポレーション（株）等の民間事業者**18社**により構成。総務省は、オブザーバとして参加。
- ※ 検討会を構成する民間事業者のうち、中古端末を販売する者が構成する団体。

リユースモバイルガイドライン

初版（2019年3月8日公表）

- 中古端末の外装についての格付基準（5段階）を規定
- 中古端末内の利用者情報の処理方法を規定
- 法令遵守等について規定（古物営業法等）



リユースモバイル事業者認証制度 new

- ガイドラインに適合しているか等について認証
- 外部有識者等による審査委員会による審査（実地の確認も実施）
- 2年間の更新制（更新審査あり）
- 12月半ばより受付、来年2月より認証付与

改訂版（2019年11月28日公表） new

- バッテリー状態の確認・結果の表示を推奨。
- 販売後の不払等によるネットワーク利用制限についての保証を、動作保証とは別につけることを推奨。
- リファービッシュ品（メーカ等の修理品）について中古端末取扱事業者が確認・表示すべき事項（メーカ保証の有無等）等を明示。
- 事業者間取引用の詳細な格付基準を整備（5段階→11段階）



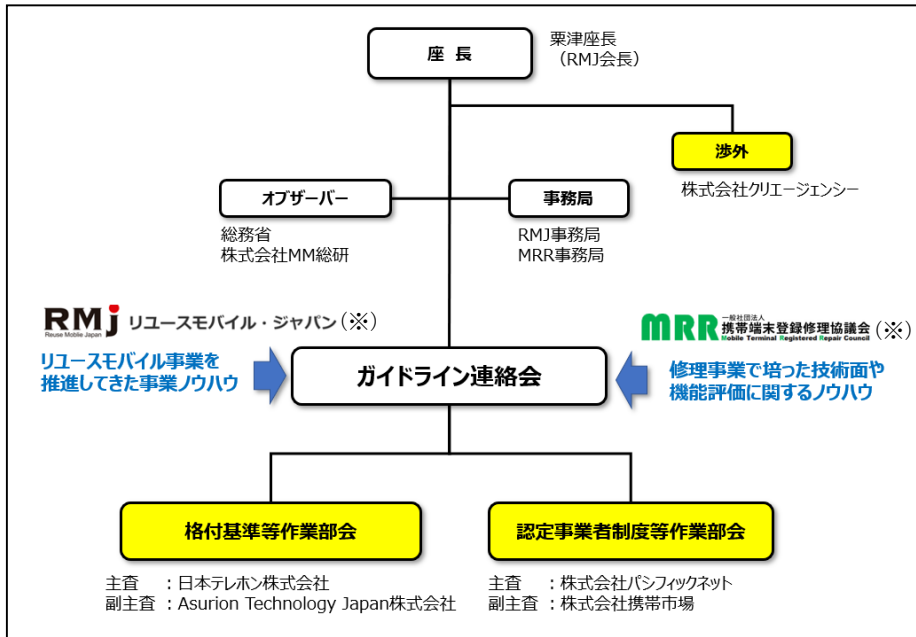
リユースモバイル事業者
認証番号220135(2)

■ 審査基準

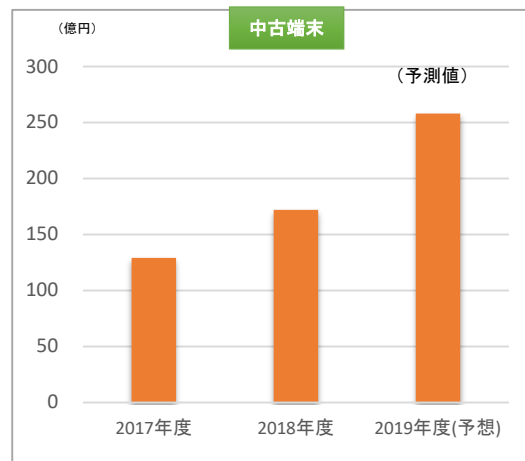
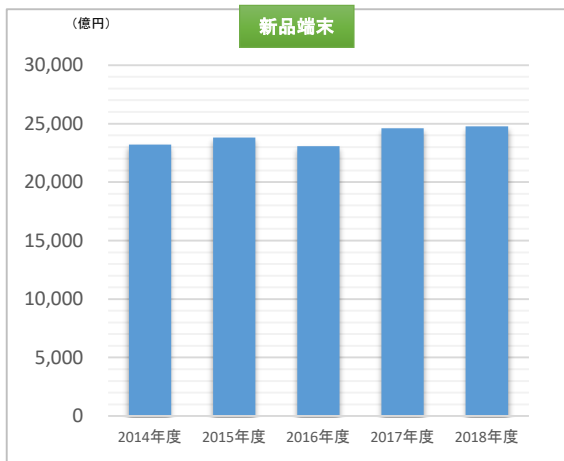
- 「リユースモバイルガイドライン」に準拠しているか
- 会社概要（リユースモバイル事業売上・事業実態・反社対応等）
- 社内における統制環境を整備し、管理体制が整っているか

※ 商品化センター（本社）、代表直営店（直営店がある場合のみ）、代表FC店（FC店がある場合のみ）のそれぞれの拠点が対象

リユースモバイル関連ガイドライン検討会



(参考) 国内の端末の売上高



※ 新品の端末売上高の推移は、NTTドコモ(端末機器販売)、KDDI(端末販売収入、修理収入等)、ソフトバンク(物販等売上)を合算したもの。

出典:各社決算資料、HP

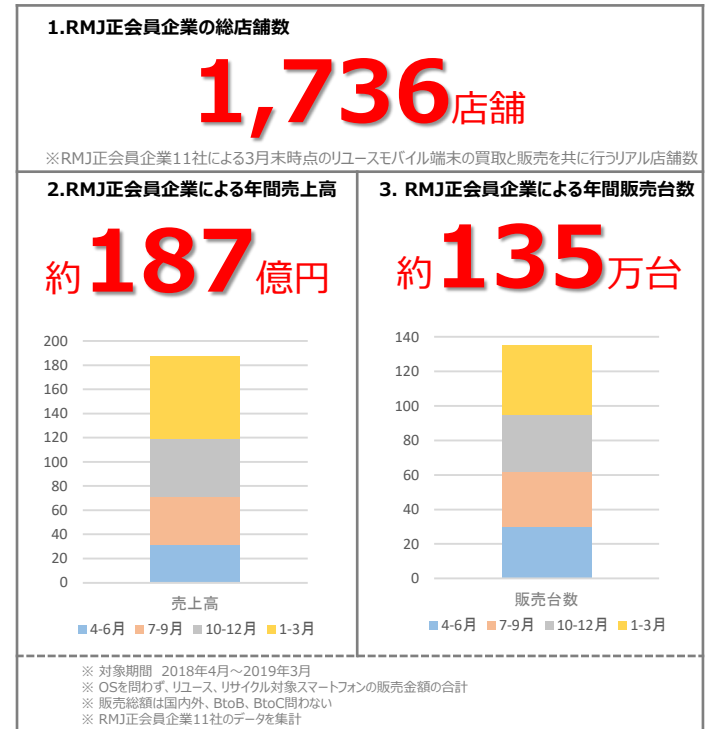
※ リユースモバイル・ジャパン (RMJ) 会員企業11社 (2018年度3Qは10社、2017年度2Qから2018年度2Qまでは9社、2017年度1Qは8社) のデータを合計したもの。2019年度は、予測値。
出典: 日経産業新聞 (2019年6月26日掲載)

(※) 中古端末関連団体の概要

- リユース・モバイルジャパン (RMJ): 中古端末を販売する事業者の団体。中古端末の認知度向上に向けた広報活動や、会員企業向けのガイドライン (適切なデータ消去方法等) 策定等を実施。
加盟事業者: (株)携帯市場、(株)ゲオ、(株)TSUTAYA、ブックオフコーポレーション(株) など全26社 (令和元年11月時点)
- 携帯端末登録修理協議会 (MRR): 端末修理業者及び関連事業会社で構成される団体。会員企業向けの登録申請手続きサポート、特性試験サポート、修理部品の品質ガイドラインの策定等を実施。総務省がオブザーバ。
加盟事業者: Asurion Technology Japan(株)、(株)オークネット、大手携帯電話事業者、国内端末メーカー など全56社 (令和元年11月15日時点)

(参考) RMJ 会員企業の総店舗数等

(2019年3月時点)



	氏名	所属
委員長	新美 育文	明治大学名誉教授・弁護士
委員	北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	西村真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会代表
	栗津 浜一	RMJ会長
(オブザーバ) 総務省 (総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課)		

	J:COM	楽天モバイル	オプテージ	IIJ
取扱時期	<ul style="list-style-type: none"> 2017年1月～2019年2月 	<ul style="list-style-type: none"> 2017年9月～2019年8月 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年5月～ 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年7月～
取扱機種	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 6s(メーカー認定整備済製品) [2017年1月～2017年11月] iPhone 6s(登録修理業者整備品) [2018年2月～2018年10月] iPhone 7 [2018年10月～2019年2月] 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone SE [2017年9月～2019年8月] iPhone 6s [2017年9月～2019年8月] iPhone 6s Plus [2017年9月～2019年8月] 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone 6s [2018年5月～2019年9月] iPhone XS [2019年11月～] iPhone XS MAX [2019年11月～] 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone SE [2019年7月～] iPhone 7 [2019年7月～] iPhone 8 [2019年7月～] iPhone XR [2019年7月～] iPhone XS [2019年7月～] iPad Pro(11インチ) [2019年11月～] iPad Pro(12.9インチ) [2019年11月～]
端末の種類	<ul style="list-style-type: none"> メーカー認定整備済製品 (iPhone 6s) 登録修理業者整備品 (iPhone 6s、iPhone 7) 	<ul style="list-style-type: none"> メーカー認定整備済製品 	<ul style="list-style-type: none"> メーカー認定整備済製品 	<ul style="list-style-type: none"> リユース品(「リユースモバイルガイドライン」外装評価S又はA)
調達元	<ul style="list-style-type: none"> メーカー認定整備済製品: 古物商許可を得ている業者 登録修理業者整備品: 登録修理業者 	<ul style="list-style-type: none"> 仲介事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 仲介事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 「リユースモバイルガイドライン」に準拠した端末販売事業者
販売ルート	<ul style="list-style-type: none"> 主として訪問販売 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン 店頭 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン
保証期間	<ul style="list-style-type: none"> メーカー認定整備済製品: 1年間(メーカー保証) 登録修理業者整備品: 180日間(自社保証) 自社利用者に対し、ネットワーク利用制限について永久保証 	<ul style="list-style-type: none"> 1年間(メーカー保証) 最大3年間(中古端末も対象となる自然故障等に対応した自社保証プログラム(「つながる端末保証 by 楽天モバイル」(500円/月))に加入の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 1年間(メーカー保証) 	<ul style="list-style-type: none"> 30日間(自社保証) ネットワーク利用制限については永久保証

		ヤフオク!	メルカリ	ラクマ
出品に関する規定		<ul style="list-style-type: none"> □ ヤフオク! ガイドライン □ ヤフオク! ガイドライン細則 	<ul style="list-style-type: none"> □ 出品ガイド □ 中古スマホ取引ガイド 	<ul style="list-style-type: none"> □ 利用規約 □ 出品禁止リスト
出品の際に遵守が求められる事項	【契約関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者の名義変更が可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> 【契約関係】 ・ 契約中でないこと ・ 解約前のプリペイド携帯電話でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 【契約関係】 ・ 契約者名義を「使用者本人の名義へ変更すること」を前提としないこと
	【ネットワーク利用制限関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用制限がされていないこと ・ ネットワークの利用状況が「○」であること 	<ul style="list-style-type: none"> 【ネットワーク利用制限関係】 ・ ネットワーク利用制限がされていないこと ・ 端末残債の完済が明確に証明されていること ・ ネットワークの利用状況が「○」であること 	<ul style="list-style-type: none"> 【ネットワーク利用制限関係】 ・ 利用制限がされていないこと
	【端末利用制限関係】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末が初期化されていること 	<ul style="list-style-type: none"> 【端末利用制限関係】 ・ 端末が初期化されていること ・ アクティベーションロックが解除されていること 	<ul style="list-style-type: none"> 【端末利用制限関係】 —
	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正に入手されたものを出品しない ・ IMEIの記載 	<ul style="list-style-type: none"> 【その他】 ・ 端末からSIMカードを除去すること 	<ul style="list-style-type: none"> 【その他】 ・ 通話が可能であること
規定違反があった場合の対応		<ul style="list-style-type: none"> □ 出品時にIMEIが入力されていない商品については、場合により、運営側で削除。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 状況に応じ、運営側で出品者のアカウントロック等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> □ ネットワーク利用制限がされていることがわかる出品を検知した場合、運営側で商品削除や出品者のアカウントの停止等を実施。 □ 購入した端末がネットワーク利用制限がされていたという申し出があった場合、運営側で取引内容を確認の上、場合により、アカウント停止等を実施。
その他		—	<ul style="list-style-type: none"> □ 売却された商品の検品・配送を行うサービス(「あんしんスマホサポート」)を出品者・購入者ともに利用可。料金は1,880円を販売利益から相殺。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 全国共通料金の配送サービス(「かんたんラクマパック」)を選択した場合、紛失補償サービス(「ラクマあんしん補償」)による商品代金の補償が可能。

7. 定期契約期間全体での総額表示



- 契約時にお客さまにお渡しする契約書面へ「定期契約期間のお支払総額」を2019年10月受付分より記載
- 自動更新時は、契約期間満了のご案内メールへ「自動更新後の定期契約期間のお支払総額」のリンクURLを2020年1月送付分（2020年2月更新）より記載

契約時

2019年10月受付分～

■ 定期契約期間のお支払総額（概算）

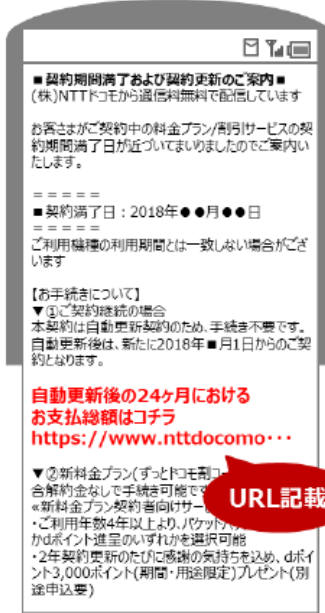
項目	料金
料金プラン	167,520円
スピードモード	24,000円
割引適用額	-24,000円
その他（オプションサービス等）	7,200円
機種分割お支払価格（付属品含む）	62,208円
消費税	23,992円
事務手数料	3,000円
合計額（税込）	263,920円

■ 定期契約満了後のお支払総額（概算）

項目	料金
機種分割お支払価格残額（付属品含む）	31,104円

自動更新時

2020年1月メール送付分（2020年2月更新）～



自動更新後定期契約期間のお支払総額

定期契約を更新した際のお支払総額となります。記載のお支払額は、定期契約満了前月時点での契約内容を基にした、定額料金部分の目安です。実際のお支払額とは異なる場合があります。

■ 定期契約期間のお支払総額（概算）

項目	料金
料金プラン	167,520円
スピードモード	24,000円
割引適用額	-24,000円
その他（オプションサービス等）	7,200円
機種分割お支払価格（付属品含む）	62,208円
消費税	23,992円
事務手数料	3,000円
合計額（税込）	263,920円

■ 定期契約満了後のお支払総額（概算）

項目	料金
機種分割お支払価格残額（付属品含む）	31,104円

<注意事項>
 ※各金額は、定期契約満了前月時点での契約内容（料金プラン等を当月の月途中までは翌月から変更される場合は変更後の契約内容）に基づき算出した目安であり、実際のご請求額とは異なる場合があります。

※メール送付不可の方へははがきを郵送

※料金シミュレーションにおける総額表示については実施に向けて検討中



1. 総額表示の対応 (2/3)

3

■ 店頭での総額表示イメージ

ガイドラインに沿った通信、端末、初期費用毎の表示に加え、各項目の詳細総支払額も表示し、料金プランへの理解を促進

月々のお支払い額				(円)	
ご利用項目	(参考) 変更前料金	初月 2019/8	2ヶ月目 2019/9	50~60ヶ月目 2023/9~2024/7	(参考)2年総額 2019/8~2021/7
☐ プラン利用料	7,000	5,634	3,480	4,480	107,674
スーパーカケホ (2年契約)	1,700	1,041			1,041
新auピタットプラン (2年契約)		379	980	980	22,919
☐ Apple製品向けサービス/税込			1,922		23,064
☐ auかんたん決済利用料	372	372	372	372	8,928
☐ 購入機器代金		390	2,647		61,271
アップグレードプログラムEX		390	390		9,360
iPhone XR ブルー 128GB (48回払い)			1,945		44,735
iPhone XR用 New Balanceハイブリッドクリアケース/ホワイト (48回払い)			72		1,656
(端末分割支払金額累計)			1,945		
(端末分割支払金額残額)					5,520
☐ 手数料・諸費用	593	2,643	311	391	11,556
変更時諸費用/機種変更手数料		2,000			2,000
合計	7,965~	9,039~	8,732~	5,243~	212,493~

総額表示部分

通信料金

端末代金

割賦残債

初期費用等

2年合計お支払額

その他各料金項目
の総額目安も表示

※開発途中のイメージ図です

1. 携帯電話の料金プランの理解促進のための取組

4

①拘束期間全体での総額表示

新規

契約期間のない新しい料金プラン※を提供

➔ 総額表示の対応は不要

既存

契約更新時に総額表示対応を実施

※準備が整い次第実施予定

※新料金プランの提供 (9月13日より)

シンプルな料金プラン

ミニモンスター	ウルトラギガ モンスター+	スマホ デビュープラン
---------	------------------	----------------

契約期間の縛りなし

9月13日(金) 受付開始

Y!mobile

契約期間の縛りを撤廃

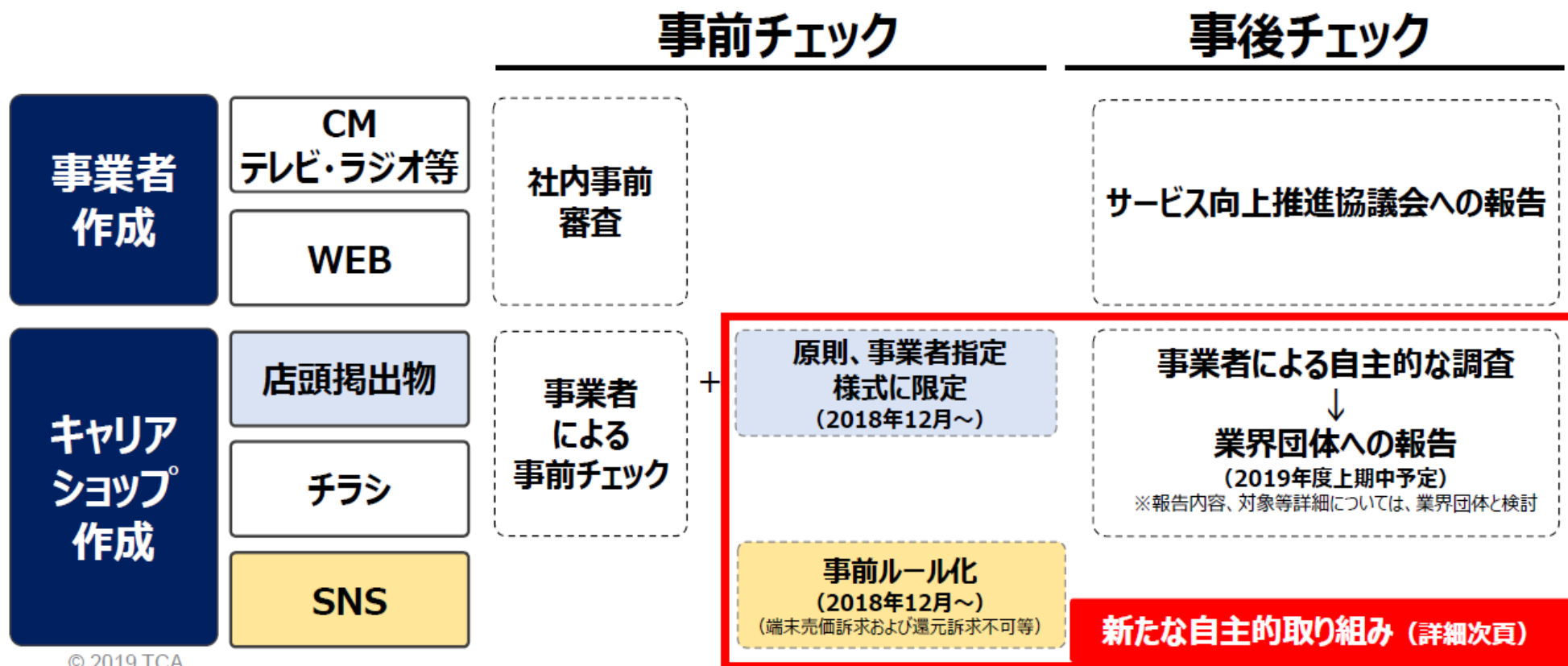
スマホベーシックプラン

S 3GB 月々 2,180円	M 9GB 月々 3,180円	NEW R 13GB 月々 4,180円
-------------------------------------	-------------------------------------	--

すべてのプラン **違約金0円**

携帯電話事業者による広告表示適正化の取り組み (電気通信事業者協会) TCA

- ✓ 各事業者では、広告表示の事前審査に取り組んできた
- ✓ 店頭広告の適正化に向けて、各事業者の自主的取り組みを強化していく



店頭広告に関する携帯電話事業者の新たな自主的取り組み

TCA

目的

事業者の自主的取り組みを中心とした、キャリアショップ店頭広告の適正化

実施概要

※1

	事前チェック (2018年12月~)	事後チェック (2019年度上期中予定)
店頭掲出物	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が指定する様式に基づく広告の掲示、及びその徹底 事業者の指定外の広告の場合、事前チェックを必須 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が実施する店頭確認及び、不適切事例の是正、及び再発防止 確認結果について、業界団体※2への報告 (報告内容、対象等詳細については、業界団体と検討)
チラシ	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による事前チェック (従前より実施) 	
SNS	<ul style="list-style-type: none"> 訴求内容の事前ルール化 (端末売価訴求および還元訴求不可等) 	—

※1：事業者の自主的な取り組みがベースのため、各社差分あり

※2：サービス向上推進協議会 広告表示WGを想定

(参考) MNOの販売代理店の広告表示適正化の取組み

TCA

 : 新たな取組み
 : 既存の取組み

		事前			事後
キャリア ショップ	店頭				事後チェック ドコモ: ・支社・支店によるチェック (四半期・全店) ・営業管理部門監査 (年1回・全店) KDDI: ・店頭写真の報告 (年2回・全店) SB: ・店頭写真の報告 (四半期・全店) ・違反報告フォームの設置 (全店)
	チラシ	ルール整備 (事前確認) ※1	法令遵守 要請文 ※2	事業者指定 様式に限定 ※3	
	SNS				
販売店 量販店				※4	ドコモ: ・支社・支店によるチェック (四半期) ・営業管理部門監査 (年1回・システム設置店) KDDI: ・特定期間内全件チェック (年2回) SB: ・違反報告フォームの設置 (全店)
					ドコモ: ・支社・支店によるチェック (四半期) ・営業管理部門監査 (年1回・システム設置店) KDDI: ・店頭写真の報告 (年2回・当社販売スタッフ配置店舗) SB: ・店頭写真の報告 (年2回・当社販売スタッフ配置店舗)

※1 : 代理店が運用上判断がつかない場合に事前確認を行う

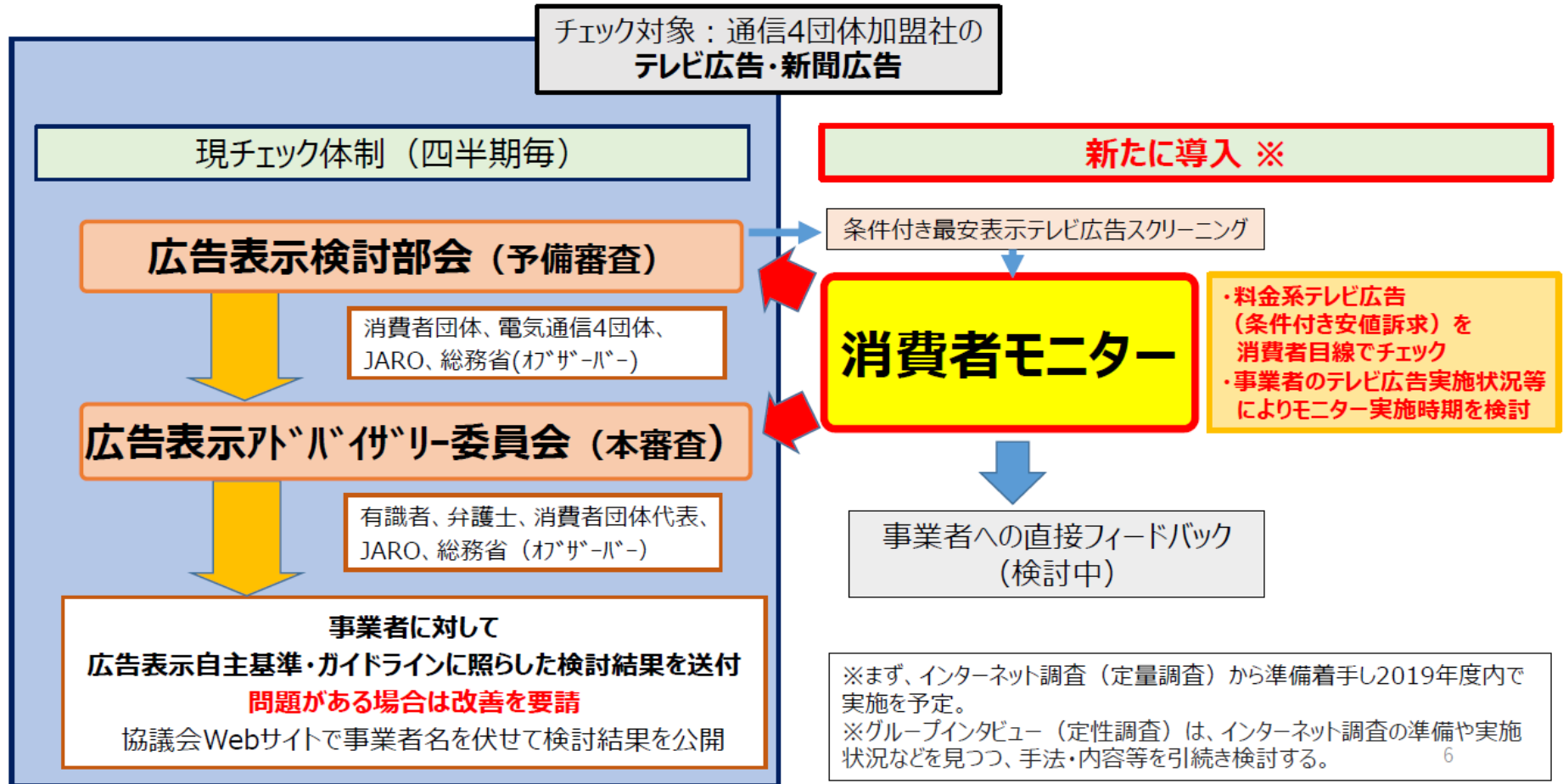
※2 : 総務省・消費者庁要請を踏まえ、景品表示法等の遵守を要請 (発出日 ドコモ : 7/5 KDDI : 7/22 SB : 7/19)

※3 : ドコモのみチラシについても実施/SNSは3社とも価格訴求禁止の掲載ルールを制定

※4 : SBは販売店についても実施/SNSについてドコモは販売店・量販店にも/SBは販売店にも、価格訴求禁止の掲載ルールを制定

1. 広告チェック体制における消費者モニターの導入

広告表示チェック体制の強化（消費者モニターの導入）



2. 「電気通信サービスの広告表示自主基準及びガイドライン」改定検討

①店頭における広告表示の課題

- ✓ いわゆる「キャリアショップ」での「条件付き最安値表示」「キャッシュバック」等の店頭広告における注釈不備など。
- ✓ 消費者庁による「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等の公表について」なども昨年11月にあった。

②条件付き最安値表示（テレビ広告他）の課題

- ✓ 料金の安さがことさら強調され制約条件などが分かりづらい（注釈量が多い、注釈が小さい、レイアウトや配色・背景などの状況で注釈が読みづらい、表示料金以外に別途発生する料金があるのに記載がないあるいは分かりづらいなど）テレビその他広告があるとの指摘。
- ✓ テレビ広告やWeb動画広告などで音声および文字で安さや優位性が強調されている際に、制約条件など打消し表示が文字のみで表示されかつ小さい、あるいは表示されていても音声の強調タイミングと離れているなど。
（参考：消費者庁 広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書、打消し表示に関する実態調査報告書）

③Web広告（Webサイト）の課題

- ✓ Webサイト（ホームページ等）で注釈にたどり着くまで画面スクロールを要するなど本体（強調）表示から離れている、重要な注釈がアコーディオンパネルの中にある気づきにくい、バナー広告内の強調表示に対する注釈（打消し表示）がリンク先に記載されている場合でリンク先の注釈が認識しづらいなど、必要な注釈が見落とされることがあるなど。
（参考：消費者庁 広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書、打消し表示に関する実態調査報告書）

上記各課題に対し、「電気通信サービスの広告表示自主基準及びガイドライン（第12版）」の改定について検討を行う。

3. 事業者による店頭広告チェックのオーディット

①事業者による掲出物のルール強化・徹底

移動体通信事業者3社(4ブランド)の店頭(いわゆる「キャリアショップ」)の広告掲示ルールの見直しによる広告表示適正化が2018年12月に3社一斉に行われた。(ドコモ、KDDI、ソフトバンク各社による取り組み)

②事業者による掲出状況の事後チェック

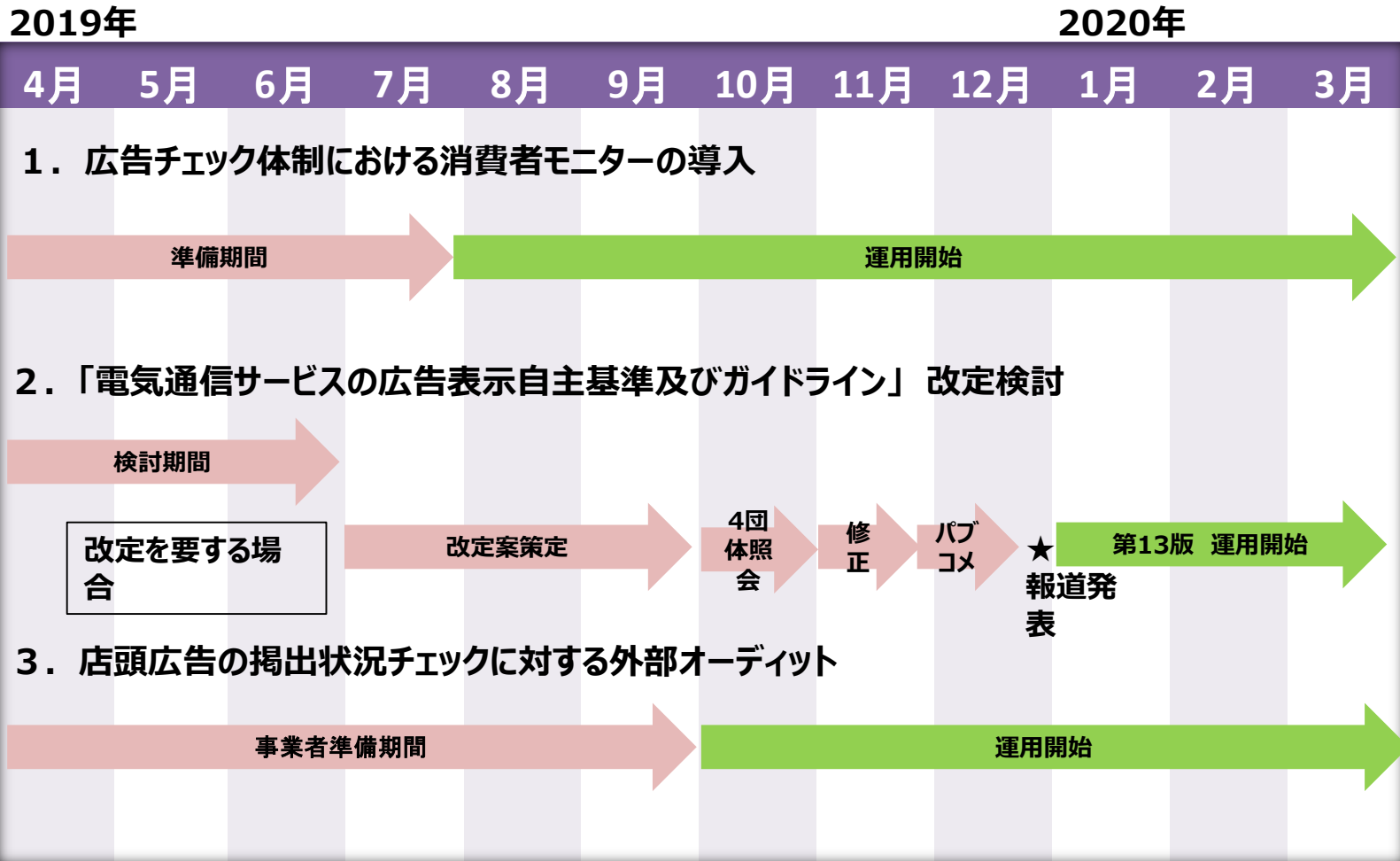
事業者は上記①適正化が維持されるように定期的に事後チェック(店頭掲出状況確認)を実施する。チェック方法などは事業者で検討中。

③事業者の事後チェック内容の報告を受ける

上記②事後チェックについて通信4団体を通じ電気通信サービス向上推進協議会はチェックの内容および結果の報告を受ける。事業者の事後チェックが適切に機能しているかを外部から監査する。**報告内容の詳細は事業者と検討を進める。**報告内容の概要を事業者名を伏せて同協議Webサイトで公開予定。

※事業者の店頭事後チェックの結果、店頭広告の掲出状況への懸念が再び発生することが予想されるような場合は、電気通信サービス向上推進協議会においても事業者の事後チェックとは別のチェック方法について導入を検討する。

4. 対応スケジュール（予定）



□ 消費者庁は、携帯電話等の端末の販売に関する店頭広告表示について、景品表示法上問題となるおそれのある表示を類型化し、公表(平成30年11月13日)。

消費者庁において携帯電話等の店頭広告及び消費者相談の実態を把握・整理

景品表示法上問題となるおそれのある表示

景品表示法上問題となるおそれのある表示として、9つの問題類型に抽出整理

<表示例>



特段の条件なく、「実質負担金0円」でスマートフォン端末を購入できるかのように表示

【実際の適用条件】

- 指定の**有料オプションサービス**である「**端末補償サービス**」への加入
- **2年以内に途中解約すると、割賦支払金額の残額が自己負担**

事業者は景品表示法に違反しないよう上記考え方にに基づき広告表示を行うこと

安い販売価格のための適用条件を明瞭に記載せず「詳しくは店員に」として、口頭での説明に委ねる広告

- ① 「詳しくは店員に」という記載を見ても、店員に確認しなかった(41.7%)
- ② 店員の説明を理解できなかった(27.8%)
- ③ ②のうち、説明を理解できないまま契約を締結(38.7%)
- ④ 消費者が望む改善の方向：
 - 簡潔で明瞭に条件を記載して欲しい(47.6%)
 - 店員に詳しく聞かなくても済むようにして欲しい(45.8%)

<表示例>



「詳しくは店員に」と表示するのではなく、適用条件を分かりやすく表示すること

自分に合ったスマートフォンの買い方をしよう

皆様へのアドバイス

① スマートフォン購入時は毎月の支払額だけでなく**総額を確認しよう**

割賦販売契約（分割払）で購入する場合、総額に対する割賦の回数で毎月の支払額は変わります。

② 割賦利用の購入プランで、**残債免除特典**を利用する場合は、**購入済スマートフォンの返却が必要です**

そのため、引き続きスマートフォンを使いたい場合は、新たな端末購入が必要です。

加えて、当初に購入した社から指定された端末の購入が条件とされるなど、さらに条件がある場合があります。

③ **自分の買い替え期間**を意識しよう

例えば、2年程度で最新機種への買い替えを行うのか、より長く使い続けるのかといった期間を意識しましょう。

(参考) 携帯電話事業者からの端末購入について

携帯電話事業者から端末を購入する場合に「割賦払で2年間の支払の後、残債（未払分）が免除される」という特典を受けるための条件等は、以下の①及び②に大別できる。（2019年11月1日現在）

（注）端末の購入は携帯電話事業者を介さずに、メーカー等から直接購入することも可能。

（仮定）比較の都合上、端末代金を100,800円として計算。実際にはオプション費用が発生する場合がある。

	残債免除特典	割賦回数	毎月支払額	総支払額	条件
①	24回割賦後 (購入2年後)に 残債免除特典利用	36回(3年) 割賦	2,800円	67,200円	<u>購入・使用端末返却</u> 新たな端末購入 (購入は自由)
②		48回(4年) 割賦(プログラム 利用料付)	端末分：2,490円 プログラム利用料：390円	59,760円	<u>購入・使用端末返却</u> 新たな端末購入 (当初に購入した社の 指定端末の購入 が必須)
参考	残債免除特典を利用せず (一括又は割賦払で残債免除を利用しない)			100,800円 ※ 〔3年又は4年以上買い替えをしない場合、 月当たり負担額は上記特典より安くなる。〕	<u>購入・使用端末返却不要</u> 〔新たな端末購入不要〕

※購入・使用した端末は中古市場で有価での売却が可能。

（参考）年齢階級別の携帯電話の平均使用年数

（出典）内閣府「消費動向調査」中「主要耐久消費財の買替え状況（平成30年4月～平成31年3月）」（平成31年3月調査）

世帯主が29歳以下の世帯	2.6年
世帯主が30～39歳の世帯	2.9年
世帯主が40～49歳の世帯	3.2年
世帯主が50～59歳の世帯	3.8年
世帯主が60～69歳の世帯	4.7年
世帯主が70歳以上の世帯	5.8年



現状では、全世帯の平均使用年数は4年弱以上。

- 改正法の施行後、「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」に基づき、**継続的に、必要なデータの収集等を行い、それを基にして評価・検証**を行う。
- **評価・検証の結果を踏まえ、措置の見直しの必要性を検討**していく。

定量的なデータ

- < 施行前 >
 - ・ 契約数の状況
- < 施行後 >
 - ・ 改正法に適合した料金プランの状況
 - ・ 契約数の状況
 - ・ ARPUの状況
 - ・ 端末販売台数の状況
 - ・ 端末代金の値引き等の状況
 - ・ 端末の平均利用期間の状況
 - ・ 既往契約の移行の状況 等

個別調査

- ・ 店頭における対応
- ・ 中古市場の状況 等

利用者アンケート

- ・ 意識の変化 等

事業者ヒアリング

- ・ 電気通信事業者、販売代理店、端末メーカー 等



評価・検証

- < 施行前 >
 - 駆け込みの状況
- < 施行後 >
 - 新法の遵守状況
 - 通信市場の状況
 - ・ 市場の動き
 - ・ 通信料金の動向 等
 - 端末市場の状況
 - ・ 市場の動き
 - ・ 端末販売の動向 等
 - 既往契約の移行の状況

1 法施行前の取組①

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(1) モバイル指針の遵守状況			
これまでの取組	○ 遵守徹底	○ 遵守徹底	○ 遵守徹底
要請(6/20)を受けた取組	○ 幹部会議、全国の営業部門責任者会議等での情報連絡(19.6.20～) ○ 本社・支社の営業部門に対して、メールやWEB会議で周知(19.6.20)	○ 全国の営業部門に対して、本社営業本部より説明会で法改正の趣旨を踏まえた準備を徹底するよう周知(19.7.12)	○ 社内の関係する全部門に対して、メールにより周知(19.6.20) ○ 経営層へ会議にて周知(19.7.23 ※要請前にも5月に報告済)
	○ 全代理店に対して、文書やシステムなどにより周知・指導(19.6.20)	○ 全代理店に対して、全国の営業部門から個別に周知(19.7.12～)	—
要請(9/6)を受けた取組	○ 本社・支社の営業部門に対して、メールやWEB会議で周知(19.9.11) ○ 幹部会議での情報連絡(19.9.25～)	○ 営業統括部門に対して、社内会議にて、改めて遵守徹底するよう周知(19.9.18) ○ 社内の関連部門に対して、説明会で遵守徹底するよう周知(19.9.27)	○ 経営層へ会議にて改めて周知(19.9.3)
	○ 全代理店に対して、文書やシステムなどにより周知・指導(19.9.11)	—	—

1 法施行前の取組②

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

(2) 改正法の趣旨に反する料金プランの整理縮小

分離型プランの提供	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<p>通信役務・端末購入を条件とした通信料金の割引に関する取組等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分離型プラン(ギガホ・ギガライト等)の提供開始(19.6.1) ○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引の新規受付終了 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「月々サポート」(スマホ・スマホ以外: 19.5.31) ○ 通信役務の利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引の新規受付終了 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供無し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分離型プラン(auピタットプラン・auフラットプラン)の提供開始(17.7.14) ○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引の新規受付終了 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供無し ○ 通信役務の利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引の新規受付終了 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月割(スマホ: 19.8.31、スマホ以外: 19.9.30) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分離型プラン(「ウルトラギガモニター+」「ミニモニター」)の提供開始(18.9.6) ○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引の新規受付終了 <ul style="list-style-type: none"> 【ソフトバンク】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4G LTE 定額プログラム(iPad)、みまもりケータイ3基本料無料プログラム、モバイルシアター購入割引、シェア用基本料割引(スマホ: 提供なし、スマホ以外: 19.9.12) 【Y!モバイル】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供なし ○ 通信役務の利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引の新規受付終了 <ul style="list-style-type: none"> 【ソフトバンク】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月月割、ガラケータダで機種変更プログラム、ガラケー通話し放題割(19.9.12) ・ 月月割、タブレットずーっと割、はじめてタブレット割、Pocket WiFi 機種変更サポート、新規初月割引(19.9.12) 【Y!モバイル】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額割引、月額割引(F)(スマホ・スマホ以外(19.9.30)

1 法施行前の取組③

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<p>通信役務・端末料金を条件とした端末代金の値引き等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした端末代金の値引きの新規受付終了 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「端末購入サポート」(19.5.31) ○ 改正法に適合した端末購入プログラムの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信役務の利用者を対象に端末代金の一部の支払いを不要とするプログラム(「スマホおかえしプログラム」)の提供開始(19.6.1) <p>※ 端末返却が条件</p> <p>※ 端末は定価販売を基本とし、自らの粗利削減等による価格引下げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした端末代金の値引きの新規受付終了 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「アップグレードプログラムEX」等(19.9.30) ○ 改正法に適合した端末購入プログラムの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信役務の利用者以外も対象に端末代金の一部の支払いを不要とするプログラム(「アップグレードプログラムDX」)の提供(19.10.1～19.10.31) <p>※ 端末返却、新機種購入、プログラム利用料の支払いが条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信役務の利用者を対象に端末代金の一部を不要とするプログラム(「アップグレードプログラムNX」)の提供開始(19.11.1) <p>※ 端末返却が条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信役務の継続利用及び端末購入を条件とした端末代金の値引きの新規受付終了 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「半額サポート」(19.9.12) ○ 改正法に適合した端末購入プログラムの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信役務の利用者以外も対象に端末代金の一部の支払いを不要とするプログラム(「半額サポート+」)の提供開始(19.9.13) <p>※ 端末返却、新機種購入、プログラム利用料の支払いが条件</p> <p>※ 10月10日から「トクするサポート」へ名称変更</p>

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<p>行き過ぎた期間拘束の禁止に関する取組</p>	<p>○ 違約金1,000円超等の条件の期間拘束プランの新規受付終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ギガホ」・「ギガライト」(19.9.30以前に提供していたもの)(19.9.30) ・ 「データプラス」、「ケータイプラン」、「キッズケータイプラン」(19.9.30以前に提供していたもの)といったフィーチャーフォン及びタブレットに係る料金プラン(19.9.30) 	<p>○ 違約金1,000円超等の条件の期間拘束プランの新規受付終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2年契約」(スマホ: 19.9.30、タブレット: 19.10.31) ・ 「タブレットプランds (3年契約)」「タブレットプランds (3年契約/L)」「タブレットプランds (2年契約)」(19.10.31) 	<p>○ 違約金1,000円超等の条件の期間拘束プランの新規受付終了</p> <p>【ソフトバンク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通話基本プラン、通話定額基本料、通話定額ライト基本料、通話定額基本料(ケータイ)、通話定額ライト基本料(ケータイ)(19.9.12) ・ (iPad専用)ベーシックデータ定額プラン for 4G LTE、(iPad専用)ベーシックデータ定額プラン、タブレット基本料、(タブレット専用)ベーシックデータ定額プラン for 4G、Wi-Fiフィルタープラン(高速)、Wi-Fiフィルタープラン、4G/LTEデータし放題フラットN、4Gデータし放題フラット+ N、4G/LTEデータフラットプラン for BB、4G/LTEデータライトプラン for BB、4Gデータフラットプラン+ for BB、4Gデータライトプラン+ for BB、法人データ通信プランフラット(4G)/ (4G/LTE)、法人データプラン、データバリューパック(スーパー、ミドル、レギュラー)、みまもりケータイ専用プラン、みまもりケータイ2専用プラン、みまもりケータイ3専用プラン、通話定額ライト基本料(みまもりケータイ/キッズフォン)、あんしんファミリーケータイ専用プラン、スマートデバイスプラン(19.9.12) <p>【Y!モバイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマホプランS/M/L(タイプ1)、ケータイプランSS、データプランS/L、Pocket WiFiプラン2(さんねん・バリューセット・バリューセットライト)、Pocket WiFiプラン2 ライト(さんねん・バリューセット・バリューセットライト・ベーシック)(19.9.30)

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<p>行き過ぎた期間拘束の禁止に関する取組</p>	<p>○ 改正法に適合した料金プランの提供開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ギガホ」・「ギガライト」(19.10.1) ・ 「データプラス」、「ケータイプラン」、「キッズケータイプラン」といったフィーチャーフォン及びタブレットに係る料金プラン(19.10.1) 	<p>○ 改正法に適合した料金プランの提供開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2年契約N」に対応する料金プラン※ <p>※ 「au データMAXプラン Netflixパック」(19.9.13～)、「新auピタットプランN」、「auフラットプラン7プラスN」、「auフラットプラン20N (シンプル)」、「auフラットプラン25NetflixパックN」(シンプル)、「auデータMAXプランPro」(19.10.1)</p> <p>※ 「タブレットデータシェアプラン」、「タブレットプラン」(19.11.1)</p>	<p>○ 改正法に適合した料金プランの提供開始</p> <p>【ソフトバンク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウルトラギガモニター+、ミニモニター、スマホデビュープラン、ケータイ通話プラン、ケータイ1GBプラン、ケータイ100MBプラン(19.9.13) <p>【Y!モバイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマホベーシックプランS/M/R、ケータイベーシックプランSS、データベーシックプランS/L、Pocket WiFi プラン2(ベーシック)(19.10.1)

1 法施行前の取組⑥

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(3) 改正法の趣旨に反する販売手法等の整理・縮小			
施行までの間の法改正の趣旨に反する料金プランの販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駆け込み乱売を目的とした販売奨励金の増額等は、実施していない ○ 分離型プラン(ギガホ・ギガライト等)の提供に当たり全国向けのWEB会議にて周知を実施(19.4.15) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の営業部門に対して、本社営業本部より説明会で煽りの禁止・店頭広告表示の適正化等について、周知(19.7.12)(重出) ○ 同周知に基づき、全代理店に対し、各営業部門より、個別に指導・監督(19.7.12～)(重出) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正法の趣旨に反する料金プランへの追加の販売促進は、実施していない ○ 社内営業部門への周知(19.6.20) ○ 代理店に対して、改正法の趣旨について説明(全国6か所(札幌・東京・名古屋・大阪・広島・福岡))で実施(19.7.18～19.8.31)
3G契約に係る改正法の趣旨に反する料金プランへの移行の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3G音声プラン(「カケホーダイ&パケあえる」(19.5.31)、それ以外(19.9.30)の新規受付終了 ○ 3Gデータ通信プラン(「データプラン」、「ユビキタスプラン」)の新規受付終了予定(20.3.31) ○ 3Gの提供終了予定(26.3.31) ○ マイグレーションの円滑化を超えて、囲い込みを目的とした措置は行わない <p>※ 3GフィーチャーフォンからLTEスマートフォンへの契約変更等を条件とした最大12か月間の通信料金の割引(はじめてスマホ割)を提供中(19.6.1～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3Gの料金プランの新規受付終了(18.11.7) ○ 3Gの提供終了予定(22.3.31) ○ 当初の計画に則り、3Gから4Gへの移行を進めているところ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3Gの料金プランも新規受付中 ○ 改正法の趣旨に反する料金プランへの追加の販売促進は実施していない(重出)
施行までの間の代理店に対する販売奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駆け込み乱売を目的とした販売奨励金の増額等は、実施していない(重出) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駆け込み乱売を目的とした販売奨励金の増額等は、実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売奨励金の増額等は実施していない

2 広告に関する取組①

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
消費者庁からの要請(6/25)への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全代理店に対し、本社営業部門より、条件付き最安値表示の適正化の徹底に向けて、文書やシステムなどにより要請(19.7.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全代理店に対し、全国の各営業部門より、説明資料を用いた対面による説明(19.6.28～) ○ 全代理店に対し、本社営業本部より、適正広告の徹底について、通達(19.7.22) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全代理店に対し、本社営業部門より、景品表示法等の遵守を要請(19.7.19)
要請(6/20及び9/6)を受けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本社・支社の営業部門に対し、メールやWEB会議で周知(19.6.20、19.9.11) ○ 全代理店に対し、本社営業部門より、文書やシステムなどにより周知・指導(19.6.20、19.9.11) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の営業部門に対して、本社営業本部より説明会で店頭広告表示の適正化徹底について、周知(19.7.12)(重出) ○ 同周知に基づき、代理店に対し、各営業部門より個別に指導・監督(19.7.12～) ○ 代理店に対し、事業法改正前の煽り広告の禁止を周知・徹底(19.9.19) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全代理店に対し、本社営業部門より、事業法改正前の煽り広告の禁止を周知・徹底(19.8.30、19.9.19)

2 広告に関する取組②

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
業務マニュアル等の有無		<p>対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ・SNS・メール 取組: マニュアルを作成・配布(18.12.27～)</p>	<p>対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ・SNS・メール等 取組: マニュアルを作成・配布(従前より有り、都度改版)</p>	<p>対象: キャリアショップ・併売店・量販店の店頭広告・チラシ・SNS・POP等 取組: クリエイティブガイドラインを作成・周知(従前より有り、都度改版) ※量販店の制作する広告については適用なし</p>
事前確認	指定フォーマット関係 (指定フォーマットの有無・作成者、法務部門等のチェックの有無)	<p>対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ 取組: 本社営業部門・プロモーション部門作成のフォーマットを配布(18.12.27～) (量販店・併売店の使用は任意) フォーマットは法務部門のチェック有り</p> <p>対象: キャリアショップ・量販店・併売店のSNS・メール 取組: 指定フォーマットは無いが価格訴求は禁止 (キャリアショップ: 18.12.27～、量販店・併売店: 19.2.20～)</p>	<p>対象: キャリアショップの店頭広告・チラシ・メール 取組: 本社営業本部販売促進部門作成のフォーマットを作成・配布(18.12.20～) フォーマットは全社の広告表示管理を統括する本社CS部門でリーガルチェック有り</p> <p>対象: キャリアショップのSNS、量販店・併売店の店頭広告・チラシ・SNS 取組: 指定フォーマットは無いが掲載ルールを規定(18.12～)</p>	<p>対象: キャリアショップ・併売店の店頭広告・チラシ・POP 取組: 営業部門作成、本社営業企画部門で完成したフォーマットを配布(18.12.12～) フォーマットは必要に応じて法務部門のチェック(今年度第3四半期の早い時期に必須化予定)</p> <p>対象: キャリアショップ・併売店のSNS 取組: 指定フォーマットは無いが価格訴求は禁止(18.10.1～)</p>
	指定フォーマットを利用しての広告(承認の有無、承認権者、法務部門等の関与)	事前承認無し	<p>対象: キャリアショップの店頭広告・チラシ・メール 取組: 本社営業本部販売促進部門の事前審査(18.12.20～) 必要に応じて法務部門等の関与有り</p>	<p>対象: キャリアショップ・併売店の店頭広告・チラシ・POP 取組: 本社営業企画部門の事前確認(18.12.12～) 法務部門の関与無し</p>
	それ以外の広告(禁止の有無、承認の有無、承認権者、法務部門等の関与)	<p>指定フォーマット以外の広告は可能 ただし、以下の制約有り</p> <p>○対象: キャリアショップの店頭広告・チラシ 取組: 本社営業部門の事前確認(18.12.27～) 必要に応じて法務部門等の関与有り</p> <p>○キャリアショップ・量販店・併売店のSNS・メール: 指定フォーマットはないが、価格訴求は禁止(キャリアショップ: 18.12.27～、量販店・併売店: 19.2.20～)</p> <p>○対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ・SNS・メール以外の広告 取組: 本社営業部門の事前確認(18.12.27～) 必要に応じて法務部門等の関与有り</p>	<p>指定フォーマット以外の広告は可能 ただし、以下の制約有り</p> <p>○対象: キャリアショップの店頭広告・チラシ・メール等 取組: 本社営業本部販売促進部門の事前審査(08.10～) 必要に応じて法務部門等の関与有り</p> <p>○対象: キャリアショップ・量販店・併売店のSNS 取組: 端末売価訴求及び還元訴求の訴求不可を規定(18.12～)</p> <p>○対象: 量販店・併売店の店頭広告・チラシ等 取組: 本社営業本部販売促進部門の事前審査(申請ベースで実施)(08.10月～) 必要に応じて法務部門等の関与有り</p>	<p>指定フォーマット以外の広告は原則不可 (キャリアショップ・量販店・併売店のwebサイト・TV・ラジオ・新聞・情報誌等、量販店の店頭広告・チラシ・POPで一部可能 ただし、以下の制約有り)</p> <p>○対象: 量販店の店頭広告・チラシ・POP 取組: SB作成時は全て本社営業企画部門の事前確認(18.12.12～) 必要に応じて法務部門等の関与有り</p> <p>○対象: キャリアショップ・量販店・併売店のwebサイト・TV・ラジオ・新聞・情報誌等 取組: 本社営業企画部門の事前確認(従前より有り)</p> <p>対象: キャリアショップ・併売店のSNS 取組: 指定フォーマットは無いが価格訴求は禁止(18.10.1～)</p>

2 広告に関する取組③

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
事後確認	ルート営業による確認	<p>対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ 取組: 全国の営業部門による実地確認(随時)(全店)(18.12.27～)</p> <p>対象: キャリアショップ・量販店・併売店のメール・SNS等 取組: 全国の営業部門による実地確認(随時)(全店)(キャリアショップ: 18.12.27～、量販店・併売店: 19.2.20～)</p>	<p>対象: キャリアショップ(全店)・量販店(KDDI販売スタッフ入店店舗)・併売店(KDDI販売スタッフ入店店舗)の店頭広告・チラシ 取組: 全国の営業部門による実地確認(随時)(以前より継続的に実施)</p>	<p>対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ・POP 取組: 全国の営業部門による実地確認(随時)(全店)(18.12.12～)</p>
	営業担当による定期的確認(確認頻度、確認方法、抜打ち・事前連絡の別)	<p>対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ・メール・SNS等 取組: 全国の営業部門業務担当による実地確認(年4回)(全店)(19.4.1～) ※訪問スケジュールを事前調整</p>	<p>対象: キャリアショップ(全店)・量販店(KDDI販売スタッフ入店店舗)・併売店(KDDI販売スタッフ入店店舗)の店頭広告・チラシ 取組: 本社営業本部販売促進部門またはショップスタッフ・販売スタッフにおいて店頭写真を撮影、本社営業本部販売促進部門にて確認(年2回)(キャリアショップ: 19年度上期～、量販店・併売店: 19年度下期～) ※撮影スケジュールを事前連絡</p>	<p>対象: キャリアショップ・併売店の店頭広告・POP 取組: 店舗から報告を受けた店頭写真の本社営業企画部門による確認(キャリアショップ年4回・併売店年2回)(全店)(19.2.1～) ※量販店の店頭広告・POPについては調整中</p>
	監査担当による定期的監査(監査頻度、監査方法、抜打ち・事前連絡の別)	<p>対象: キャリアショップ・量販店(NTTドコモの専用システム設置店)の店頭広告・チラシ・メール・SNS等 取組: 本社営業管理部門による実地監査(年1回)(全店)(19.4.1～) ※監査は訪問スケジュールを事前調整</p>	無し	<p>対象: 量販店の店頭広告・POP 取組: 本社内部監査部門による抜打ちでの実地監査(年4回)(無作為抽出)(18年下期～)</p>
	委託による外部確認(確認頻度、確認方法、抜打ち・事前連絡の別)	<p>対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告 取組: 一部店舗を無作為抽出して抜打ちでの実地確認(週1回)(19.7.1～)</p>	<p>対象: キャリアショップ・併売店のSNS 取組: 抜打ちで特定期間内の全件を確認(不定期)(全店)(キャリアショップ: 19.1～、併売店: 19.8～)</p>	<p>対象: キャリアショップの店頭広告・POP 取組: 外部委託先による抜打ちでの実地監査(年2回)(全店)(19年上期～)</p>
	内部通報窓口の有無	無し	無し	<p>対象: キャリアショップ・量販店・併売店の店頭広告・チラシ・SNS・POP等 取組: 違反報告フォームの設置(店頭広告: 19.3.5～、SNS: 19.8.1～、チラシ・POP等: 19.3.5～)</p>

3 移行促進のための施策①

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
移行の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正法に適合しないプランの契約数の減少に向け、2019年10月1日より提供している改正法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)への移行促進に係る各種取組や周知を積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約更新期間外でも、契約解除料なしで改正法適合プランへの移行を可能とする等、円滑な移行のための各種取組や周知を積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している改正法適合プランへの移行時の違約金免除のほか、円滑な移行のための施策については、今後、状況を見ながら順次検討・実施していく予定
違約金の免除施策等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間拘束契約の無料更新期間以外の変更の際、違約金を変更前の期間拘束の満了月前月まで留保(19.10.1～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間拘束契約の無料更新期間以外において改正法不適合プランから改正法適合プランへ変更時の違約金を免除(スマホ:19.9.13～、タブレット:19.11.1～) ※ 改正法に適合する料金プランへの移行後、契約更新期間以外に契約解除した場合の契約解除料は1,000円 ○ 改正法不適合プランからの変更先は、改正法適合プランへの変更のみ(スマホ:19.9.13～、タブレット:19.11.1～) 	<p>【ソフトバンク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 期間拘束契約から改正法適合プランへの変更時の違約金を免除(19.9.13～) ○ 改正法不適合プランからの変更先は、改正法適合プランへの変更のみ(19.9.13～) <p>【Y!mobile】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下のいずれかの場合、期間拘束契約の違約金相当額を補填(19.10.1～) <ol style="list-style-type: none"> (1) 2年以上継続契約している者であること (2) 機種変更と同時に対象プランに変更すること

3 移行促進のための施策②

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
割引に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ギガホ割 <ul style="list-style-type: none"> ・ ギガホの新規申込者(プラン変更含む)に対し、当該料金プランの初回適用月から最大6ヶ月間、通信料金を毎月1,000円割引(19.6.1～) ○ はじめてスマホ割 <ul style="list-style-type: none"> ・ フィーチャーフォンからスマートフォンへの変更を行う者が、ギガホ・ギガライトを申し込んだ場合に、当該料金プランの初回適用月から最大12ヶ月間、通信料金を毎月1,000円割引(19.6.1～) ○ dカードお支払割5%還元キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・ dカードお支払割適用者が、キャンペーンエントリーの上、dカードで買い物をした場合に、決済利用額に応じて、通常の1%のdポイントに加えて、4%のdポイント(合計5%)を付与(19.10.1～20.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スマホ応援割プラス <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の改正法適合プラン※の申込みを条件に、一定期間通信料を割引(19.10.1～19.10.31) ※ 「auデータMAXプラン Netflixパック」、「auデータMAXプラン Pro」、「auフラットプラン25 NetflixパックN」が対象 ○ スマホ応援割Ⅱ <ul style="list-style-type: none"> ・ 機種変更/乗換え及び特定の改正法適合プラン※の申込みを条件に、一定期間通信料を割引(19.11.1～) ※ 「auデータMAXプラン Netflixパック」、「auデータMAXプランPro」、「auフラットプラン25 NetflixパックN」「auフラットプラン20N」が対象 ○ ケータイ→auスマホ割 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケータイからスマホへ機種変更/乗換え及び「新auピタットプランN」の申込みを条件に、一定期間通信料を割引(19.10.1～) ○ ケータイ→auスマホ割プラス <ul style="list-style-type: none"> ・ ケータイからスマホへ機種変更/乗換え及び「auピタットプランN(カケホ/s)」又は「auピタットプランN(スーパーカケホ/s)」の申込みを条件に、一定期間通信料を割引(19.10.1～) 	<p>【ソフトバンク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1年おトク割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象料金サービス※への加入を条件に、12か月間毎月1,000円通信料を割引(18.9.6～) ※ 「ウルトラギガモンスター+」、「ミニモンスター」、「スマホデビュープラン」、「ケータイ通話プラン」、「ケータイ1GBプラン」、「ケータイ100MBプラン」が対象 ○ スマホデビュープラン <ul style="list-style-type: none"> ・ ケータイからスマホへ機種変更/乗換えで、各種割引※の適用により月額980円から利用可能な期間拘束/契約解除料のない新料金プランを提供開始(19.9.13～) ※ 「1年おトク割(毎月1,000円割引、12か月間)」、「1GB専用割引(毎月1,000円割引、永年)」

4 移行促進の周知に関する施策①

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
新プランの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分離型プラン(ギガホ・ギガライト等)への円滑な移行に向け、次の取組。 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトメール、電子メール等の個別の案内(19.4.15～) ・テレビコマーシャル等のマス媒体による周知(19.4.15～) ○ 2019年10月1日以降に提供を開始した改正法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)への円滑な移行に向け、次の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにて料金プラン詳細等の周知を実施(19.9.17～) ・ダイレクトメール、電子メール等の個別の案内(19.10.16～) ・テレビコマーシャル等のマス媒体による周知(19.10.1～) ・来店者向けに店頭ツール等を配備(19.9.17～) ・総合カタログで周知(19.10.11～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分離型プラン(auピタットプラン・auフラットプラン)の提供開始に伴い、ホームページ等の媒体を通じて周知(17.7.14～) ○ 改正法適合プランへの円滑な移行に向け、次の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに料金プランの詳細等を周知を実施(改正法適合プランを公表後) ・総合カタログ等を通じて訴求(改正法適合プランを公表後) ・その他、テレビコマーシャル等のマス媒体による改正法適合プランの訴求(公表後随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビコマーシャルや弊社ウェブサイトをはじめとした各種マス広告媒体、店頭ツール、カタログ等で、改正法適合プランの周知(19.9.13～) 【ソフトバンク】 ○ 改正法適合プランへの移行時の違約金免除についてプレスリリースで周知(19.9.6) 【Y!mobile】 ○ 一定の条件を満たした場合の改正法適合プランへの移行時の違約金相当額の補填について、プレスリリース(19.9.9)、ウェブサイト(19.10.1)で周知
適切な料金プランの案内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店頭における料金相談フェアの継続実施(19.6.21～) ○ オンラインによる料金シミュレーションの提供(19.4.15～) <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が自身の利用状況を自ら入力し、料金プランを分析する「おてがる料金シミュレーション」(19.4.15～) ・利用者の利用データをもとに、料金プランを自動的に計算・分析する「しっかり料金シミュレーション」(19.5.22～) ・改正法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)も含めた料金シミュレーションの提供(19.10.1～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店頭での利用者の利用実績に基づく適切な料金プランの推奨の実施(以前より継続的に実施) ○ オンラインによる料金シミュレーションの提供(17.1～) <ul style="list-style-type: none"> ・19.2.15より利用者が自己の利用実績を確認後、即シミュレーションし、プラン変更できるフローに変更 ○ 新規加入者に対して、利用実態をヒアリングし、適切な料金プランを推奨。(以前より継続的に実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店頭での利用者の利用実態に基づく推奨の実施(16.12.1～) ○ オンラインによる料金シミュレーションの提供(08.7～) ○ 「料金プラン見直し診断メール配信」サービスを開始(19.3.22)

4 移行促進の周知に関する施策②

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
更新時期を迎える利用者への周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解約金がかからない料金プランの提供を開始した旨をメールに記載し配信(19.10.16～) ○ iPad利用者やメールの配信許諾のない利用者に対して、更新の案内及び改正法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)についてダイレクトメールで周知(19.10.24～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 更新の案内及び改正法適合プランへの検討の提案をメールで実施(19.9.26～) ○ DMIによる更新の案内及び改正法適合プランへの検討の提案について調整中(20.1開始予定) 	-
更新時期を迎える利用者以外の利用者への施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)が有利になる利用者に対して、具体的な料金の変更イメージ等を、月100～200万通のダイレクトメールで送付(19.10.25～) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正法適合プランについてLINEメッセージで周知(19.10.1～) ○ 毎月の請求金額確定メールの中で、プラン見直し等の相談受付を案内(19.3.22～)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3G契約者に対して、電子メール又はダイレクトメールで改正法適合プラン(ギガホ・ギガライト等)の紹介及び割引施策を紹介(19.11.20予定) ・ マイグレーション促進に向けた施策として、60歳以上の利用者向けに音声オプションサービス(かけ放題オプション等)の料金を割引する「おしゃべり割60」(19.11.1～20.3.31)や、スマートフォン購入者向けに、端末代金を割引する「はじめてスマホ購入サポート」(19.11.1～)の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行促進に向けて、60歳以上の利用者向けに、料金割引を提供する「新カケホ割60」(19.10.1～)や、スマートフォン購入者向けに、端末代金を割引する「初スマホ割(3G)」 「初スマホ割(4G LTEケータイ)」(いずれも19.10.1～)を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケータイ利用ユーザーへスマホデビュープランについてDM/メールで順次周知(19.9.13～)

5 改正法に基づく業務執行のための体制整備①

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(1) 体制の整備			
社内における体制の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス部門・営業部門・お客さま対応部門・プロモーション部門・システム部門等の関係部門で幅広く連携する体制を構築 ○ 本社販売促進部門から支社販売部門に対して、WEB会議及びメールで、新料金プランについての周知、詳細な運用手順の説明、円滑な利用者対応に向けた準備に係る要請を実施(19.9.17) ○ 本社販売部門から全代理店に対して、新料金プランについての周知、詳細な運用手順の説明、円滑な利用者対応に向けた準備に係る要請をメールや社内システムを用いて実施(19.9.17) ○ 全社員向けのWEB研修の実施(19.9.26～19.10.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の営業管理部門・販売促進部門の本社組織化による体制強化(19.4.1) ※ 地域に分散していた代理店を管理する機能及び広告物等の適正性を管理する機能を、全国一括の組織に再編 ○ 社内の関連部門に対して、説明会で改正法の説明及び10月以降改正法を遵守徹底するよう周知(19.9.27) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マーケティング部門を中心に、システム部門、カスタマー部門等関係部署間の連携体制の構築、定期ミーティングの開催(19.5.15から週次開催)
(2) システムの整備			
システム面の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正法への対応に係るシステム対応を完了 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スマートフォンに係るシステム対応は、暫定対応があるものの、完了(～19.9.30) ○ スマートフォン以外に係るシステム対応を準備(～19.12.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新料金プランへのシステム対応を完了(19.9.13、一部は19.10.1) ○ スマートフォン以外に係るシステム対応を準備(～19.12.31)

5 改正法に基づく業務執行のための体制整備②

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(3) 代理店の管理体制			
代理店の手数料体系の見直し	○ 端末の販売台数やサービスの契約数を中心とした従前の手数料体系から、利用者の満足・継続的にサービスを利用したことに対する手数料や、ドコモスマホ教室の実施等に 応じたサポート実施を重視した手数料の体系へ変更(18.4.1～)	○ 改正法施行後の販売状況等も踏まえながら、見直しも含めて検討(随時)	○ 10月1日に改正法に対応した手数料に見直しの上で、市場の状況等を見ながら引き続き検討(19.10.1～)
移行の促進に関する管理体制の見直し	○ 本社販売部門から全代理店に対して、新料金プランについての周知、詳細な運用手順の説明、円滑な利用者対応に向けた準備に係る要請をメールや社内システムを用いて実施(19.9.17)	○ 本社営業部門から全代理店に対して、新料金プラン受付に係る店頭での対応必須事項を社内システムを用いて通知(19.9.12)	○ 営業部門から全代理店に対して、期間拘束契約から改正法適合プランへ変更する際の違約金が免除となることをオンラインの周知ツール等で通知(19.9.6～順次)
利用者への勧誘・説明に関する見直し	—	○ 勧誘の告知に関し、店頭に来店した利用者に対し、接客前に「ご利用状況を確認し、おすすめのサービスがあれば、一緒に案内する」ことを事前に告げる取組を実施(19.10.1～)	○ 販売員向けのマニュアルを更新予定(19.11予定)
利益の提供額の代理店への通知に関する販売代理店の管理体制の見直し	○ 本社販売部門で、事業者の利益の提供額及び利益の提供額の上限(2万円)との差額について、機種別に表形式で作成し、本社販売部門から全代理店へ、毎月、社内システムを用いて通知(19.9.18～)	○ 本社営業部門で、直営店の端末販売価格(事業者の対照価格)及び利益の提供額について、機種別に表形式で作成。担当営業から、対照価格の変更が発生したタイミングで、メールにて全代理店へ通知(19.9.24～)	○ マーケティング部門で、事業者の利益の提供額及び利益の提供額の上限(2万円)との差額について、機種別に表形式で作成し、営業部門から、全代理店へ随時メールで通知(19.9.24～)

6 届出制度の導入に向けた代理店への周知・指導

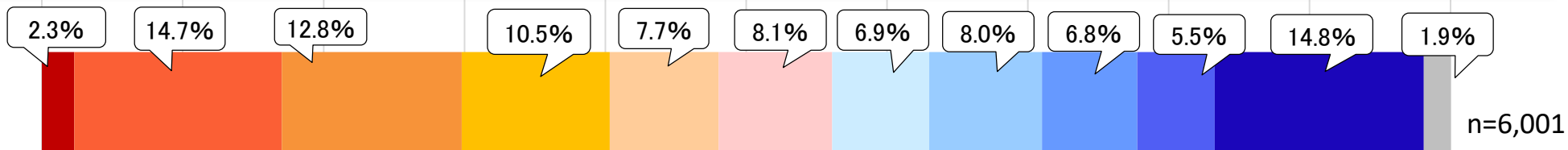
	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
届出制度の導入に向けた販売代理店への周知・指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期限までに確実な届出が行われるよう周知・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国を営業区域とする一次代理店に対し、営業部門から届出制度についての説明を行うとともに自らの速やかな届出及び傘下の二次以降の代理店への周知を行うよう指導(19.7.24) ・ 支社を営業区域とする販売代理店に対して説明会などにより周知・指導を実施(19.9.11～19.9.26) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出制度が開始されること及び総務省HP掲載の届出マニュアルに関して、全国の営業部門より一次代理店に対するメールでの周知、及び営業担当による直接の周知を実施。併せて二次以降の代理店への周知を行うよう指導(19.6.27～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全代理店に対し、本社営業部門より、文書による通達(19.7.3) ○ 代理店向け説明会の場での周知(札幌・東京・名古屋・大阪・広島・福岡)(19.7～19.8) ○ 営業担当によるフォローアップ(19.8～)
届出様式の確定に伴う取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出様式の記入例を作成し、本社販売部門から全代理店へ周知(19.10.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出様式の確定に伴い、一次、二次代理店それぞれの届出様式の記入方法、届出及び届出番号提出のスケジュール※などの詳細説明を開始(19.9.12) <ul style="list-style-type: none"> ※ 一次代理店に対し、「総通局への届出は19.11.30まで」「届出受付通知書の写し提出は20.1.31まで」として案内済 ○ 届出番号管理のためのシステム改修について、19年度内に完了する予定で対応中 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出様式の確定に伴い、全代理店に対してメールで届出に係る再周知、様式の案内及び届出完了後の届出番号の報告依頼を実施(19.9.11)
MVNOに対する届出制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接の契約関係にあるMVNOに対して、メールにより届出制度の導入に係る周知(19.7.25) ○ 円滑な届出手続完了に向けた要請(19.10.21)を踏まえ、直接の契約関係にあるMVNOの連絡先等リストを総務省へ提供(19.10.29) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出制度の内容について、全国の営業部門よりメールでの周知、営業担当による直接の周知を実施(19.7.8～19.9.30) ○ 円滑な届出手続完了に向けた要請(19.10.21)を踏まえ、直接の契約関係にあるMVNOの連絡先等リストを総務省へ提供(19.10.25) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業担当によるMVNOへの周知を実施(19.9.2～19.9.6) ○ 円滑な届出手続完了に向けた要請(19.10.21)を踏まえ、直接の契約関係にあるMVNOの連絡先等リストを総務省へ提供(19.10.31)

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
拘束期間全体での総額表示の実現に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規契約時・変更契約時等の総額表示を開始(19.10.1～) ○ WEBシミュレータにおける総額表示について検討中 ○ 契約の自動更新時については、更新期を迎える利用者へのメールでの総額表示を実施予定(20.1～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店頭における総額表示を開始(19.10.1～) ○ WEB料金シミュレーションでの総額表示は、19年度内に開始する予定で準備中 ○ 契約の自動更新時の対応については、準備中 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規契約に係る総額表示の対応予定なし(期間拘束のある料金プランの廃止のため) ○ 既往契約の自動更新時の対応については、準備中

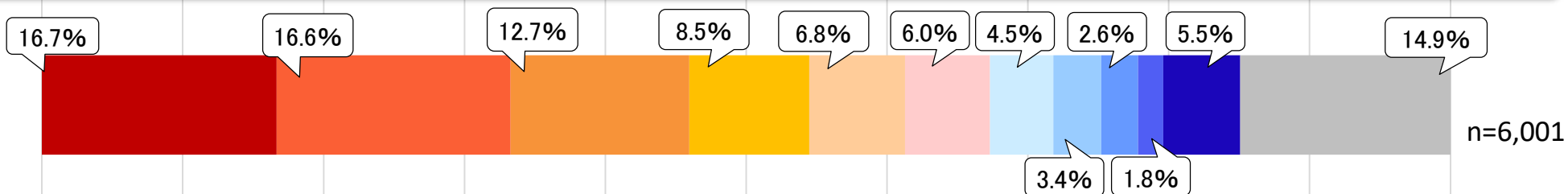
項目	内容																																																
調査日程	2019年9月27日(金)～29日(日)																																																
調査種別	インターネット上のモニターによる調査(Webアンケート調査)																																																
調査対象	一般のインターネットユーザ(属性ごとに均等になるようにサンプル数を調整)																																																
サンプル数	6,000人(10属性×600人) ① 性別(男女)・・・2属性 ② 年齢(20代～60代以上 10代ごと)・・・5属性 ※ 携帯電話料金を自身で支払っていない者は除外。																																																
ウェイトバック	総務省「平成30年通信利用動向調査」(平成30年9月末)問4(1) 保有するモバイル端末における「比重調整後集計人数」(国勢調査の性別年齢別人口構成比を加味した結果)を用いて比重調整 <table border="1" data-bbox="571 872 1591 1329"> <thead> <tr> <th colspan="3">男性</th> <th colspan="3">女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20代</td> <td>2,187</td> <td>6.8%</td> <td>20代</td> <td>2,123</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>30代</td> <td>2,521</td> <td>7.8%</td> <td>30代</td> <td>2,501</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>3,197</td> <td>9.9%</td> <td>40代</td> <td>3,182</td> <td>9.9%</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>2,675</td> <td>8.3%</td> <td>50代</td> <td>2,698</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>60代以上</td> <td>5,363</td> <td>16.6%</td> <td>60代以上</td> <td>5,764</td> <td>17.9%</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>15,943</td> <td>49.5%</td> <td>小計</td> <td>15,943</td> <td>50.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="5">32,210</td> </tr> </tbody> </table>	男性			女性			20代	2,187	6.8%	20代	2,123	6.6%	30代	2,521	7.8%	30代	2,501	7.8%	40代	3,197	9.9%	40代	3,182	9.9%	50代	2,675	8.3%	50代	2,698	8.4%	60代以上	5,363	16.6%	60代以上	5,764	17.9%	小計	15,943	49.5%	小計	15,943	50.5%	合計	32,210				
男性			女性																																														
20代	2,187	6.8%	20代	2,123	6.6%																																												
30代	2,521	7.8%	30代	2,501	7.8%																																												
40代	3,197	9.9%	40代	3,182	9.9%																																												
50代	2,675	8.3%	50代	2,698	8.4%																																												
60代以上	5,363	16.6%	60代以上	5,764	17.9%																																												
小計	15,943	49.5%	小計	15,943	50.5%																																												
合計	32,210																																																

1 毎月の支払額(合計支払額・通信料金・端末代金)

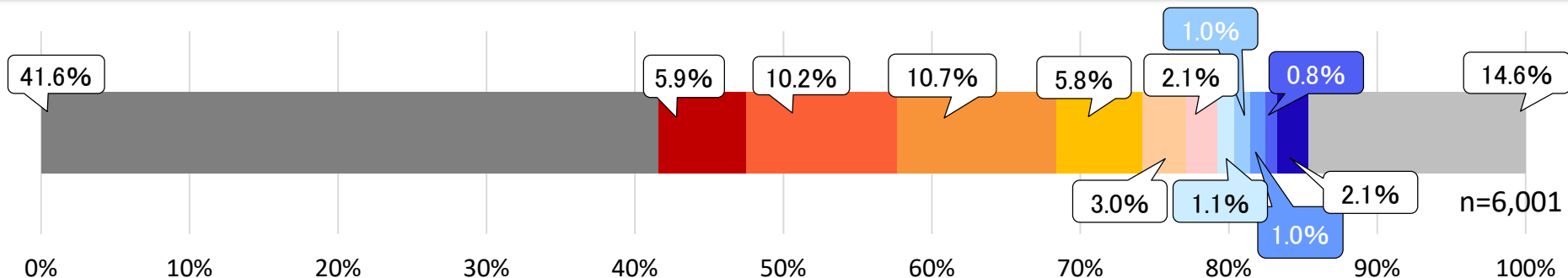
1 あなたは、契約している携帯電話事業者に月々いくぐらい支払っていますか。〔問3〕



2 あなたは、1の支払いのうち、携帯電話の通信料金を月々いくぐらい支払っていますか。〔問4〕



3 あなたは、1の支払いのうち、携帯電話の端末代金を月々いくぐらい支払っていますか。〔問5〕



■ 支払っていない	■ 1円～1,000円/月	■ 1,001円～2,000円/月	■ 2,001円～3,000円/月	■ 3,001円～4,000円/月
■ 4,001円～5,000円/月	■ 5,001円～6,000円/月	■ 6,001円～7,000円/月	■ 7,001円～8,000円/月	■ 8,001円～9,000円/月
■ 9,001円～10,000円/月	■ 10,001円以上/月	■ わからない		

2 携帯電話事業者・端末の利用年数

110

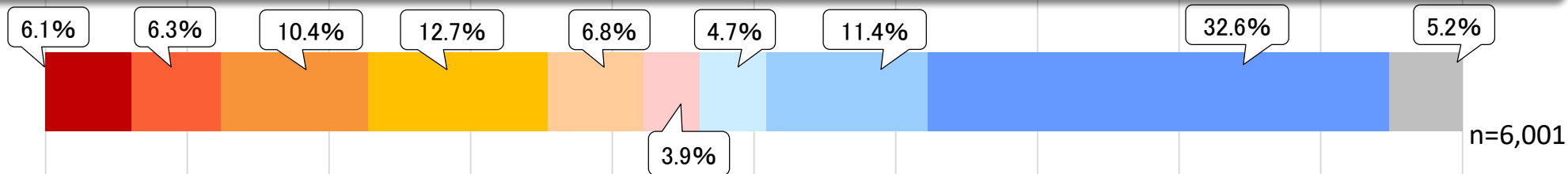
4 あなたが初めて携帯電話会社と契約したのは何年くらい前ですか。〔問6〕

推計平均：約10.7年前



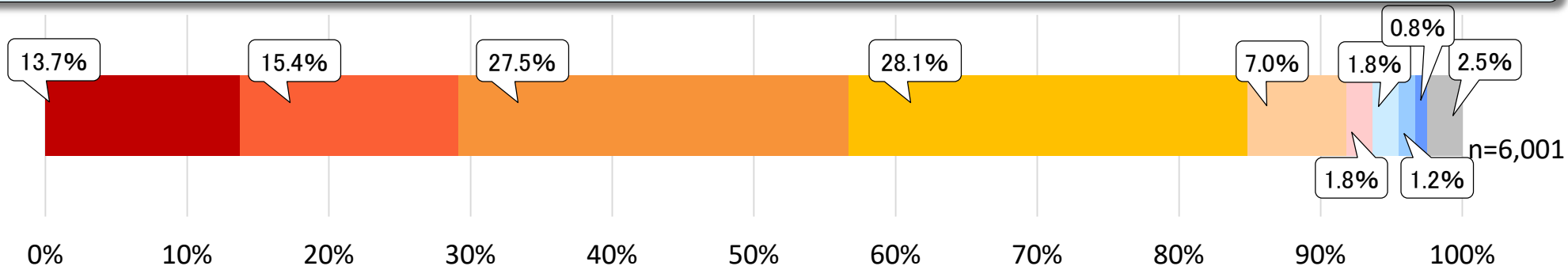
5 あなたは、契約している携帯電話事業者と契約したのは何年くらい前ですか。〔問7〕

推計平均：約8.4年前



6 現在あなたが使っている携帯電話端末は、これまで何年間使っているものですか。〔問10〕

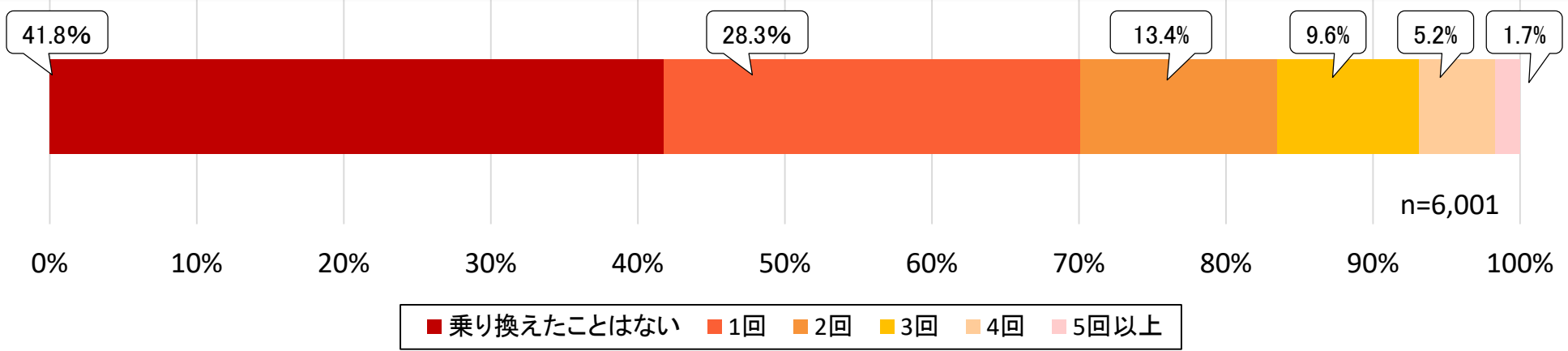
推計平均：約2.4年



■ 半年未満
 ■ 半年～1年未満
 ■ 1年～2年未満
 ■ 2年～4年未満
 ■ 4年～6年未満
■ 6年～8年未満
 ■ 8年～10年未満
 ■ 10年～15年未満
 ■ 15年以上前
 ■ 覚えていない

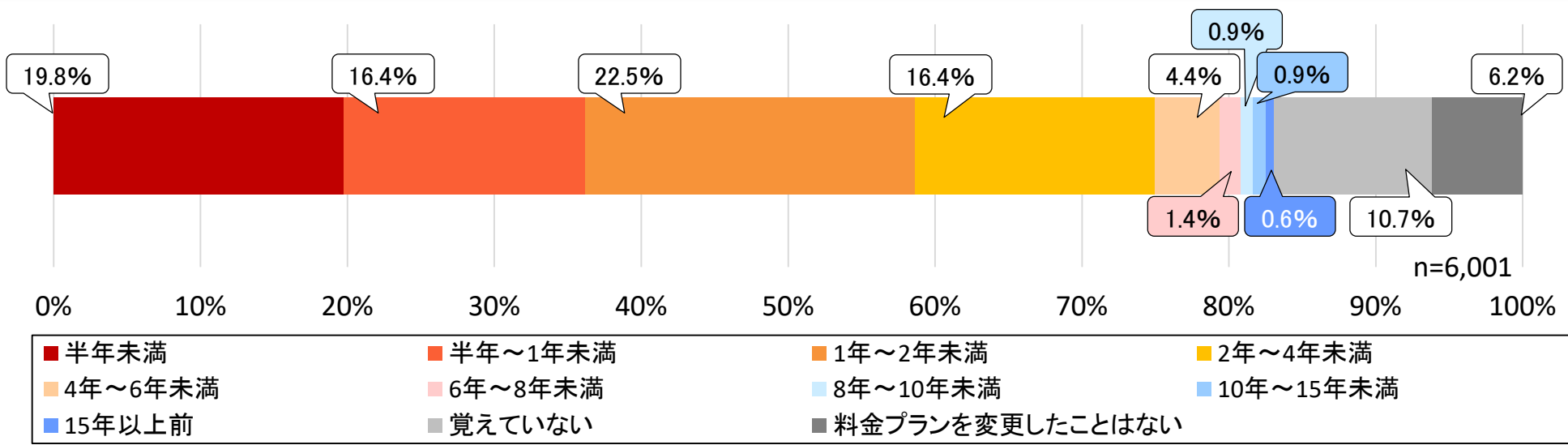
※推計平均は「覚えていない」を除く各回答区分の中央値（「半年未満」は0.5年、「15年以上前」は15年）に各回答割合を乗じた値を合計したものから、「覚えていない」を除く各回答区分の回答割合を合計したものを除して計算したもの（小数点第二位を四捨五入）。

7 あなたは、これまでに携帯電話会社を何回くらい乗り換えたことがありますか。〔問11〕 推計平均: 約1.2回



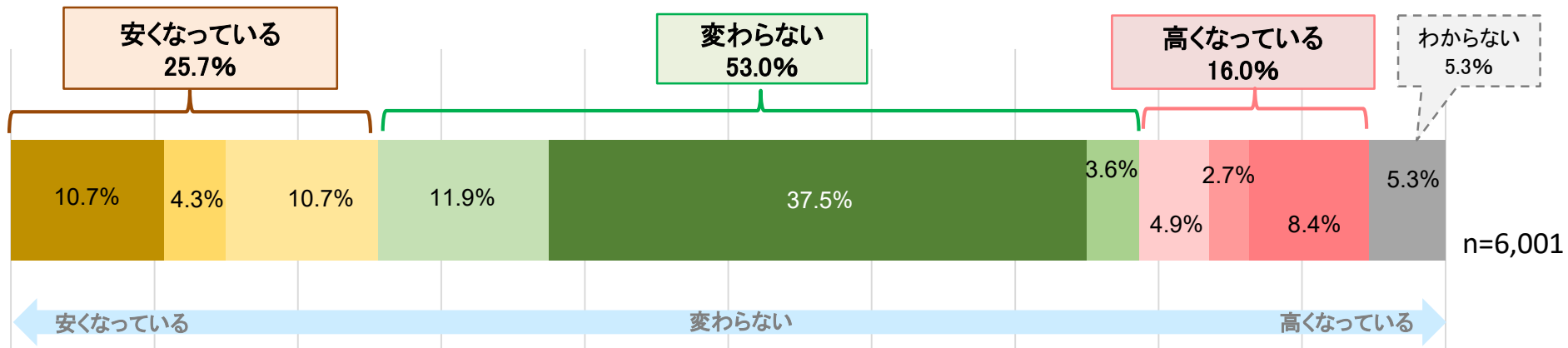
※推計平均は「乗り換えたことはない」を0回、5回以上を8回(当該設問を選択した回答者の平均回数)とし、各回答区分の回答割合を乗じた値を合計したもの(小数点第二位を四捨五入。)

8 あなたが通信料金の料金プランを最後に変更したのはいつごろ前ですか。〔問12〕 推計平均: 約2.0年前

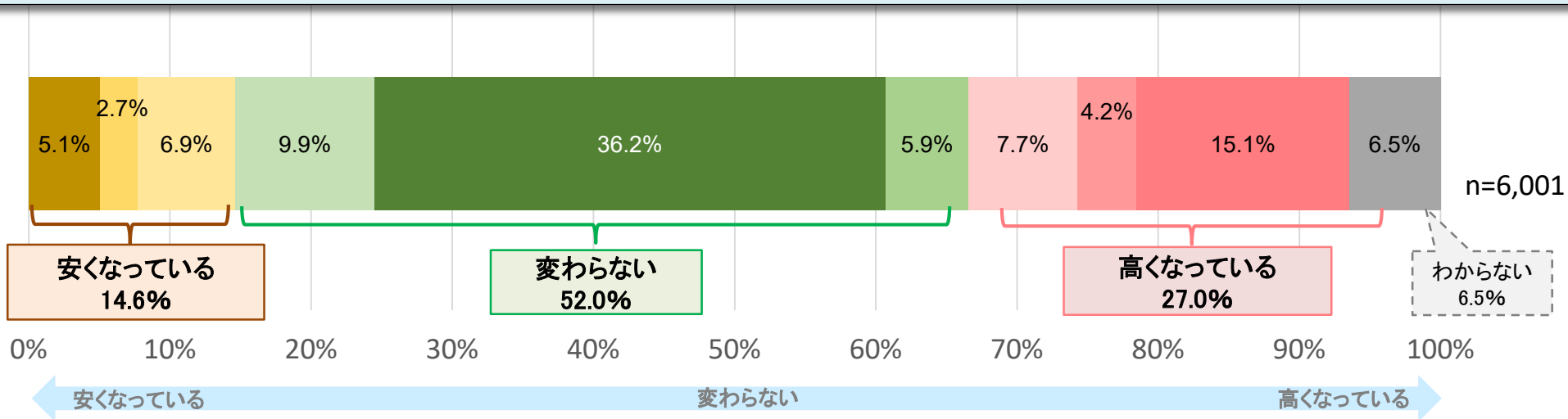


※推計平均は「覚えていない」及び「料金プランを変更したことはない」を除く各回答区分の中央値(「半年未満」は0.5年、「15年以上前」は15年)に各回答割合を乗じた値を合計したものから、「覚えていない」及び「料金プランを変更したことはない」を除く各回答区分の回答割合を合計したものを除して計算したもの(小数点第二位を四捨五入。)

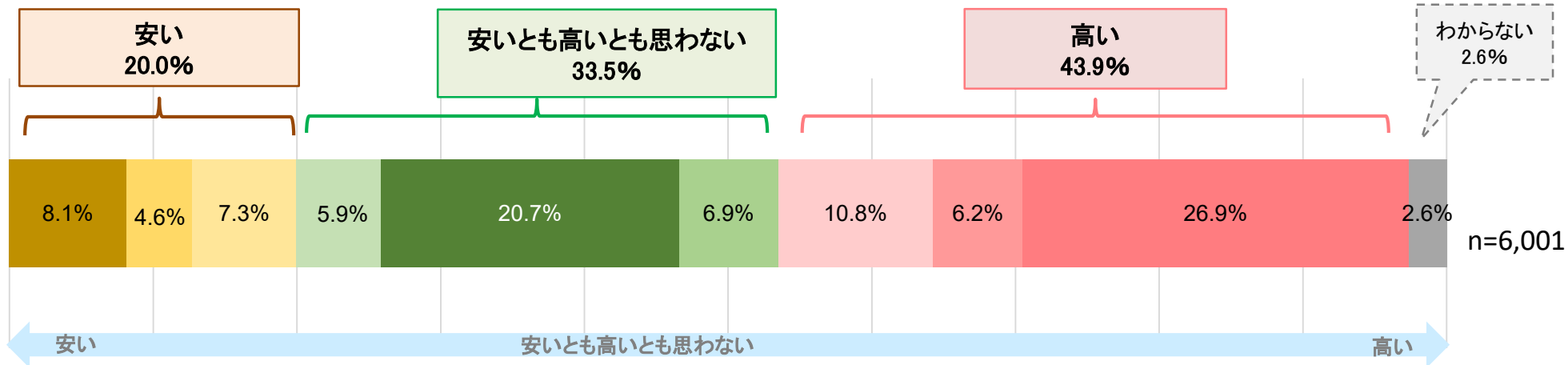
9 最近、日本の携帯電話料金は安くなってきたと感じますか。〔問13〕



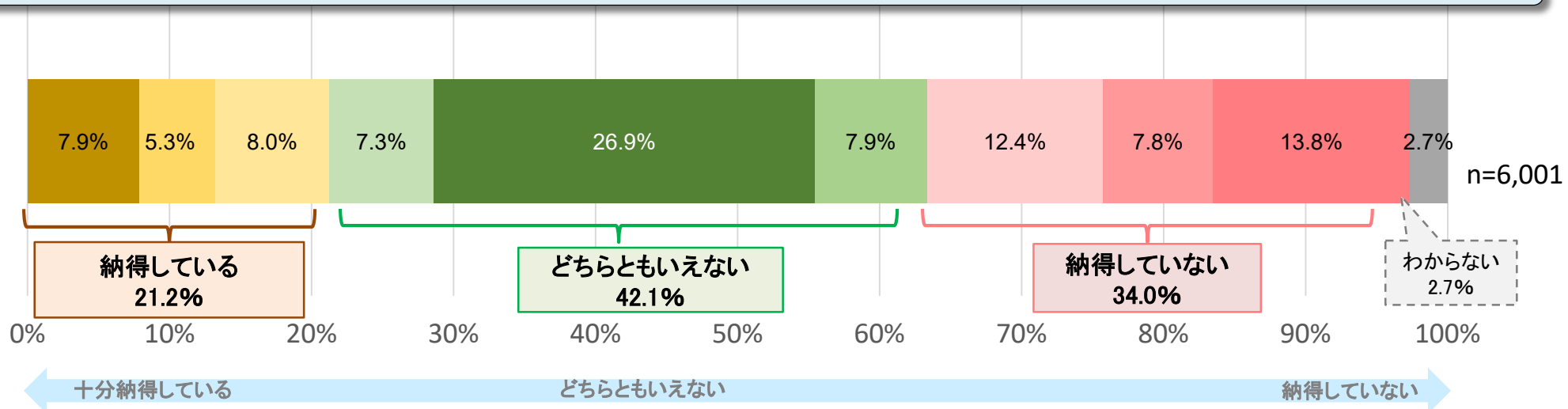
10 最近、日本の携帯電話端末の実質的な代金が安くなっていると感じますか。〔問24〕



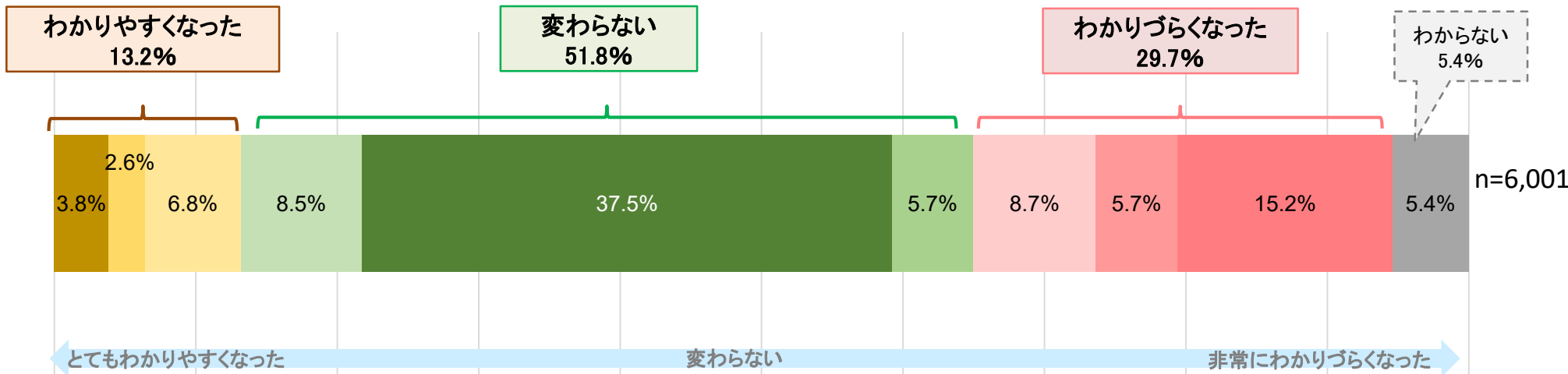
11 現在あなたが携帯電話会社に支払っている金額(トータルで携帯電話会社に支払っている金額)は安いと感じますか。〔問15〕



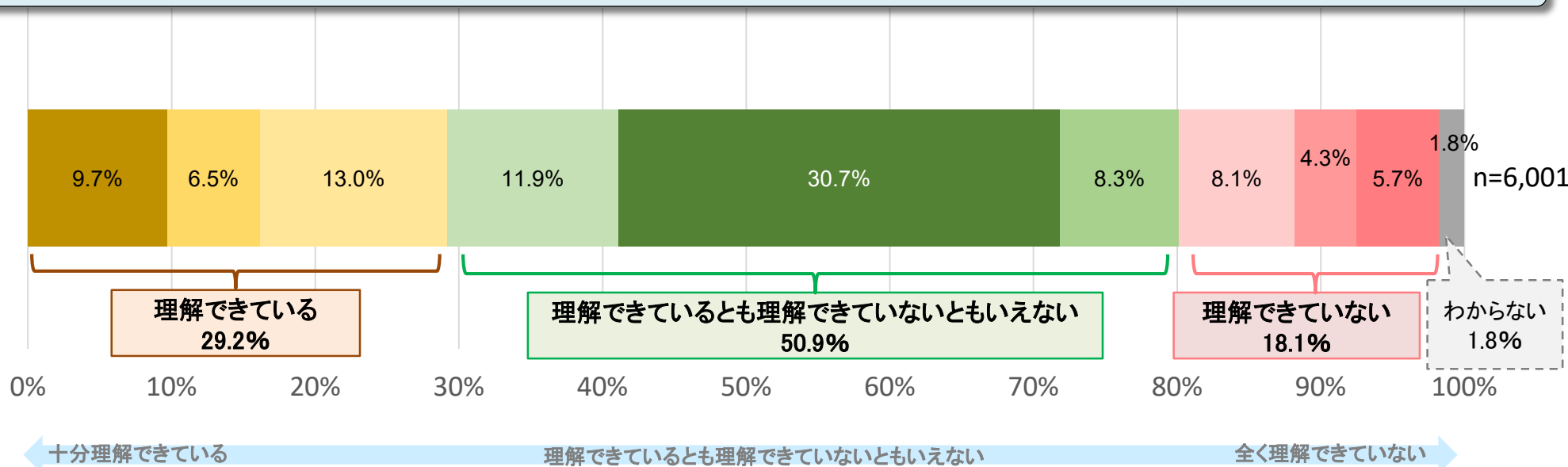
12 現在あなたが携帯電話会社に支払っている金額(トータルで携帯電話会社に支払っている金額)に納得していますか。〔問16〕



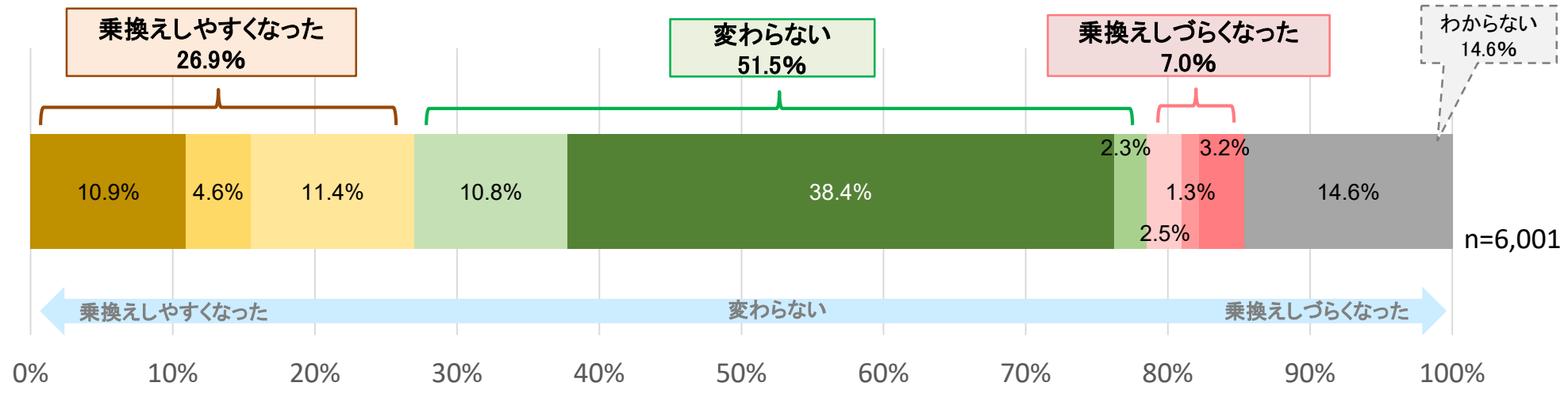
13 最近、日本の携帯電話の料金プランはシンプルで分かりやすくなってきたと感じますか。〔問14〕



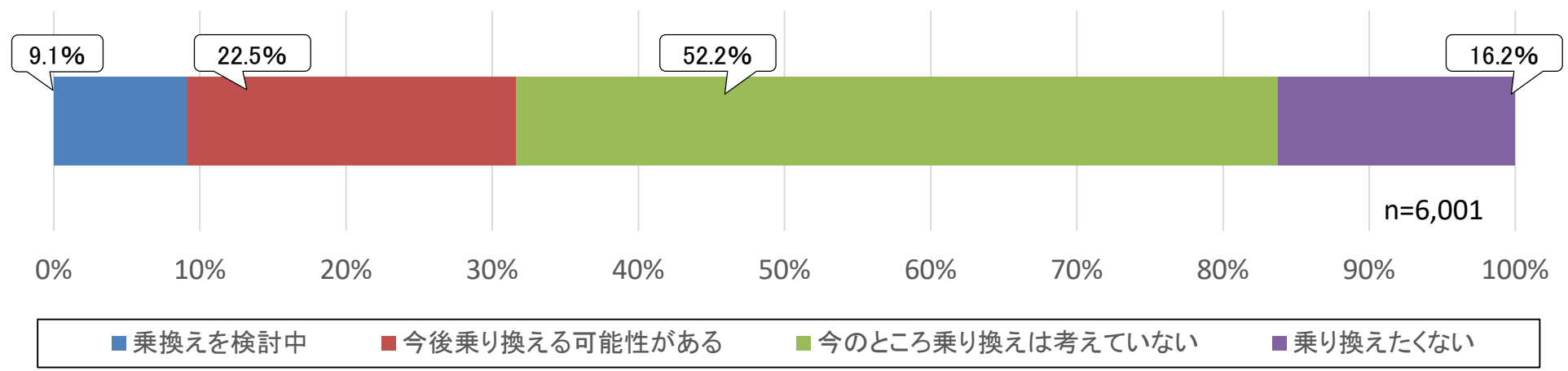
14 現在、あなたが契約している通信料金の料金プランの内容について、ご自身で理解できていると思いますか。〔問17〕



15 最近、事業者の乗換えをしやすくなったと感じますか。〔問27〕

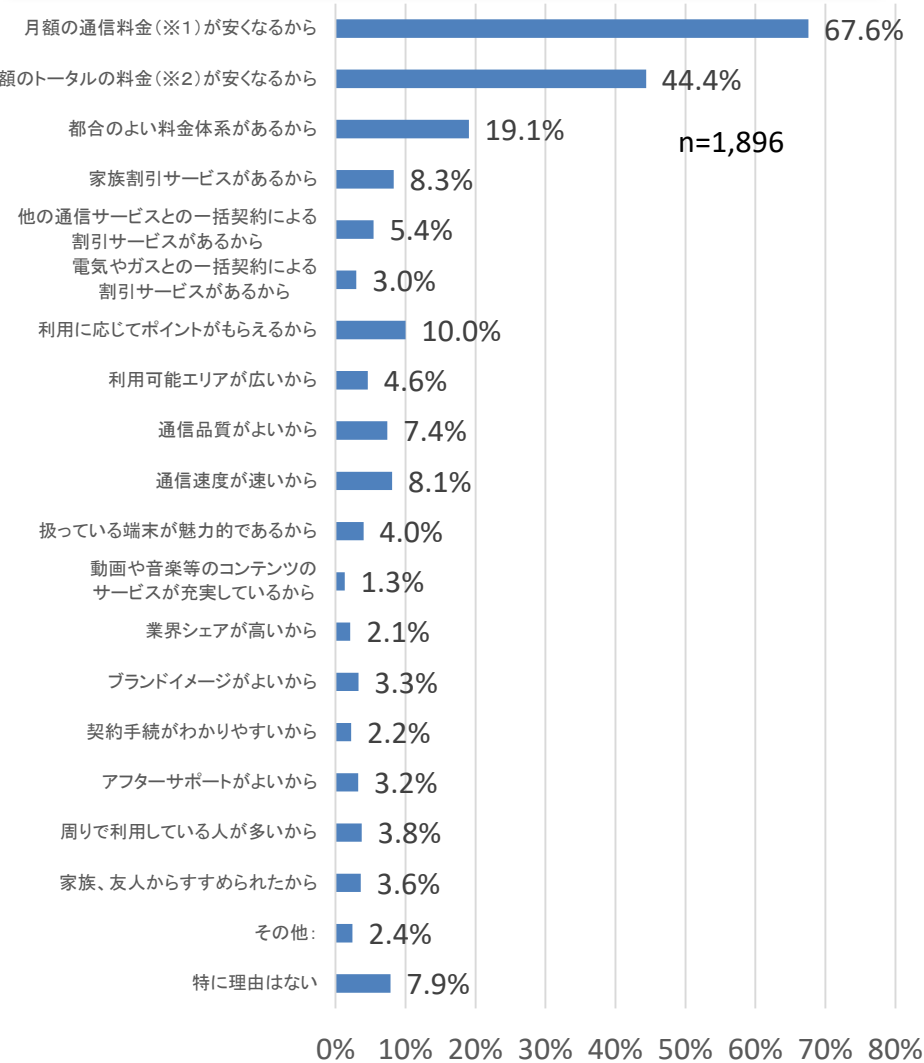


16 現在利用している携帯電話会社から、他の携帯電話会社へ乗り換えたいと思いますか。〔問29〕

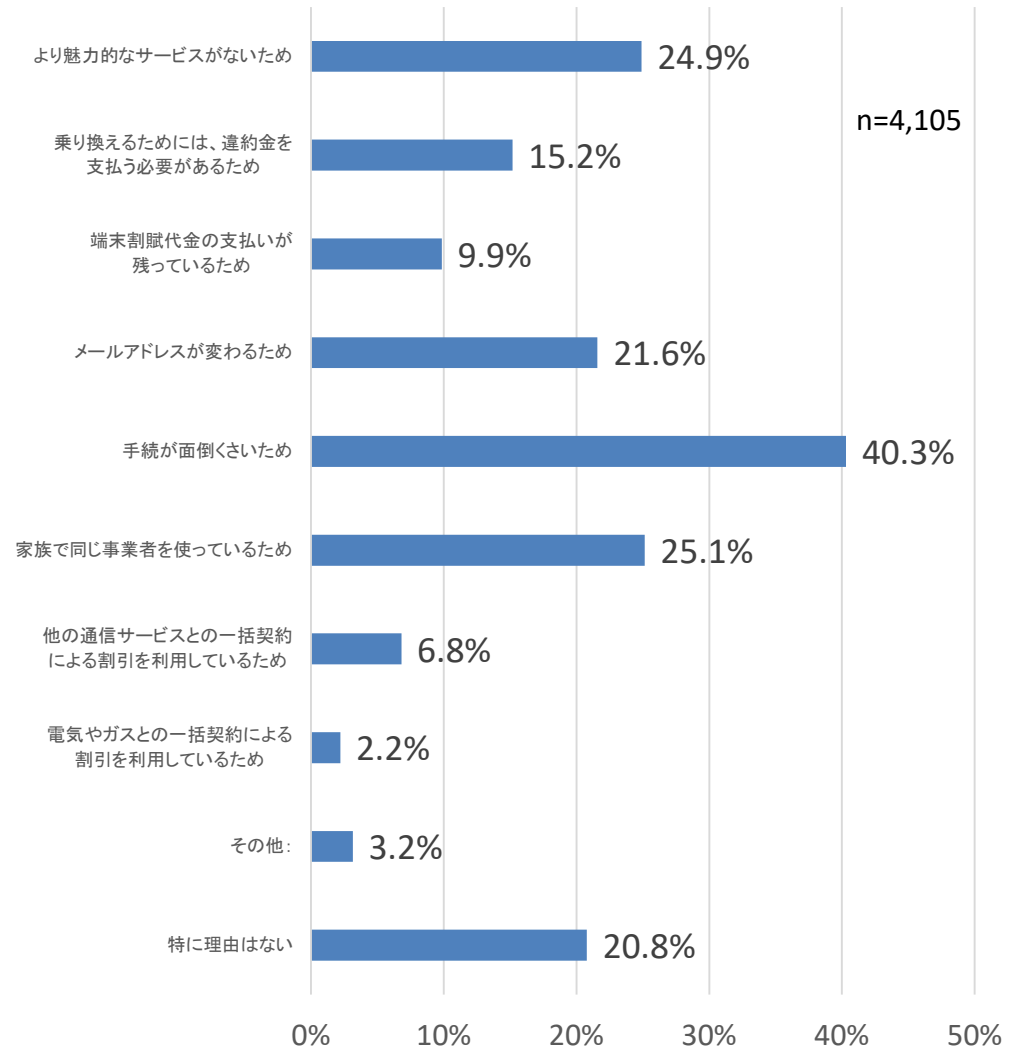


■ 乗換えを検討中 ■ 今後乗り換える可能性がある ■ 今のところ乗り換えは考えていない ■ 乗り換えたくない

17 乗り換えを検討中／今後乗り換える可能性があると思っている理由を教えてください。〔問30〕



18 あなたが事業者の乗換を考えていない理由は何ですか。〔問32〕



※1 音声通話料金、データ通信料金等

※2 通信料金、通信料金以外の携帯電話料金(端末代金、アプリの使用料金等)など、トータルで携帯電話会社に支払っている金額

携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)



通信役務市場の競争

【通信と端末のセット販売】

- ★ 通信と端末のセット販売において**端末代金を大幅に値引く販売方法**により、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ 端末の本来の価格として表示された**根拠のない価格からの大幅な値引き額等**を強調して消費者を不当に誘引する場合には景品表示法上問題となるおそれ

【中古端末の流通】

- ★ MNOの下取り端末について、**販売先事業者による国内流通を制限し、MVNOを排除すること**は、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ MNOの下取り端末を販売する際に**特定事業者のみ著しく不利な条件で販売すること**は、独占禁止法上問題となるおそれ

【MVNOとの取引における差別取扱い】

- ★ MNOが**特定のMVNOに対してのみ著しく有利な価格・条件**で接続することなどにより、当該MVNO以外のMVNOの事業活動を困難にさせる場合は独占禁止法上問題となるおそれ

【期間拘束・自動更新付契約(2年縛り)】

- ★ 2年縛りやその自動更新が**実質的に消費者を拘束すること以外に合理的な目的はない**と判断され、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ

【将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム(4年縛り)】

- ★ 4年縛りが**消費者の選択権を事実上奪い**、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ 4年縛りは**端末を半額で購入できるかのような印象**を与えることも懸念され、店舗での説明等が不十分であり、消費者を不当に誘引する場合には景品表示法上問題となるおそれ

【SIMロック】

- ★ SIMロックを設定することに**合理的な説明がつくとは考えにくく**、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ

スイッチングコストを高める行為、消費者を不当に誘引する行為等の組み合わせにより、競争者排除効果が増幅し、独占禁止法上問題となるおそれが一層高まる

消費者の選択が機能するための望ましい対応

(基本的考え方)

市場において事業者の十分な競争が行われるためには、**消費者による合理的な商品・役務の選択**が機能することが重要な要素である

(望ましい対応)

- 消費者が契約期間中に支払う**通信料金と端末代金の費用総額**の目安の提示(新規契約及び契約更新時)
- MNOの販売方法(通信と端末のセット販売、2年縛り等)は消費者にとって複雑なものとなっているため、**このような契約プランの改善**
- 消費者の利用状況を踏まえた、**最適なプランの提示**

MVNOの競争環境を確保するために望まれる制度上の対応

(基本的考え方)

MVNOがMNOの競争者として機能するため、**MNOが接続料を引き下げ、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブ**となるような制度設計が必要

(望ましい対応)

- 接続料等の**周波数割当**への活用
- 接続料の検証における一層の**透明性**の確保
- 接続料の**予見性**の確保

6 競争政策上の考え方

(1) 通信と端末のセット販売

通信役務の料金や端末の販売価格について、値引きやキャッシュバックが行われることは、価格競争の表れであり、それ自体は望ましいことである。

しかし、通信と端末のセット販売において端末代金を大幅に値引く販売方法は、端末の大幅な割引に誘引される消費者をそのような販売方法を採用することが可能なMNO3社との契約へ誘引するため、MVNOに対し、MNOは競争上優位な地位を獲得する。

この点、総務省は過度の端末購入補助の是正に取り組んでおり、これは電気通信事業法の趣旨・目的に沿ったものであるとともに、MVNOの競争環境の確保の観点からも評価できるものである。

端末市場において、MNO各社が販売する端末のシェアは約9割であり、また、前記販売方法がMNO各社によって並行して採られているという状況を踏まえれば、前記販売方法が、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占等)。この場合、MNO相互の意思の連絡が無く、MNO各社の個別の判断に基づくものであったとしても、それぞれの行為が独占禁止法上問題となるおそれがある。

なお、通常、販売代理店が独自の判断において行う端末代金の割引やキャッシュバックは独占禁止法上問題となるものではないが、販売代理店が、端末をその提供に要する費用を著しく下回る価格で販売するなどにより、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(平成21年12月18日 公正取引委員会)で示されている事項を満たす場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある(不当廉売)。

また、端末の本来の価格として表示された価格での販売実績がないなど、根拠のない価格からの大幅な値引き額や値引き率を強調することで、他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者を誤認させ不当に誘引する場合には、景品表示法上問題となるおそれがある。

消費者アンケートの結果によると、実際のMVNO利用者の割合と消費者の選好との間に乖離が生じている可能性があり、その要因の一つとして、消費者が契約内容やその負担額の大きさについて情報が不十分なため、本来の選好に沿った選択がなされていないことが考えられる。すなわち、①MNOの契約プランを複雑と感じる消費者が多数で、MNOの実際の契約プランは一定期間にかかる費用総額のイメージが理解しづらい、②消費者は、割引額を長期間の累積した金額で示されると誘引されやすい(実質的に同じ金額でも、短期間の金額で示された割引額を過少評価する)傾向がある、という状況において、MNOと契約した場合の一定期間の費用総額のイメージを持ってないまま、一括で示される端末値引き額の大きさに誘引されて、本来の選好に沿った選択をできていない消費者がいる可能性がある。

消費者の商品・役務の選択は、個々の消費者の選好を反映して行われることが望ましく、MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい。また、契約の更新時においても同様に、更新後の拘束期間中において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい。

6 競争政策上の考え方

(2) 期間拘束・自動更新付契約(いわゆる「2年縛り」)

2年縛りについて、MNO各社は契約期間の縛りのない価格から値引きをする代わりに2年間の利用を約束してもらう(中途解約する場合には契約解除料を払ってもらう)プランであるなどと説明している。独占禁止法の観点からは、2年縛りのないプランの料金が2年縛りを正当化するためだけに名目上設定されたもので、実体のある価格と認められず、全体としてみて利用者を2年間拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合に、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

また、2年縛りを自動更新することについては、その趣旨を理解又は納得できずに不満を持つ消費者が多く(例:10年以上も使ったのに契約解除料を請求された)、これは消費者の利益とはなっていない。2年縛りの自動更新が実質的に消費者を拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合に、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

(3) 将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム(いわゆる「4年縛り」)

4年縛りのプログラムは、負担なくプログラムの解約等を行うことができる期間がなく、一度これを選択してしまうと、端末下取り及び同プログラムの再契約以外の選択をしようと考へても、端末が高額になるほど消費者にとってその際の実質的な負担が大きい。同プログラムが、消費者の契約変更を断念させることで消費者の選択権を事実上奪うものと判断される場合であって、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

また、4年縛りは、あたかも端末を半額で購入できるかのような印象を与えることも懸念され、4年縛りのプログラムの表示の仕方や、店舗での実際の説明の仕方によっては、消費者がプログラムのメリット・デメリットを十分に理解しないままに契約してしまう可能性があることから、その表示や説明の内容・方法によっては、他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者を誤認させ不当に誘引する場合には、景品表示法上問題となるおそれがある。

第 2 章 関係

指定電気通信設備制度

- 円滑な接続を図るため、接続協議において強い交渉力を有する事業者に対する「非対称規制」として、接続応諾義務に加えて、接続料や接続条件の約款化等が義務付け。
- 接続料算定の適正性向上の観点から、これまでに算定・検証の基本的枠組みが整備。

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力

指定要件

都道府県ごとに
50%超のシェアを占める加入者回線を有すること
NTT東日本・西日本を指定(1998年)

業務区域ごとに
10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること

NTTドコモ(2002年)、沖縄セルラー(2002年)KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定

接続関連規制

■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制

■ 接続会計の整理・公表義務

(※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制

■ 接続会計の整理・公表義務

適正原価+適正利潤に照らし公正妥当な額
(電気通信事業法第33条4項2号)

適正原価+適正利潤を超えない額
(電気通信事業法第34条3項2号)

算定

接続料の算定方法
(第一種指定電気通信設備接続料規則(2000年11月))

接続料の算定方法
(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

検証

接続約款の認可申請に併せて算定根拠の総務大臣への提出
(算定根拠も併せて接続約款を審議会へ諮問)
(電気通信事業法施行規則(1997年11月))

接続約款の届出に併せて算定根拠の総務大臣への提出
(届出のあった算定根拠を総務省にて確認)
(電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務
(第一種指定電気通信設備接続会計規則(1997年12月))

接続会計の整理・公表義務
(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

- 二種指定制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その**算定対象機能(アンバンドル機能)**や**具体的な算定方法**は、二種接続料規則、事業法施行規則等で規定されている。
- 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証している。

(1)アンバンドル機能

- 事業法において、総務省令で定める機能について接続料の設定が義務付けられている。
- 接続料の設定を要する機能として、二種接続料規則において、次の4つの機能が規定されている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

(2)接続料の算定方法

- 事業法において、接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 二種接続料規則において、原価、利潤及び需要の実績値に基づく「実績原価方式」による接続料の算定方法について規定されている。

$$\boxed{\text{接続料単価}} \leq \frac{\boxed{\text{適正な原価}} + \boxed{\text{適正な利潤}}}{\boxed{\text{需要}}}$$

- 事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

- 事業法第34条第3項第1号口の二種指定設備設置事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき総務省令で定める機能、すなわち、「アンバンドル機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定している。
- また、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、ガイドラインに「開放を促進すべき機能」を規定している。

アンバンドル機能(二種接続料規則第4条)

1 音声伝送交換機能
2 データ伝送交換機能 ※接続料は、次の3部分に区分して算定 ア イ、ウ以外の機能 イ 回線管理機能 ウ SIMカード提供機能
3 番号ポータビリティ転送機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能

※ アンバンドル機能は、①他の事業者から要望があること、②技術的に可能であること、③二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることの要件を満たした場合に設定。

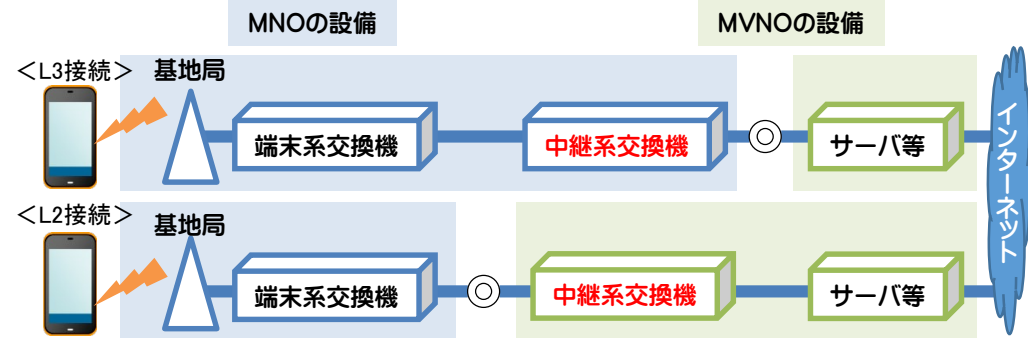
開放を促進すべき機能(ガイドライン)

1 料金情報提供機能
2 携帯電話のEメール転送機能
3 パケット着信機能
4 端末情報提供機能
5 HLR/HSS連携機能

※ 左記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、左記②、③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に設定。

データ伝送交換機能(L2(レイヤ2)接続機能)の開放

- L2接続では、L3接続と異なり「中継系交換機」をMVNOが管理・運営。同交換機は、IPアドレスの配布や認証、セッション管理といった機能を担っており、MVNOのサービス設計の自由度が高くなる。
- 2007年の総務大臣裁定を踏まえ、2010年、ガイドラインにおいて「アンバンドルすることが望ましい機能」に設定（現在は二種接続料規則においてアンバンドル機能に設定）。



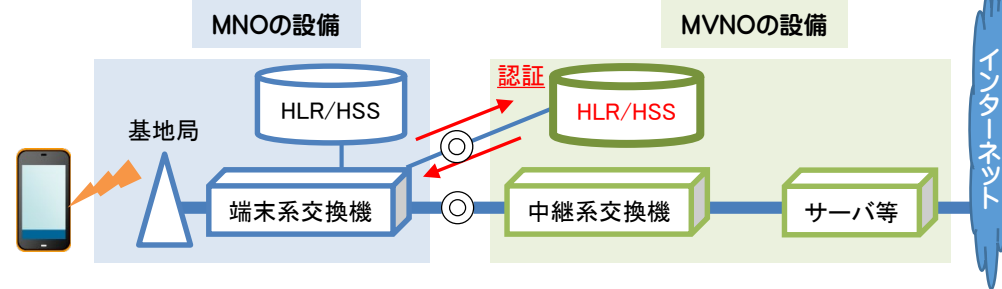
HLR/HSS(加入者管理機能)連携機能の開放

- 加入者管理機能(※)は、SIMカードに記録されている携帯電話番号や加入者識別番号のほか、端末の所在地、顧客の契約状況等を管理するデータベースであり、個別のSIMカードによるネットワーク利用を認証・制御。MVNOが設置することにより、独自料金体系による国際ローミングサービスの提供、IoT用の耐久性の高いSIMカードの発行等が可能となる。

※ HLR(Home Location Register) / HSS(Home Subscriber Server)

- 2016年、ガイドラインにおいて「開放を促進すべき機能」に設定。

<加入者管理機能を自ら提供するMVNO>



データ伝送交換機能における接続料算定区分設定

- データ伝送交換機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素である制御系の機能(回線管理機能)やSIMカードの提供については、接続約款には接続料の記載がなされていたが、具体的な算定方法が定められていなかった。
- 2017年、接続料の適正化を図るため、二種接続料規則において、これらの接続料を算定するための区分を設定。

【データ伝送交換機能に係る接続料算定区分(二種接続料規則)】

接続料算定区分	接続料の単位
1 2及び3以外	回線容量
2 回線管理機能 ※ 伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの	回線数
3 SIMカードの提供に係るもの	SIMカードの枚数

原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

+

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定
※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

$$\text{他人資本費用} = \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

正味固定資産価額 + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。) × (機能の提供から接続料収納までの平均的な日数 / 365日)

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利率及び有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

+

$$\text{自己資本費用} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率(1-他人資本比率)} \times \text{自己資本利率}$$

期待自己資本利率の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利率に比して高い年度を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したもとして総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値

+

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利率相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要

(通信料等の実績値)

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類			営業 収益	営業 費用	営業 費	運用 費	施設 保全費	共通 費	管理 費	試験 研究費	研究 費償却	減価 償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税 公課	営業 利益	摘要		
																		音声伝送 役務	データ伝送 役務
移動電気通信役務	音声伝送 役務	携帯電話																	
		その他																	
		小計																	
	データ伝送 役務	携帯電話・BWA																	
		その他																	
		小計																	
	小計																		
移動電気通信役務以外の電気通信役務																			
合計																			

(記載上の注意)

- 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種別の役務に配賦すること。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役務に配賦すること。

営業	費	
窓	口	契約申込等件数比
料	金	料金請求件数比
販	売	販売件数比
そ	他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比
の		
運	加	加入数比又は取扱量比
用	入	
施	関	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
設	連	
保	関	関連する固定資産価額又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
全	連	
費	関	関連する固定資産価額又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
共	連	
通	関	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
費	上	
管	同	
理	上	
費		
試	同	
験	上	
研		
究		
費		
償		
却		
費		
減		
価		
償		
却		
費		
固		
定		
資		
産		
除		
却		
費		
固		
定		
資		
産		
価		
額		
比		
通		
信		
設		
備		
使		
用		
料		
回		
線		
数		
比		
又		
は		
取		
扱		
量		
比		
租		
税		
公		
課		
等		
固		
定		
資		
産		
価		
額		
比		
事		
業		
所		
税		
管		
理		
部		
門		
等		
の		
人		
件		
費		
比		

- 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役務に配賦すること。
- 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務							移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
	音声伝送役務			データ伝送役務					
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計			
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
機械設備	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
空中線設備	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
通信衛星設備	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
端末設備	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
市内線路設備	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
市外線路設備	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
土木設備	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
海底線設備	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
建物	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
構築物	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
機械及び装置	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
車両及び船舶	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
工具、器具及び備品	取得価額								
	減価償却累計額								

	帳簿価額								
休止設備	取得価額								
	減価償却累計額								
土地	帳簿価額								
	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
リース資産	取得価額								
	減価償却累計額								
建設仮勘定	帳簿価額								
	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
有形固定資産合計	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
無形固定資産合計	帳簿価額								
電気通信事業固定資産合計									

(記載上の注意)

- 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

- 二種指定制度における接続料の適正性に関する検証は、二種指定事業者から提出される接続料の算定根拠に基づき、総務省において行っている。
- 二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されることが重要であり、そのためには、接続料の水準や算定プロセスについての検証を、一層充実させることが重要。
- 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(2019年4月)の指摘を踏まえ、2019年度に適用される接続料から、その算定根拠について、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会への報告を行うこととしている(2019年6月19日に実施。)
- 当該委員会の場で委員から示された指摘等を踏まえ、総務省において、二種指定事業者に対して改めて確認する、所要の制度改正について検討を行う等、検証の充実を図ることとしている。

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(2019.4)(抜粋)

第5章 事業者間の競争条件に関する事項

1. 接続料算定の適正性・透明性の向上

(3) 対応の方向性

② 透明性の向上

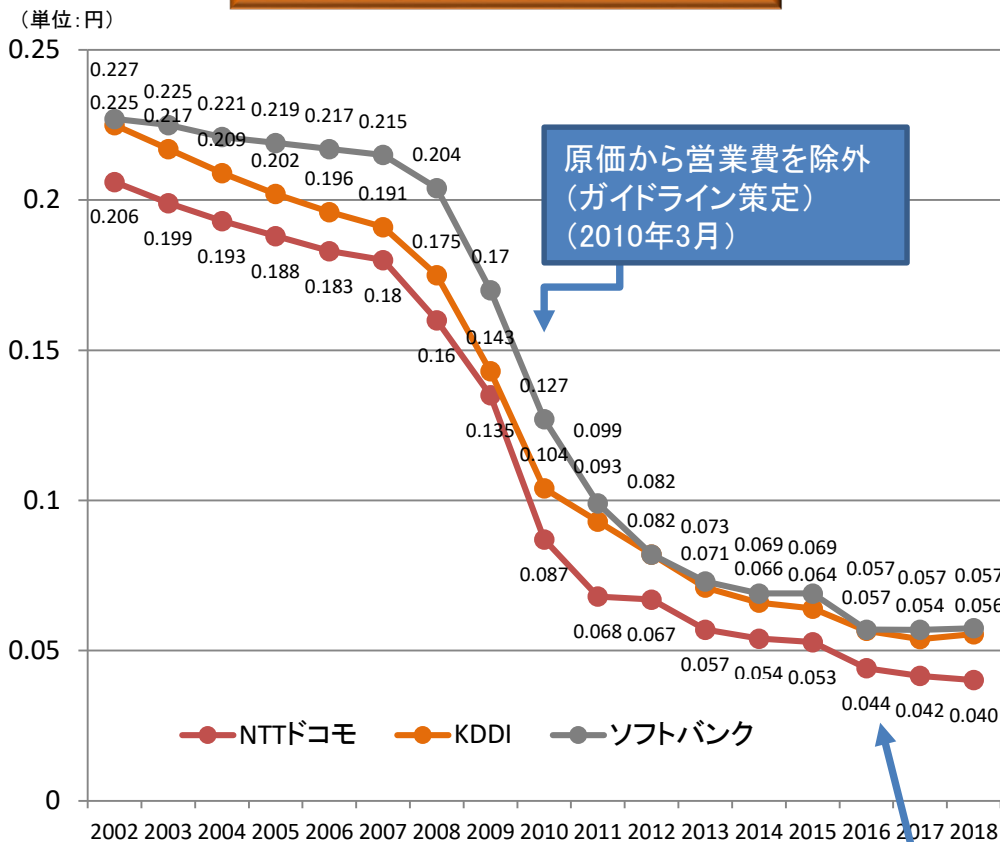
MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定のプロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要である。また、一種指定制度において、算定根拠等についての審議会での検証や公表により、その算定方法の精緻化が徐々に進められてきた経緯を踏まえると、二種指定制度における接続料についても、その算定根拠等を踏まえて、算定方法の一層の精緻化を検討することが必要である。

一方で、一種指定制度とは異なり、二種指定制度では、対象事業者が複数あり、競争環境下で役務の提供を行っていることから、一般に公表可能なデータの範囲には相違があることも考えられる。

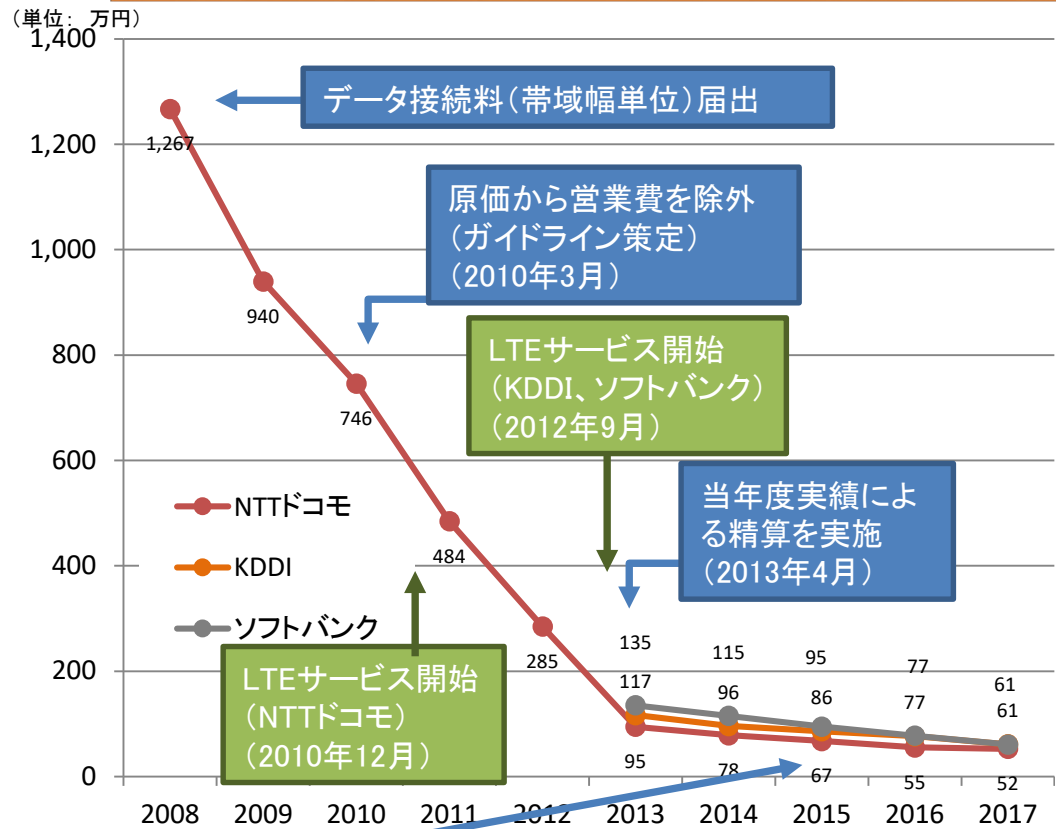
そのため、総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料(2018年度末に届出)から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である。また、接続料の算定方法の検討に際しては、実際に提出された算定根拠をその検討の場に示すことが適当である。

- MVNOが支払うデータ接続料は、これまで一貫して減少。
- 2014年度から2017年度までの3年間では、約33～47%の減少。

音声接続料の推移(1秒あたり)



データ接続料(回線容量単位)の推移(10Mbpsあたり・月額)



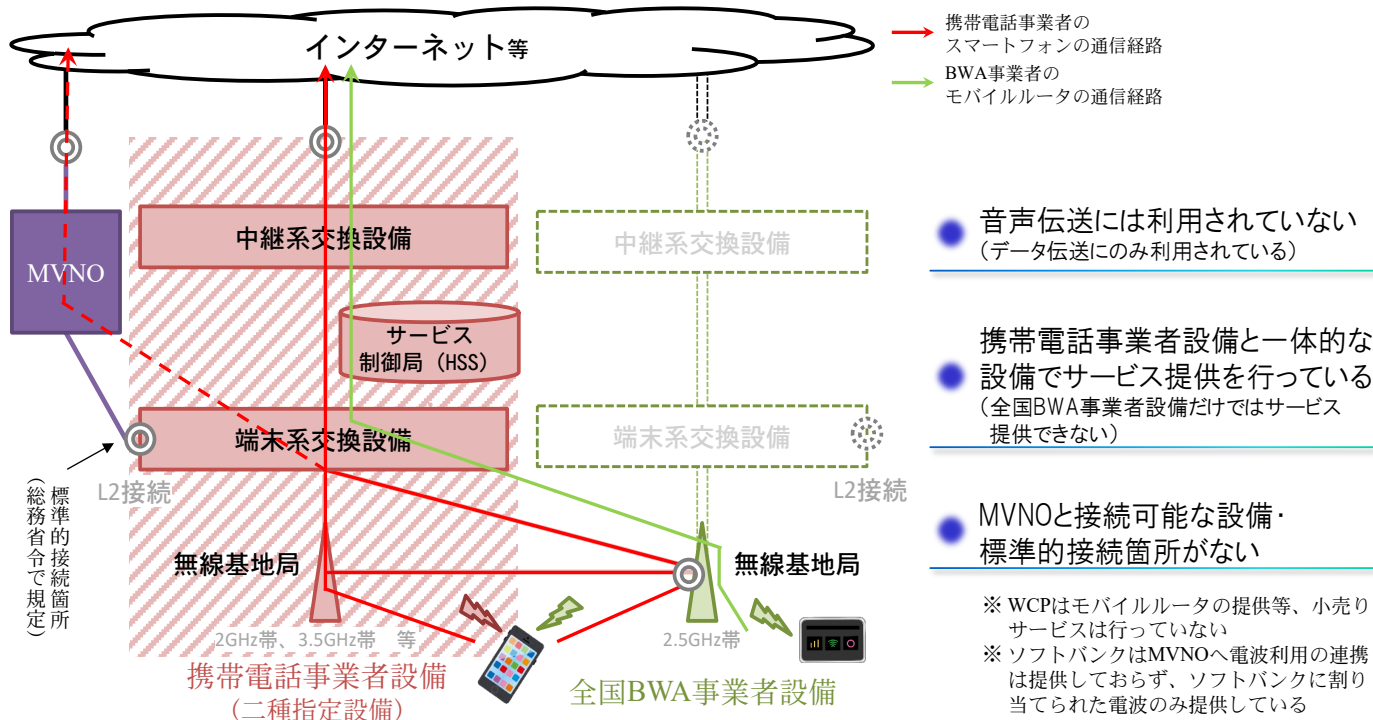
※ 2015年度の音声接続料及び2014年度のデータ接続料の値は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

**第二種指定電気通信設備制度の
全国BWA事業者への適用
に係る規定改正関係資料**

- **第二種指定電気通信設備制度**は、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場において、相対的に多数の特定移動端末設備(※1)を収容する設備を設置する電気通信事業者が、交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、**特定移動端末設備のシェアが総務省令で定める割合(※2)を超える電気通信設備**を、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべきものとして**総務大臣が指定し(※3)**、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して**接続料(※4)及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課す**ものである。
 - ※1 電気通信事業法施行規則で定められており、2016年3月の同令改正により、BWA(WiMAX2+、AXGPに限る。)端末が追加されている。
 - ※2 電気通信事業法施行規則で定められており、2012年6月の同令改正により、10%とされている。
 - ※3 現在、株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の設置する電気通信設備が指定されている。
 - ※4 接続料は、適正な原価、適正な利潤により算定するものとされている。
- 現在、全国BWA事業者である**Wireless City Planning 株式会社**(以下「WCP」という。)及び**UQコミュニケーションズ株式会社**(以下「UQ」という。)の特定移動端末設備のシェアは、**上記の割合を超えている**。
- よって、**当該2社の設置する電気通信設備を指定し**、当該2社に対し本制度を適用する。

- 指定に併せて、全国BWA事業者の設備利用等の実態に鑑み、音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定整備を行うとともに、複数事業者の第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)の連携に係る規定整備を行う。

【全国BWA事業者に係る設備利用等の実態(イメージ)】



- なお、本件については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において検討が行われ、中間報告書(平成31年4月)において、「特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定するべきである」、「全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当である」旨の指摘がなされている。

全国BWA事業者の電気通信設備の指定

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第34条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として、新たにWCP及びUQの設置する電気通信設備を指定する。

【新たに指定する電気通信設備一覧】

電気通信事業者	電気通信設備
WCP	<ul style="list-style-type: none"> 一 施行規則第23条の9の2第3項第1号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。） 二 施行規則第23条の9の2第3項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備 三 施行規則第23条の9の2第3項第2号の伝送路設備 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第二号から前号までに掲げるものを除く。）
UQ	<ul style="list-style-type: none"> 一 施行規則第23条の9の2第3項第1号口の交換設備 二 施行規則第23条の9の2第3項第2号イの伝送路設備 三 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（前号に掲げるものを除く。）

注：指定する電気通信設備は、電気通信事業者から提出されたネットワーク構成図を基に特定したものである。

音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定整備

BWAは、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現に、**全国BWA事業者2社は音声伝送役務を提供していない**。こうした制度及び設備利用の実態に鑑み、**音声伝送役務を提供していない電気通信事業者については、本制度における音声伝送役務に係る規律を適用しないこととし、所要の規定整備を行う。**

① 技術的条件を定める標準的接続箇所(施行規則第23条の9の4)

- 事業法第34条第3項第1号イの規定により、二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)は標準的接続箇所における技術的条件を接続約款に定めなければならないこととされている。
- 標準的接続箇所については、施行規則第23条の9の4第1項において、音声伝送役務に関する箇所(2箇所)及びデータ伝送役務に関する箇所(1箇所)とされているところ、これを改正し、音声伝送役務の提供に用いられる基地局を設置していない場合は、データ伝送役務に関する箇所のみとする。

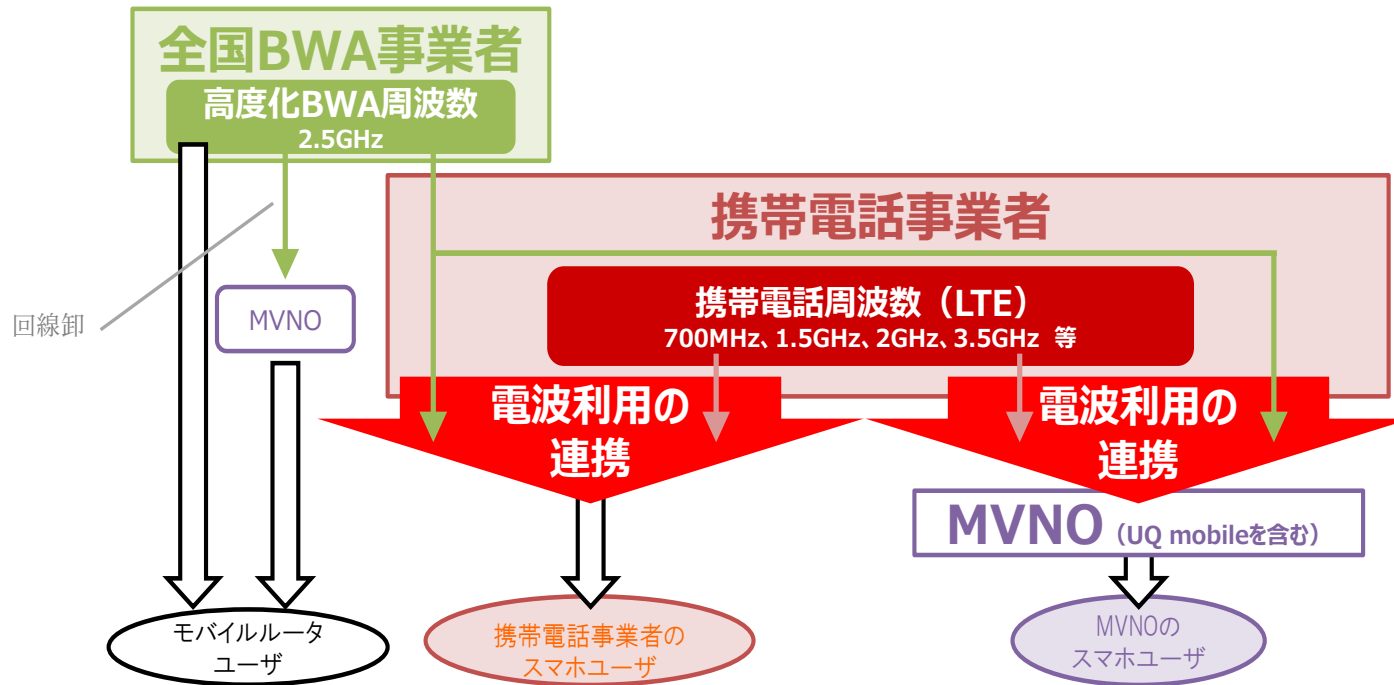
② 接続料を定める機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第4条)

- 事業法第34条第3項第1号ロの規定により、二種指定事業者は、機能ごとの接続料を接続約款に定めなければならないこととされている。
- 機能については、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)第4条第1項において、音声伝送役務に関する機能(3機能)及びデータ伝送役務に関する機能(1機能)とされているところ、これを改正し、音声伝送役務の提供に用いられる基地局を設置していない場合は、データ伝送役務に関する機能のみとする。

複数事業者の第二種指定電気通信設備の連携に係る規定整備

- 現在、**全国BWA事業者**は関連会社である**携帯電話事業者**と一体で「**電波利用の連携**」を行うなどにより、データ伝送役務の提供を行っている。
- こうした設備利用の実態に鑑み、また、今後、類似の形態による設備利用が出てくることも考えられることから、他の類似の形態にも適用するものとして、**複数事業者の二種指定設備の連携に係る規定整備**を行う。

【携帯電話事業者と全国BWA事業者との関係(イメージ)】



※ WCPはモバイルルータの提供等、小売りサービスは行っていない

※ ソフトバンクはMVNOへ電波利用の連携は提供しておらず、ソフトバンクに割り当てられた電波のみ提供している

① 接続料算定方法に関する規定整備(二種接続料規則第16条等)

二種接続料規則において、複数事業者の二種指定設備により実現される機能に係る接続料算定方法を次のとおり整備する。

- A) 複数事業者が機能をそれらの二種指定設備により実現する場合、当該複数事業者は、接続料を算定する事業者を明らかにして総務大臣の承認を共同して受けた上で当該機能に係る接続料を設定しなければならない。
- B) 接続料を算定する事業者は、当該機能に係る接続料について、自らの接続会計及び他の事業者の接続会計に基づき原価及び利潤を算定する等の方法により設定するものとする。
- C) 他の事業者は、当該機能に係る接続料について、接続料を算定する事業者の設定した接続料と同額として設定するものとする。

② 標準的接続箇所に関する規定整備(施行規則第23条の9の4)

- 施行規則第23条の9の4第1項では、技術的条件を定めなければならない標準的接続箇所が規定されている。
- これを改正し、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換が他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合に、その箇所を自らの標準的接続箇所とすることとする。

③ 接続約款記載事項に係る規定整備(施行規則第23条の9の5)

- 施行規則第23条の9の5では、接続を円滑に行うために必要なものとして接続約款に定めなければならない事項が規定されている。
- これを改正し、①の総務大臣の承認を受けた複数事業者にあつては、承認に係る機能の概要、接続料の支払方法、責任の分界を接続約款に定めなければならないこととする。

※ その他、所要の規定整備を行う。

施行日

令和元年12月24日から施行する※。

※ 事業法第34条第8項の規定により、新たに指定をされた二種指定設備を設置する事業者は、指定の日から3月以内に接続約款の届出を行わなければならないところ、当該事業者における事務負担の軽減、とりわけ将来原価方式における具体的な予測方法についての慎重な検討に配慮することとし、年度内に2度の接続料算定を行わなくてもよいこととするよう、指定日を本年12月24日とするもの。

(参考) スケジュール

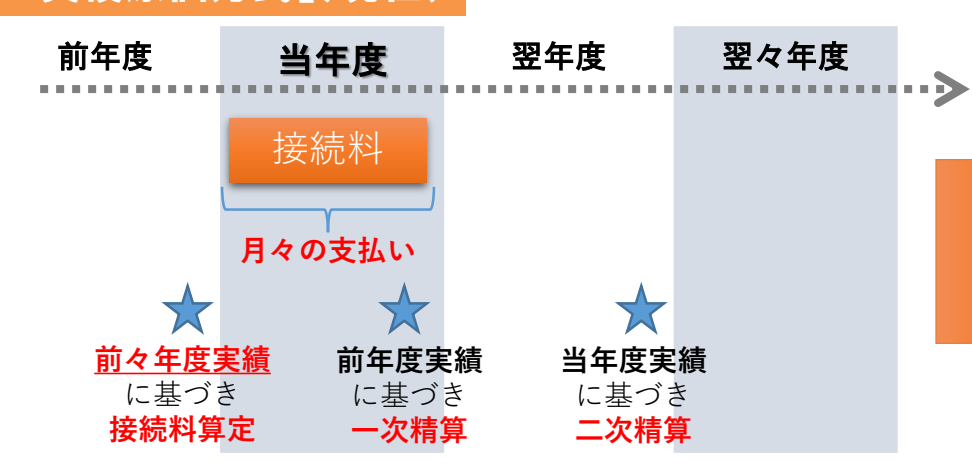
令和元年

6月21日	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 諮問
6月22日～7月22日	意見募集
7月25日～8月7日	再意見募集
8月22日	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 審議
8月23日	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 審議

**将来原価方式の導入に係る
規定改正関係資料**

- 第二種指定電気通信設備制度**では、原価、利潤及び需要の実績値に基づき接続料を算定する「**実績原価方式**」が採用されているところ、接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、最終的な支払額が当年度末や翌年度末まで確定しないことから、**MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じている**との指摘がある。また、接続料の低下局面にあつては、前々年度の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、**MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じている**との指摘がある。
- 他方、**第一種指定電気通信設備制度**で採用されている原価等の予測値に基づき接続料を算定する「**将来原価方式**」では、接続料が合理的な将来予測に基づき算定されるため、**MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が向上する**、前々年度の実績値に基づく支払いが不要となり、**キャッシュフロー負担が軽減する**といったメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には**予見性の一層の向上も期待**されるものである。
- 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）とMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料の設定を要する機能のうち、**データ送交換機能について、令和2年度に適用される接続料から「将来原価方式」により算定するものとする**こととし、**所要の規定整備を行う**。

「実績原価方式」(現在)



「将来原価方式」(令和2年度以降)



- 本件については、「**モバイル市場の競争環境に関する研究会**」(座長:新美 育史 明治大学名誉教授)において検討が行われ、同研究会中間報告書(平成31年4月)では、「**少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべき**」との指摘がなされた。
- その後、「**接続料の算定に関する研究会**」(座長:辻 正次 大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授)において具体的な算定の在り方についての検討が行われ、同研究会第三次報告書(令和元年9月)において、**対象機能、算定期間・算定頻度、算定期限、算定方法、予測と実績の乖離の調整等に係る対応の方向性**が取りまとめられた。

○「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(平成31年4月)(抜粋)

1. 接続料算定の適正性・透明性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要であり、接続料の算定方法についても、その適正性の一層の向上が必要である。

その点において、「将来原価方式」は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上も期待されるものである。原価等の正確な予測は難しい面があるとの指摘もあるが、事業者における設備投資、減価償却費等の予想の状況や近年の接続料の変化傾向等から、一定の精度の予測を行うことは可能と考えられる。また、予測と実績の乖離については、精算や乖離額調整を導入することによる対応が考えられる。

そのため、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、**少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべき**である。**具体的な算定方法の在り方については、専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ、次のような検討事項について集中的に議論を行うことが適当**である(略)。あわせて、現在該当年度の翌年度末に実施されている接続料算定の早期化を求めることについて検討すべきである。

- 二種指定制度では対象事業者が複数存在すること等を踏まえ、合理的な予測の方法を各社共通なものとして予め定める必要があるか。定める場合、どのような方法とすることが適当か。
- 予測と実績の乖離については、いずれかの方法により事後的に調整することが適当であると考えられるところ、具体的にどのような方法により調整を行うことが適当か。
- 「将来原価方式」により算定する接続料は、データ伝送交換機能のみでよいか。
- 算定期間及び算定頻度をどのように設定するのが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
- 原価等のさらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

(1) 将来原価方式の定義

- 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31条。以下「二種接続料規則」という。)第2条において、**将来原価方式は、第二種指定電気通信設備接続会計及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、接続料が適用される年度に係る予測値に基づき当該接続料を算定する方式**である旨規定する。

(2) 接続料の算定期間

- 二種接続料規則第6条第3項において、実績原価方式に係る接続料の算定期間は1年とされているところ、これを改正し、**将来原価方式に係る接続料の算定期間は3年**とする。
 - ※ 1年度目、2年度目及び3年度目の3つの接続料を設定。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度について、二種指定事業者からは、モバイル市場では設備競争が行われており、環境変化も激しいことから、算定期間が長期であるほど予測の精度が悪化する等の意見が示されているが、**2年度目、3年度目の接続料については、1年度目の接続料よりも予測の精度が劣ることになるとしても、MVNO側から意見が示されているとおり、MVNOの事業運営において大きなウェイトを占める接続料について、将来の複数年度の予測が行われ、中期的な接続料支払額の見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用である**と考えられ、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、MVNOにおける予見性を確保し、二種指定事業者とMVNO公正競争を促進する重要性に鑑み、**将来原価方式による接続料の算定期間は3年度とすることが適当**である。

また、技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も急速に変化していくことが想定される場所、その時々状況が接続料に適切に反映されるようにするため、**3年度分の接続料の算定を毎年度行うこととすることが適当**である。

(3) 予測値の算定項目・算定方法

① 原価

二種接続料規則において、接続料の「原価」は「第二種指定設備管理運営費」とされている。同規則第7条第2項の規定を改正し、将来原価方式においては、「第二種指定設備管理運営費」について、合理的な将来予測を行うものとする。

② 利潤

二種接続料規則において、接続料の「利潤」は、「他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税」の合計額とされており、「他人資本費用の額、自己資本費用の額及び利益対応税」は、それぞれ「レートベース」を用いて計算するものとされており、「レートベース」は、対象設備等の「正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品、運転資本の合計額」とされている。同規則第8条第3項の規定を改正し、将来原価方式においては、「正味固定資産価額」について、合理的な将来予測を行うものとする。

③ 需要

二種接続料規則第11条第2項の規定を改正し、将来原価方式においては、「需要」について、合理的な将来予測を行うものとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

一種指定制度では、予測値の算定方法は基本的に一種指定事業者の判断に委ねられているところ、これを参考に、予測値の算定を行う項目及びその項目ごとに合理的な算定を行うことを二種接続料規則において定めた上で、具体的な予測値の算定方法は、まずは、基本的には二種指定事業者の判断に委ねることとするのが適当である。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるが、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、MVNOにおける予見性確保の趣旨に鑑み、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定事業者が用いている情報と同様な情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えられ、また、二種指定制度は届出制であり、指定事業者が複数存在することを踏まえると、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることも重要と考えられることから、一種指定制度における事例を参考に、予測値の算定方法について、一定の共通の考え方により設定されるようにするとともに、二種指定事業者の設定した算定方法に係る検証を継続的に実施することにより、その適正性が確保されるようにし、また、予測と実績の乖離による経営への影響をなるべく小さくするため、MVNOに対する情報提供等が行われるようにすることが適当である。

(4) 接続料の設定

- 二種接続料規則第13条の規定を改正し、接続料の設定を要する4機能(※)のうち、データ伝送交換機能(回線容量単位接続料及び回線数単位接続料)について、将来原価方式により算定する接続料(予測接続料)及び実績原価方式により算定する接続料(精算接続料)を設定するものとする。

※ 音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能及びショートメッセージ伝送交換機能

- 予測接続料は、3事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする。
- 精算接続料は、専ら精算のみに用いるものとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

データ伝送交換機能については、回線容量に係る接続料(単位:回線容量)、回線管理に係る接続料(単位:回線数)、SIMカード提供に係る接続料(単位:枚数)に区分して接続料を算定することとされているところ、二種指定事業者からは、回線管理に係る接続料について、回線容量に係る接続料とは異なりMVNOにおける支払額が小さいこと、その水準が低下傾向になく今後も相当の需要増が見込まれないことから、将来原価方式により算定するメリットがない旨の意見が示されている。また、SIMカード提供に係る接続料について、これらに加え、ベンダーからの調達実費ベースで算定しているため、将来原価方式に馴染まないとの意見が示されている。

データ伝送交換機能のうち、回線容量に係る接続料及び回線管理に係る接続料については、過去の実績値に基づき算定され、精算を行うこととされていることから、MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じる可能性があること、また、IoTの普及等も想定される中、相当の需要増が見込まれないとは言えず、過去の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われ、過大なキャッシュフロー負担が生じる可能性があること、さらに、回線管理に係る接続料について、その支払額は回線容量に係る接続料と比べると小さいものではあるが、MVNO委員会から意見が示されているとおり、特に取扱うトラフィックの小さい事業者にとっては重要なコスト指標であって、その予見性が高まることは、事業運営上有益と考えられることから、将来原価方式による算定の対象とすることが適当である。

(5) 接続料の精算

- 二種接続料規則第17条の規定を改正し、二種指定事業者は、**精算接続料を変更したときは、当該精算接続料の計算の基礎となった事業年度に適用された予測接続料との差額に、当該事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を、他の事業者と精算するものとする。**

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

予測と実績の乖離の調整方法としては、現在の二種指定制度の実績原価方式で採用されている二種指定事業者とMVNOとの間で個別に精算する方法と、乖離額調整が考えられる。

(略)

MVNO委員会からは、企業会計の観点からは差額が判明した時点で実績年度の会計に反映させるのが原則であり、MVNO間の公平性の観点からも精算が望ましいが、予測と実績の乖離の極小化、実績算出の早期化、適時の情報提供等と併せて検討すべき旨の意見が示されている。また、二種指定事業者においては、MVNO間の負担の公平性の観点から精算が望ましいとする意見が多い。

こうした**関係事業者の意見を踏まえると、予測と実績の乖離が発生した場合、精算により調整することが適当である。**

ただし、精算の場合、予見性確保の面で課題が残ることから、MVNOにおける予見性を確保し、予測と実績との乖離による経営への影響をなるべく小さくするため、予測値に基づく接続料の算定期間、実績値に基づく接続料の算定期間をなるべく早い時期に設定するとともに、MVNOが乖離の規模を予見できるよう、MVNOに対して適時の情報提供が行われるようにすることが適当である。

なお、今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である。

※ その他、所要の規定整備を実施。

接続料の届出時期

電気通信事業法施行規則において、接続約款を変更しようとする者は、その実施の日の7日前までに接続約款を提出しなければならないこととされているところ、これを改正し、

- **精算接続料**について接続約款を変更しようとする者の場合は、**事業年度の経過後9月以内(12月まで)に提出**しなければならないこととし、
- **予測接続料**について接続約款を変更しようとする者の場合は、**事業年度経過後11月以内(2月末まで)に提出**しなければならないこととする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

接続料算定の早期化については、MVNOから従来から強い要望がなされており、本研究会では、MVNO委員会から次のとおり具体的な要望がなされている。

- ① 予測値に基づく接続料の算定時期は、算定に二種指定事業者が有する最新の見込み等が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できる時期として、第4四半期の早い段階を希望する。
- ② 実績値に基づく接続料の算定時期は、予測と実績の乖離を精算により調整することとした場合、MVNOにおける業績予想や予算執行を修正できる時期として、第3四半期の早い段階を希望する。
- ③ 接続料水準に影響を及ぼしうる事項が生じた場合、MVNOに対して事前にできる限り早期に情報提供がなされることを希望する。

予測と実績の乖離を精算により調整することとすると、MVNOにおける予見性確保の面で課題が残る。二種指定事業者からは、将来原価方式の導入により接続料算定の工数が増加するため、算定時期の早期化は困難である旨の意見が示されているが、この課題を補うためにも、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保に向け、**接続料の算定を早期化することが適当**である。

一方で、予測値については、あまりにも早期に算定しなければならないこととすると、精度の面で支障が生じる可能性がある。よって、MVNO側の意見を踏まえつつ、**予測値に基づく接続料の算定は2月末まで、実績値に基づく接続料の算定は12月末までに行うこととすることが適当**である。

MVNOへの情報開示

- 平成28年総務省告示第107号(電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件)を改正し、予測と実績の乖離について、MVNOにおいて、自らの努力によりある程度予想できるようにするため、開示の請求があった者に開示する情報に、次の情報を追加する。
 - ① 予測接続料と精算接続料についての原価、利潤及び需要の乖離率
 - ② 予測値の具体的な算定方法
- また、同告示において、需要の対前年度比について、現在は接続料算定後に更新することとされているところ、これを改正し、毎事業年度経過後6月以内に更新することとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

(4) 予測値の算定方法

MVNO委員会からは、予測と実績の乖離の具体的な要因を開示するよう要望がなされている。二種指定事業者において、予測と実績の乖離をなるべく小さくするよう算定を行ったとしても、予測と実績の乖離は生じ得るものであるところ、それによる経営の影響をなるべく小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離をある程度予想できるようにすることが重要であり、そのためには、予測値の算定に関する情報がMVNOにある程度提供されることが必要と考えられる。

そうした観点から、予測値の算定方法について、二種指定事業者の確認の上、可能な範囲で、情報開示の仕組み等により、MVNOにおいても確認できるようにすることが適当である。

また、予測値に基づき算定された原価、利潤及び需要について、実績値が算定された後、予測と実績の乖離の比率を、情報開示の仕組み等によりMVNOにおいて確認できるようにすることが適当である。また、それぞれの項目の乖離の理由についてもMVNOに情報提供がなされることが望ましく、まずは、二種指定事業者における自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うよう努めることとすることが適当である。

(6) 実績値等の算定期間

また、MVNOにおいて、予測と実績の乖離を事前にある程度予想できるようになると、業績予想や予算執行の修正を行いやすくなると考えられる。この点、需要については、二種接続会計に基づき計算するものではなく、原価及び利潤と比べて早期に算定することができるものと考えられる。現在、情報開示の仕組みにおいて、MVNOからの求めに応じ、原価、利潤及び需要の対前算定期間比を開示することとなっているところ、このうち、需要の対前算定期間比については、接続料算定後ではなく、遅くとも、9月末から開示されるようにすることが適当である。

- 具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねることとするところ、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年6月策定)において、①予測値の算定の考え方、②予測値の算定方法の検証、③予測と実績の乖離の理由に係る情報提供について規定する。

①予測値の算定の考え方

予測値の算定の考え方として、次の旨を規定。

- 二種接続料規則では、合理的な将来の予測を行うこととされており、**具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。**
- ただし、**予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要。**また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、**二種指定事業者が用いる情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることも重要。**
- より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、固定資産を構成する区分ごとに適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。
- 予測値の算定に当たっては、**過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。**
- 具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込みやシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

②予測値の算定方法の検証

予測値の算定方法の検証について、次の旨を規定。

- 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。
- この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、次のとおり指摘されている。
 - 検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である。
 - 検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に係る1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である。
- また、予測と実績の乖離の調整について、次のとおり指摘されている。
 - 今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である。

③予測と実績の乖離の理由に係る情報提供

予測と実績の乖離の理由についてのMVNOへの情報提供について、次の旨を規定。

- 予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、**MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要**である。
- 情報開示告示の規定により、二種指定事業者は、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要に係る予測値の算定方法及び予測接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する精算接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの乖離率について、開示の請求のあった者に限り開示することとされているところ、これに加え、**原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい**。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

MVNO委員会からは、予測と実績の乖離の具体的な要因を開示するよう要望がなされている。二種指定事業者において、予測と実績の乖離をなるべく小さくするよう算定を行ったとしても、予測と実績の乖離は生じ得るものであるところ、それによる経営の影響をなるべく小さくするためには、**MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離をある程度予想できるようにすることが重要**であり、そのためには、予測値の算定に関する情報がMVNOにある程度提供されることが必要と考えられる。

そうした観点から、予測値の算定方法について、二種指定事業者の確認の上、可能な範囲で、情報開示の仕組み等により、MVNOにおいても確認できるようにすることが適当である。

また、予測値に基づき算定された原価、利潤及び需要について、実績値が算定された後、予測と実績の乖離の比率を、情報開示の仕組み等によりMVNOにおいて確認できるようにすることが適当である。また、**それぞれの項目の乖離の理由についてもMVNOに情報提供がなされることが望ましく、まずは、二種指定事業者における自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うよう努めることとすることが適当**である。

施行日

公布の日から施行する。

※ 所要の経過措置を規定。

(参考) スケジュール

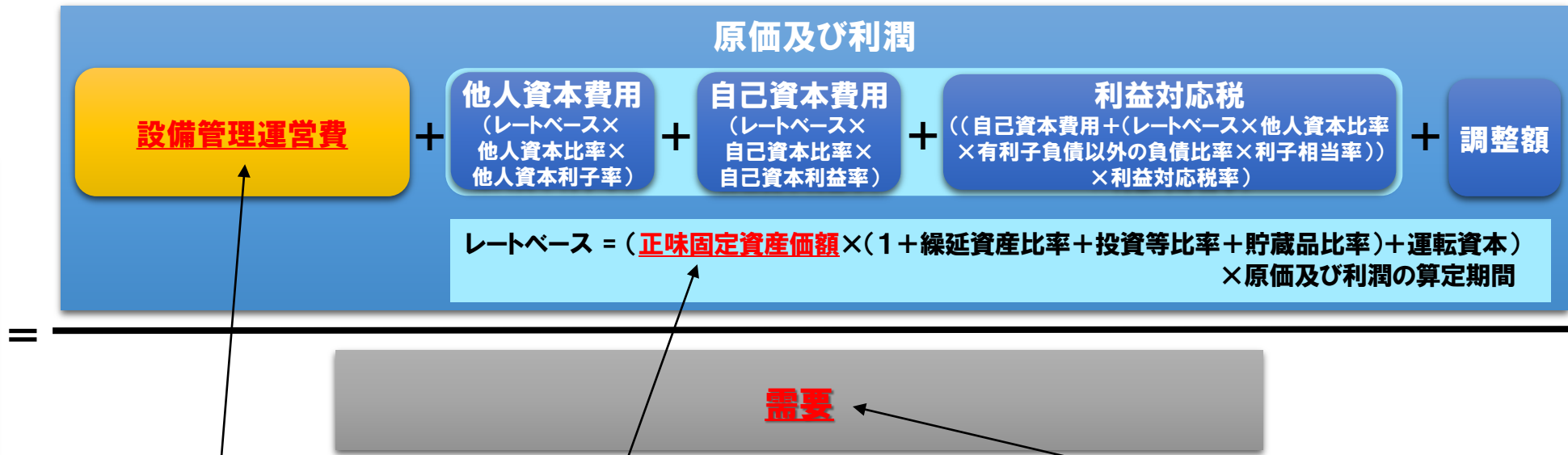
令和元年

9月27日	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 諮問
9月28日～10月28日	意見募集
10月31日～11月13日	再意見募集
12月3日	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 審議
12月24日	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 審議

- ✓ 諮問事項は二種接続料規則のみ。
- ✓ 令和元年度末に届出がなされ、令和2年度に適用される接続料から、将来原価方式が適用。

- 一種指定制度における「実績原価方式」の接続料算定方法は、以下の図式のとおり(概要)。
- 「将来原価方式」では、このうち①「設備管理運営費」、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税算出の基礎となる②「正味固定資産価額」、③「需要」について、合理的な将来予測に基づき算定。
- 具体的な将来予測方法は事業者任せられており、その適切性を認可の過程で判断。

接続料



- 一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」記載の費用の額。
- 「将来原価方式」では、これと通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定。

- 一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」の帳簿価額。
- 「将来原価方式」では、これと通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定。

- 機能ごとの通信量等の直近の実績値。
- 「将来原価方式」では、これに代えて将来の合理的な機能ごとの通信量等の予測値を用いる。

(参考2)「需要」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)までの接続料を予測した際の事例)

- フレッツ光については、年度末契約数が、毎年度、2013(H25)年度事業計画と同数の純増(50万契約)と予測し算定している。
- ダークファイバ、専用線等については、過去の増減等を用いて算定している。

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービス芯線数	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
ダークファイバ	504	651	769	889	1,018
シングルスター	391	443	498	561	630
シェアアクセス	113	208	271	328	388
専用線等	140	133	127	121	115

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
 ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
 マンションタイプ：ミニ・・・1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
 ミニ以外・・・光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
 ベーシック　　　：1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
 シングルスター方式　：平成25年度は直近3年間における最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
 シェアアクセス方式　：平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲4.8%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
純増数	40	50	50	50	50

(参考3)「固定資産価額」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

- 事例では、一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)の固定資産の額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- 予測値の「算定方法」としては、「当年度取得固定資産」(※)、「契約者数変動率」等をベースとしている。
 ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

			平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	取得固定資産	1,160,427	1,241,410	1,295,812	1,341,563	1,383,797	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		正味固定資産	450,999	454,136	432,066	402,541	373,971	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼働)－除却損
	電柱	取得固定資産	97,856	109,012	120,363	131,607	142,613	前年度値×契約者数変動率
		正味固定資産	33,871	37,732	41,661	45,553	49,362	前年度値×契約者数変動率
	その他	取得固定資産	15,463	16,048	16,404	16,686	16,938	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	1,891	1,964	2,008	2,043	2,074	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木	取得固定資産	868,084	967,051	1,067,749	1,167,496	1,265,131	前年度値×契約者数変動率	
	正味固定資産	175,571	195,588	215,954	236,128	255,875	前年度値×契約者数変動率	
建物	取得固定資産	38,780	40,125	40,950	41,608	42,198	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	11,769	12,177	12,427	12,627	12,806	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
構築物	取得固定資産	2,854	2,954	3,015	3,064	3,107	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	572	591	604	614	623	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
無形固定資産	取得固定資産	46,584	47,561	48,207	48,738	49,229	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	7,406	7,581	7,694	7,786	7,871	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
その他	取得固定資産	34,967	36,141	36,864	37,441	37,959	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	24,879	25,714	26,228	26,639	27,007	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
合計	取得固定資産	2,265,015	2,460,302	2,629,364	2,788,203	2,940,972		
	正味固定資産	706,958	735,483	738,642	733,931	729,589		

(参考4)「設備管理運営費」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

- 事例では、一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)年度の費用の額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- 予測値の「算定方法」としては、「取得固定資産伸び率」(※)、「契約者数変動率の伸び率」等をベースとしている。
 ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

区分	平成24年度実績		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		営業費用				
営業費	0	0	0	0	0	0
施設保全費	24,911	24,009	27,715	28,756	29,630	30,375
共通費	2,317	2,314	2,692	2,824	2,939	3,042
管理費	3,392	3,393	3,964	4,147	4,306	4,447
試験研究費	4,055	4,055	3,651	3,401	3,281	3,165
通信設備使用料	3	3	3	3	3	3
租税公課	14,524	14,524	15,825	16,984	18,077	19,150
減価償却費	51,829	51,820	53,081	52,377	50,986	49,662
固定資産除却費	7,215	6,966	7,291	7,398	7,435	7,474
(再)除却損	3,187	3,051	3,167	3,162	3,122	3,085
合計	108,247	107,084	114,222	115,890	116,657	117,318

算定方法
-
<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率
前年度値×正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

第 3 章 関係

通信料金の適正化、サービスの改善に向けて、ネットワーク提供条件の同等性確保、中古端末の国内流通促進、利用者の自由なサービス・端末選択の促進の3つの柱を通じて、モバイル市場の公正競争の更なる促進を図る。

<主な課題とそれに対する施策の提言>

ネットワーク提供条件の 同等性確保

● 関連MVNOやサブブランドの料金・品質(速度)の妥当性

- MNOの料金とコストの関係、MNOグループ内の「ミルク補給」を検証。
- MNOがトラヒックの不当な差別的取扱いを行わないことを担保(省令改正)。

● 接続料算定の適正性

- BWAサービスの提供のためにも用いる設備のコスト算定の厳正化(KDDI・ソフトバンクに対し3月22日に文書手交)。

● 事業者間移転(MNP)の円滑化

- 事業者間移転時に移転元からの引き止め機会のない手続が可能となるよう、MNOにおけるウェブによる手続を実現(ガイドラインに明示)。

● MNOの迷惑メール設定におけるMNOとMVNOの同等性

- MVNOからのメールが受信拒否されないための基準をMVNOに提示するようMNOに要請。

中古端末の 国内流通促進

● 中古端末の国内市場への流通

- MNOによる中古端末の国内市場での販売制限が業務改善命令の対象となることを明確化(ガイドラインを策定)。

● 中古端末のSIMロック解除

- MNOが中古端末のSIMロック解除に応じることを確保(ガイドラインを改正)。

● 中古端末の国内取引市場の形成

- 幅広く安心して取引ができる中古端末の取引市場の形成・発展に向けた関係者間の協力を後押し。
- 中古端末や修理部品の格付けについて、民間の共通指針の策定を後押し。
- 関係者による中古端末の流通障害要因の排除に向けた取組(盗品の排除等)を後押し。
- MNOにおける盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開を実現。

利用者の自由な サービス・端末選択の促進

● 利用者の利用期間拘束

- 2年契約満了時点までの違約金及び25か月目の料金のいずれも支払わない解約を、MNOにおいて実現。
- MNOに対し、自動更新の有無による提供条件の格差の縮小について検討を要請。
- 残債免除等施策の提供条件について、消費者保護ガイドラインにおいて契約前説明の対象と明示。

● 利用者による利用実態に合わせたサービス選択

- 過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例を利用者に案内するようMNOに要請。

● MNOから販売店への値引き等に関する実質的指示等

- MNOによる販売店に対する端末代金の販売価格やその値引き額の実質的指示は、業務改善命令の対象となることを明確化(ガイドラインを策定)。
- 公正取引委員会との連携を図る。

モバイル通信市場の公正競争促進に向けて措置すべき事項について(指導)(2018年6月6日実施)

1 携帯電話番号ポータビリティ(MNP)の円滑化

MNPIに際して、移転元事業者による強引な利用者の引き止めが生じないよう、対面や電話による利用者への対応等、利用者の引き止め機会となる手続を行わずに事業者間移転が可能となる手続を確保されたい。この趣旨から、貴社において、移転元事業者として、ウェブによるMNP手続が行われていない場合には、これが行われるよう平成31年5月末までに措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

2 加入者管理機能(HLR/HSS)連携機能の提供に係るMVNOの費用負担

HLR/HSS連携機能の提供に関してMVNOからの要望により協議を行うに際しては、MVNOが負担する金額並びにその根拠及び適正性に関する説明を当該MVNOに対し書面により行うこととし、その実施実績について、本年度のものについては、平成31年3月末までに、平成31年度のものについては、平成32年3月末までに、それぞれ報告されたい。

3 貴社の迷惑メールフィルタ設定

自社からのメールが受信拒否メールとして扱われないことを要望するMVNOに対しては、貴社において設けるセキュリティ確保のための要件を満たす場合にはこれに応じるとともに、この要件となる基準を当該MVNOに提示することとし、その対応状況について、本年度のものについては、平成31年3月末までに、平成31年度のものについては、平成32年3月末までに、それぞれ報告されたい。

4 ネットワーク利用制限の対象端末に関する迅速かつ明確な情報公開

端末代金の支払状況について、その支払い又は不払いが確認された翌々日までにネットワーク利用制限の対象端末に関する情報公開用ウェブサイトへ反映されるよう本年12月末までに措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

5 利用者契約における利用期間拘束

利用期間拘束及びその自動更新を伴う契約について、平成31年3月末までに、契約期間満了時点又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わずに解約することができるよう措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

6 利用者による利用実態に合わせたサービス選択

利用者がその利用実態に応じたサービス選択をできるよう、平成31年3月末までに次の措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、その実現後、速やかにその旨報告されたい。

- ① データ使用量と契約している料金プランに乖離が生じている利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プランの例を案内すること。
- ② 契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実させる等、利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を実施すること。

モバイル通信市場の公正競争促進に向けた検討等について(要請)(2018年6月6日実施)

1 帯域幅の柔軟な変更の可能性

柔軟な帯域幅変更について、MVNOからの要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能性について本年6月末までに報告するとともに、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、対応可能性について検討することとし、その検討結果について遅滞なく報告すること。

2 音声卸料金の低廉化等

音声卸料金の低廉化等について、MVNOからの要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能性について本年6月末までに報告するとともに、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、対応可能性について検討することとし、その検討結果について遅滞なく報告すること。

3 キャリアメールの転送サービス

キャリアメールの転送サービスについて、MVNOからの要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能性について本年6月末までに報告するとともに、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、対応可能性について検討することとし、その検討結果について遅滞なく報告すること。

4 利用者契約における利用期間拘束

利用期間拘束の自動更新の有無による利用者への提供条件の格差を縮小することについて検討し、その検討結果について本年6月末までに報告すること。

5 月途中の解約時における日割計算

月単位で設定している利用者料金に関し、利用者が必要以上に費用を負担することがないように、月途中の解約時における日割計算の実施について、各種料金ごとにその妥当性・可能性を検討し、その検討結果について本年6月末までに報告すること。